# 多面的機能支払交付金の活動の手引き

活動組織 • 広域活動組織 合併版



岐阜県農地·水·環境保全推進協議会 岐阜県農政部 東海農政局 監修

# 目 次

# 多面的機能支払交付金の活動の手引き

- 〇 活動組織用
- 〇 広域活動組織用
- 〇 その他資料

# 多面的機能支払交付金の活動の手引き

# 活動組織用

# はじめに

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景 観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受して います。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に 伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多 面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に 伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家 の負担の増加も懸念されています。

農林水産省では、このような状況に鑑み、多面的機能支払交付金によ り、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共 同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。ま た、これらの活動により、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適 切に維持・発揮させるとともに、担い手農家への農地集積という構造改 革を後押しします。

この手引きは、地域の皆さんが「多面的機能支払交付金」を活用して 活動に取り組んでいただけるよう、計画の策定、活動の実施、活動の報 告など一連の流れに沿って具体的な進め方を解説したものです。

# 地域の共同活動の例と交付金の構成区分

# 地域資源の基礎的保全活動の例



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

多面的機能支払交付金

農地維持支払交付金

資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上 を図る共同活動)

# 地域資源の質的向上を図る共同活動の例



水路のひび割れ補修 農道の窪みの補修



植栽活動



# 水田魚道の設置

# 施設の長寿命化のための活動の例



素掘り水路からコンクリート 水路への更新



老朽化した水路壁の コーティング



未舗装の農道を アスファルトで舗装

資源向上支払交付金 (施設の長寿命化 のための活動)

# 目 次

多	面	的	機能	支	払る	を付	金	の	概	要																				
	1		交付	金(	の精	構成	į			•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		1
	2		活動	の <sup>:</sup>	手川	頁		•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	3		手続	き	の根	焸要	Ī	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
Ι		組	織の	設.	立																									
	1		対象	地	或ℓ	の設	定		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	5
	2		構成	)員(	の耳	り	ま	لح	め		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	3		規約	( }	案)	σ,	作	成	,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	4		事業	計ī	画	(案	€)	の	作	成	,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
	5		活動	計ī	画	(案	€)	の	作	成	,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
	6		総会	の	開伯	崖	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29
П		事	業計	·画(	の記	忍定	2			•	•		•	•			•	•	•		•	•	•				•	•	•	30
Ш		交	付金	及	び相	贬算	払	<b>の</b>	申	請		•		•	•	•	•	•	•		•			•			•	•	•	34
IV	•	活	動の	実	拖·	話	鼠録		•		•	•	•	•	•	•	•					•	•						-	38
V		活	動の	報	告	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•			•	•	•				•	•		49
VI		取	組番	号	表	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•			•	•	•			•	•	•	•	57
	0	)	お問	しい	合∤	っせ	先																							共-16

# 多面的機能支払交付金の概要

# 1. 交付金の構成

多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されます。

# (1)農地維持支払交付金

# 以下の活動に対して支援を行います。

- ①地域資源の基礎的な保全活動 (水路の草刈り・泥上げ、農道の路面維持など)
- ②地域資源の適切な保全管理のための推進活動 (体制の拡充・強化、保全管理構想の作成など)



# (2)資源向上支払交付金

# 以下の活動に対して支援を行います。

- 1)地域資源の質的向上を図る共同活動
  - ①施設の軽微な補修

(水路、農道、ため池の軽微な補修など)

- ②農村環境保全活動 (植栽による景観形成、ビオトープづくりなど)
- ③多面的機能の増進を図る活動 (防災・減災力の強化、遊休農地の有効活用など)
- 2) 施設の長寿命化のための活動 (老朽化が進む水路等の補修・更新など)

# 3)組織の広域化・体制強化



# 多面的機能支払交付金の構成

(1) 農地維持支払 交付金

(1) 農地維持支払 交付金

(2) 資源向上支払 交付金

(2) 資源向上支払 交付金

(2) 施設の長寿命化の ための活動

(3) 組織の広域化・体制強化

- ①地域資源の基礎的な保全 活動
- ②地域資源の適切な保全管 理のための推進活動
- ①施設の軽微な補修等
- ②農村環境保全活動
- ③多面的機能の増進を図る 活動

# 2. 活動の手順

多面的機能支払交付金を活用した活動は、以下の手順で実施します。

# 組織の設立



活動組織を設立します。設立にあたっては設立総会等を開催します。 事前に、規約や事業計画書、活動計画書の案を作成し、総会で構成員か らの合意を得ます。

Ⅰ-1 対象地域の設定 →5ページへ

Ⅰ-2 構成員の取りまとめ →6ページへ

→7ページへ Ⅰ-3 規約(案)の作成

Ⅰ-4 事業計画(案)の作成 **→13ページへ** 

Ⅰ-5 活動計画(案)の作成 →15ページへ →29ページへ

Ⅰ-6 総会の開催

# 事業計画の認定



市町村長に事業計画書を提出します。事業計画が認定されると 市町村長から認定通知書が送付されます。 →30ページへ

# Ⅲ 交付金及び概算払の申請



当該年度の活動に必要な交付金を市町村長に申請します。 市町村長から交付決定の通知が送付されます。

必要に応じて、概算払請求書を市町村長に提出し、交付金の一部又は 全部を請求することができます。 →34ページへ

# Ⅳ 活動の実施・記録



交付金を活用し、事業計画に基づき、活動計画書に定めた農用地、水路 等の地域資源の保全活動等を実施します。

実施した日々の活動について、作業の内容や金銭の収支等を記録します。



# Ⅴ 活動の報告

当該年度の活動記録を取りまとめて実施状況報告書を作成し、市町村長 に提出します。 →49ページへ

# 平成31年度 事務簡素化のポイント

<u>事務負担の軽減を目的に活動項目・取組を整理統合し、申請・報告様式を</u>見直しました。

# (1)活動項目・取組の整理統合

- ✓ 対象となる取組内容はそのままに選択する取組数を削減。 (162個→66個、削減率:約60%)
- ✓ 取組に通し番号を振り、活動記録の取組番号入力などに対応。

# 見直しの内容(一例)

	農地	維持国	支払一地域資源の基礎的な	保全活動			
			<u>これまで</u>	<u>これから</u>			
ſ	活動	項目	取組				
Ī	実	水	水路の草刈り	<7>水路の草刈り			
	践 B B F B F B F B F B F B F B F B F B F		ポンプ場、調整施設等の草 刈り				
			水路の泥上げ	<8>水路の泥上げ			
			ポンプ吸水槽等の泥上げ				
	かんがい期前の注油 ゲート類等の保守管理		かんがい期前の注油	<9>水路附帯施設の保守			
			ゲート類等の保守管理				
٦			遮光施設の適正管理	・7個→3個に削減			

整理統合した取組番号表は57~60ページをご確認下さい。

# (2) 申請・報告様式の見直し

- ✓ 文字を大きくする、分かりにくい箇所には説明を加えるなど、見やすく分かりやすい様式に見直し。
- ✓ 各様式間の記入項目を見直し、関連性の高い様式を1つのエクセルファイルに集 約。様式間の連携による自動入力で入力が必要な箇所を削減、入力間違い等を防ぐ。

見直しの内容(エクセル形式の様式における一例)

#### 活動記録 <u>これまで</u> 施設又は 活動区分 活動項目(対象活動) 取組(取組内容) □ 資源向上(共同) □ 調査・計画 □ 実践活動 □ 事務処理等 □ 資源向上(長寿命化) □ 広域化·体制強化 □ 啓発・普及 □ 研修·会議 □ 特例措置を適用した活動 □ 設置等 活動項目、取組を記述 複雑なチェックボックスから選択 入力が簡単に! これから ①リストから取組に対応する番号を選択 ②活動内容が自動で表示 活動内容 取組番号 (<u>左から詰めて</u>入力してください) 支払区分 活動項目 取組 農地維持 水路 水路の草刈り 10 農地維持 農道 農道の草刈り

# 3. 手続きの概要

# 組織の設立から事業計画の認定まで

# 活動組織

# ①規約等の作成

対象農用地の設定、構成員の取りまとめ ・・・P.5 を行い、組織の設立に必要な規約などの案を作成します。 ▶ 規約 ・・・P.7

# ②事業計画書の作成

組織が取り組む 事業計画の案を作 成します。

▶ 事業計画書 ···P.13

# ③活動計画書の作成

組織が取り組む 活動計画の案を 作成します。

▶ 活動計画書 ···P.15

# ④設立総会の開催

総会を開催し、規約や事業計画等の 案について組織構成員の合意を得ます。 \*\*\*P.29

# ⑤事業計画の申請

市町村長に事業計画書を 提出し、事業計画の申請を・・・P.30 行います。

# ⑥事業計画の認定の通知

市町村長から事業計画の認定通知書が送付されます。

# 0000

【申請期限】

6月30日まで

# 交付金の交付申請から報告まで

# 活動組織

# ③活動の記録

活動の実施と併せて、活動記録や金銭出納簿などを作成します。

➤ 活動記録 ···P.38

▶ 金銭出納簿 ···P.40

▶ 財産管理台帳 ・・・P.45

# ①交付金の申請

市町村長に交付申請書を 提出します。・・・P.34

▶ 交付申請書

· · · P.35

# 【申請期限】

申請期限は 各市町村で 異なります。 各市町村へ ご確認下さい。

0000

# ②交付決定•支払

市町村長から交付決定の通知が 送付されます。その後、概算払請 求により交付金が支払われます。

# ④報告書類の作成

日々記録した活動記録及び金銭 出納簿を集計し、実施状況報告書 を作成します。 ・・・・P.49

▶ 実施状況報告書 ···P.51

➤ 添付書類 ···P.50

# ⑤実施状況報告

市町村長に実施状況報告書などを提出します。・・・P.49

# ⑥確認通知の送付

市町村長から必要に応じて実施状 況確認通知書が送付されます。

# 0000

【報告期限】

申請期限は 各市町村で 異なります。 各市町村へ ご確認下さい。

# I

# 組織の設立

多面的機能支払交付金を活用した活動を行うためには、活動組織を設立する必要があります。

# 1. 対象地域の設定

- ・組織づくりは、対象地域を設定することから始めます。
- 地域の水路や農道などを守っていく共同活動にもっとも取り組みやすいまとまりを、 それぞれの地域に応じて設定します。
- 対象地域の単位は、集落ごと、ため池や堰などの用水がかりごと、ほ場整備などの 事業実施区域ごとなど、様々なまとまりが考えられます。
- ・合意形成が可能なまとまりで、対象地域を検討して下さい。
- ※ 活動の対象となる区域が旧市区町村等の広域に及ぶ場合には、広域活動組織を設立することができます。広域活動組織化により、事務負担の軽減や体制強化が図られるほか、資源向上支払交付金(長寿命化)の交付単価のメリット措置の適用が受けられます。広域活動組織を設立して活動を実施する場合は、「多面的機能支払交付金の活動の手引き(広域活動組織用)」を参照して下さい。

# 対象地域の単位の例

集落単位	集落営農単位
集落ぐるみで保全活動を行う体制	集落営農組織で保全活動を行う体制
水系単位	事業単位
ため池や堰などの水系単位で保全活動 を行う体制	ほ場整備事業などの事業実施区域単位で 保全活動を行う体制

# 2. 構成員の取りまとめ

# (1)構成員

活動組織の構成員は、個人でも団体でも構いません。

団体の場合は、その団体の中で、活動組織の構成員となることを合意・決定した上で参加して下さい。

# (2)構成員の範囲

農業者の方は、原則として、対象地域の中で農業を営んでいる方とします。 農業者以外の構成員は、地域の資源を守る共同活動に参加していただくことができれば、地域の内外は問いません。

# 農地維持支払交付金

以下の①又は②の組織が支援の対象です。

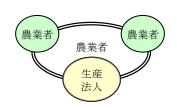
- ① 農業者のみで構成される活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織

# 資源向上支払交付金

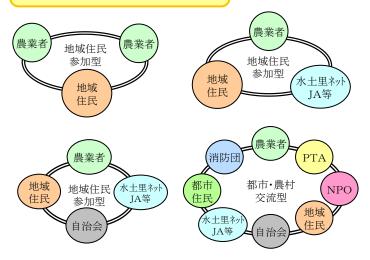
- ○地域資源の質的向上を図る共同活動 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織
- ○施設の長寿命化のための活動、組織の広域化・体制強化 農地維持支払交付金と同様の活動組織

# 活動組織の構成例

# ①農業者のみで構成



# ②農業者及びその他の者で構成



# 3. 規約(案)の作成

# (1)規約の作成

活動の目的、構成員、議決方法など組織運営の基本となる事柄を確認するため、活 動組織の規約を定めます。

# (2)規約の内容について

規約の内容は、以下の様式のとおりです。(多面的機能支払交付金実施要領別記6 -1)

(別記6-1)

このページは規約の記載例です。 必要に応じて追記等して下さい。

# 〇〇地域資源保全会 規約

平成〇〇年〇月〇日制定

第1章 総則

総会で本規約が制定された日 付を記入します。

(名称)

第1条 この活動組織は、○○地域資源保全会(以下「活動組織」という。)という。

(事務所)

第2条 活動組織は、主たる事務所を○○県○○市○○△△に置く。

(目的)

資源向上活動を実施する場合のみ記載します。

第3条 活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動を通じ、○○市○○ に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全 並びに水路・農道等の施設の長 寿命化を図ることを目的とする。

> 資源向上活動(共同)を実施する場 合のみ記載します。

資源向上活動(長寿命化)を実施す る場合のみ記載します。

# 第2章 構成員等

(構成員)

第4条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

第3章 役員等

活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関 係者が十分協議して下さい。

# (役員の定数及び選任)

- 第5条 活動組織に、代表1名、副代表○名、書記○名、会計○名、監査役○名を置くこととする。 代表等役員は別紙のとおりとする。
- 2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計 は、代表が指名するものとする。
- 3 代表は、この○○を代表し、○○の業務を統括する。
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。
- 5 書記は、○○の活動の事務等を行う。
- 6 会計は、責任者として事業の会計を行う。

# (監査役の定数及び選任)

- 第6条 活動組織に、監査役○名を置くこととする。監査役は別紙のとおりとする。
- 2 監査役は、総会において選任する。
- 3 監査役は、次に掲げる業務を行う。
- (1)会計を監査すること。
- (2)役員の業務執行を監査すること。
- (3)会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会及び市町村長に報告すること。

# (役員の任期)

- 第7条 役員の任期は、○年とする。
- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

# 第4章 総会

# (総会の開催)

- 第8条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- 一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- 三その他代表が必要と認めたとき。
- 3 前項第一号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

# (総会の権能)

取組を行う活動内容に応じて選択して記載します。

- 第9条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
- 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)の収支 決算に関すること。
- 四| 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の収支決算に関すること。
- 五 活動組織規約の制定及び改廃に関すること。
- 六その他活動組織の運営に関する重要な事項。

これまで資源向上支払(長寿命化)を実施する場合で、農地維持支払及び資源向上支払(共同)との<u>経理を区分しない場合</u>は、三及び四を区分せずに「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の収支決算に関すること」と記載するようにしていましたが、平成31年度からの金銭出納簿では、農地維持支払・資源向上(共同)と資源向上(長寿命化)双方の交付金の収支が1つの様式で把握できるようになったため、規約の変更は必須ではなくなりました。

# (総会の議決方法等)

- **第10条** 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任 状をもって代えることができる。
- 2 総会においては、第8条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

- 3 総会の議事は、第11条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のとき 、は、議長の決するところによる。
- 4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。
- 5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

# 総会の議決方法は、上記第10条第3項に示す方法もしくは以下に示す方法など実態に合う内容として下さい。

3 総会の議事は、第11条に規定するものを除き、各集落の構成員それぞれ1票により集落としての議決を 行った後、各集落及び団体の代表でそれぞれ1票により行い、過半数で決する。なお、可否同数のときは、 議長の決するところによる。

# (特別議決事項)

- 第11条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議 決を必要とする。
- 一 活動組織規約の変更
- 二 活動組織の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員の解任

# 第5章 事務、会計及び監査

# (書類及び帳簿の備付け)

- 第12条 活動組織は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
- 一 活動組織規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

#### (書類の保存)

第13条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

# (事業及び会計年度)

第14条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (資金)

- 第15条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たっては他の会計と区分して 経理する。
- 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)
- 二 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)
- 三 その他の収入

交付を受ける交付金の内容に 応じて記載します。 これまで資源向上支払(長寿命化)を実施する場合で、農地維持支払及び資源向上支払(共同)との<u>経理を区分しない場合</u>は、<u>一及び二を区分せず</u>に「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の収支決算に関すること」と記載するようにしていましたが、<u>平成31年度からの金銭出納簿では、農地維持支払・資源向上(共同)と資源向上(長寿命化)双方の交付金の収支が1つの様式で把握できるようになったため、規約の変更は必須ではなくなりました。</u>

# (事務経費支弁の方法等)

第16条 活動組織の事務に要する経費は、第15条の資金をもって充てる。

# (活動計画の作成)

第17条 活動計画は、総会の議決を得てこれを定める。

# (資金の支出)

第18条 資金の支出者は、代表とする。

# (資金の流用)

第19条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

# (金銭出納の明確化)

第20条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

# (金銭の収納)

- 第21条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。
- 2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

# (領収証の徴収)

- **第22条** 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。
- 2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払 先の領収証に代えることができる。

# 資源向上活動により、<u>施設の更新又は新たに設置を行う場合</u>は、以下の<u>第23条の規定を追加</u>してください。 (財産の管理)

第23条 資源向上活動により更新又は新たに設置した施設については、財産管理台帳に記録し、適正に管理するものとする。

#### (物品の管理)

第23条 活動組織が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

# (決算及び監査)

- 第24条 活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の〇日前までに監査役に提出しなければならない。
- 2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後〇日以内に総会の承認を受けなければならない。

# 第6章 活動組織規約の変更

活動にかかる日当単価、草刈機や軽トラック等資機材の賃借料、研修旅費等のほか、外部委託する場合の契約方法(見積徴集や契約単価等)について、細則に規定し、総会で議決してください。

# (規約の変更)

第25条 この規約を変更した場合は、市町村長に報告をしなければならない。

# 第7章 雑則

# (細則)

第26条 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

# 附則

- 1 この規約は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 活動組織の設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」 と読み替えるものとし、その任期については、第7条第1項の規定にかかわらず、令和 年 月 日までとする。
- 3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第17条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

団 体

設立総会の開催等により、活動組織に参加する ことについて、構成員の了解を得て下さい。

(規約別紙)

平成〇年〇月〇日

# ○○活動組織構成員一覧

以下4. の構成員は、〇〇活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表、役員、監査役を下記1. 2. 3. のとおり定めます。

1.	<ol> <li>2. 3. σ</li> <li>代表</li> </ol>	とおり定めます。													_	
	役職名	氏名				住瓦	F				T		備考	<u></u>		
	代表	多面太郎		△市	ī O E			$\supset$			С			代表		
2.											_					
	役職名	氏名						務所を					備考	<u> </u>		
	副代表	多面次郎	○○県∠					所の所 }は代:					落			
	会計	多面 三郎	○○県/	_	所を記				Д П •				治会	<u>&gt;</u>		
							<b>\</b>								$\supset$	
3.	監査役															
	役職名	氏名				住瓦	Я						備考			
	監査役 🚤	多面 四郎		△☆	i O 🖽	<u> </u>	O-(	$\supset$			0	○営	農組	合代表	長	
	監査役	多面五郎										_				
4.	構成員	7						所属		長落や	団体	名を	記一			
	★分類欄は「	分類番号リス「役職	戦名」欄には	は活動!	組織	こおけ	ナぎ	載しる CV'。	よす 。							
		は代表者名を記る	前名を記載	します	0											
	(1) ○○集		- T	「氏名	]欄(	こは、	個人	の場合	は個	人名	7					
	① 農業者の	個人または団体	を、団体の場合は団体の代表者氏名 た記載します。					い	る農	用地	にお	しし				
	て耕作又は養畜	音の業務を営む農業	/													
	分類	氏名	<del></del>				<u></u>				備	考(	団体	名等	)	
	1.農業者個人	多面 太郎	○○県∠	△市				$\supset$			○○集落代表					
	2.農事組合法人	多面 次郎	○○県/	△市		<u> </u>					○○組合					
				に行を挿入してください。												•
			り上に行	すを挿	入し	<i>,</i> Τ <sup>(</sup>	くだ	さい。								
	②農業者以	外の個人								が団化						
	分類	氏名				住瓦	F			の備る を記載			(2)	と同じ	団	
	5.農業者以外個人	多面 A子			i O 🖽	JO-	<b>O-</b> (		141年1	で記事	<b>Ц</b> Са	- 9 o	_		$\dashv$	
_					, <del>1</del> 887.	- 14	Ξ#	<b>Φ/</b> Ε±	± 11	<i>7</i> T			1			1
(2	!)農業者以外	の団体(代表者	名のみ詞	'' 氏名 び団(	」傾い 本にお	-は、 いける	四140. 役職	の代表名を記	(有氏)	石及 ます。						
	分類	压名						記載し			備	拷(	団体	名等	)	
	6.自治会	副会長 多面 三郎	○○県/	△市		JO-	O-(	$\supset$				OÉ	治会	7		
_	7.女性会 会長 多面 D美 〇〇県					T∩-	<b>_</b> -(		7*E¥	号リス		$\cap t$	7性(	り令		
					農業	者		). 	力权田	502		業者以外	<u></u> 外			
	「分類」欄には		個人として参加	団体	として	参加	個人として参加			Ē	団体とし	して参加	П			
		公類名を記載しま		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		場合は、分類名は省		農業	農事	営農	その	農業	自治	女性	子供	土地	J A	学 校	N P	その
	略が可能です	<i>)</i> 。		者	組	組	他	者	会	会	会	改	,,	1X • P	0	他
				個人	合 法	合	の農	外				良区		Т		の農
					人		業者	個人						Α		業者

寸

# 4. 事業計画(案)の作成

活動組織が農地維持活動及び資源向上活動を円滑に実施できるようにするため、事業の目標、内容、実施期間及び構成員に係る事項を定めた事業計画(案)を作成します。

事業計画(案)の内容は、以下の様式のとおりです(多面的機能支払交付金実施要領様式第1-2号)。

なお、本事業計画(案)の市町村長への提出にあたっては、多面的機能支払交付金実施要領様式第1-1号の認定申請書を作成し、これに添付します。

※様式第1-1号・1-2号は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式になります。

(様式第1-2号)

これは多面的機能支払交付金のみに取り組む場合の記載例です。必要に応じて追記等してください。

中山間地域等直接支払交付金など、他の事業にも併せて取り組む場合は、 必要事項を書き加えます。

多面的機能発揮促進事業に関する計画

平成○年○月○日あいうえお活動組織

#### 1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用用排水路を適切に保全管理することが必要である。

2. 目標

市町村と相談し、地域の特色を踏まえて記載してください。

(例) 1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

→活動内容を踏まえて記載してください。

- (1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域
- ① 種類(実施するものに○を付すこと。)

# 1号事業 (多面的機能支払交付金) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。以下「法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動(以下「イの活動」という。)(農地維持支払交付金) 法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動(以下「ロの活動」という。)(資源向上支払交付金) 2号事業(中山間地域等直接支払交付金) 3号事業(環境保全型農業直接支払交付金) 4号事業(その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)

② 実施区域

(例)農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書(以下「活動計画書」という。)「(別添1)実施区域位置図」のとおり。

- (2)活動の内容等
- ① 1号事業
  - 1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別
  - (例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の 農用地、施設」並びに「(別添1)実施区域位置図」のとおり。
  - 2)活動の内容

活動内容に合わせて記載してください。

(例) イ イの活動

活動計画書「3.活動の計画」の「(1)農地維持支払」に記載のとおり。

ロロの活動

活動計画書「3.活動の計画」の「(2)資源向上支払(共同)」及び「(3)資源向上支払(長寿命化)」に記載のとおり。

- 3 多面的機能発揮促進事業の実施期間
  - (例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。
- 4 農業者団体等の構成員に係る事項

(例) 「(別添2) 構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領「別記6-1活動組織規約」の「(別紙) 構成員一覧」に代えることもできる。

(様式第1-1号)

本様式に上記様式(様式第1-2号)を添付し提出して下さい。

平成〇年〇月〇日

△△ 市長 殿

あいうえお活動組織

多面 太郎 印

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

- 1 事業計画
- 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
  - 1号事業(多面的機能支払交付金)
  - □ 2号事業(中山間地域等直接支払交付金)
  - □ 3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)

多面的機能支払交付金にのみ 取り組む場合の記載例です。

- 3 その他
  - □ 都道府県の同意書の写し(都道府県営土地改良施設の管理)

# 5. 活動計画(案)の作成

多面的機能支払交付金の対象となる活動は、活動計画に基づき実施されます。

活動計画は、都道府県が策定する「要綱基本方針」に基づき作成する必要があります。

- ※「要綱基本方針」とは、国が示す活動指針を基礎として都道府県が策定する、多面 的機能支払交付金の対象となる活動の項目を区分して整理した方針です。
- ※活動計画書の様式第1-3号のI. 地区の概要(共通)は、多面的機能支払交付金 と中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金と共通様式です。 多面的機能支払交付金の活動計画については、I. 1号事業の別紙1を使用します。

# 様式の経過措置等について(平成31年度改正の実施要領附則第3)

• 平成30年度までに事業計画の認定を受けた対象組織は、従来の活動計画書の様式をそのまま使ってもかまいません。

(様式第1-3号) 平成○年○月○日

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書 (多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、 環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

(ふりがな)	(ふりがな) (あいうえおかつどうそしき)						
組織名	組織名 あいうえお活動組織						
(ふりがな)	(ためん たろう)						
代表者氏名	多面太郎	ED					
(ふりがな)	(まるけんさんかくしまるちょう)						
所在地	○○県△△市○町○-○-○						

I. 地区の概要(共通)

多面的機能支払、中山間地域等直接支払、 環境保全型農業直接支払の活動計画書な どで使用する共通様式です。

#### <活動の計画>

Ⅱ. 1号	事業(多面的機能支払)	別紙1
Ⅲ. 2号	事業(中山間地域等直接支払)	別紙
IV. 3号	事業(環境保全型農業直接支払)	別紙
V. その	他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

#### <施行注意>

提出の際に())内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

# I. 地区の概要

# (1)活動期間

活動の実施期間を設定します。

活動期間は、原則として5年間とします。

資源向上支払交付金(長寿命化)については、対象施設の補修や更新等の目的が達成可能な年数に短縮することもできます。

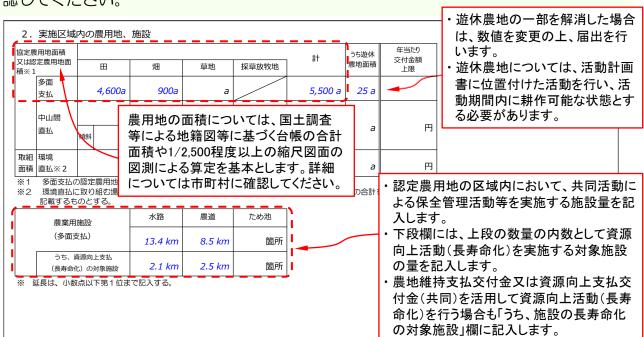
				<b>\</b>		
活動開始年度	活動終了年度	交付金の 交付年数	<b>=  </b>	行った場合は 度を記入して下さい		
平成 31 年度	平成 35 年度	5 年	平成 年度	平成 年度		
平成 31 年度	平成 35 年度	5年	平成 年度	平成 年度		
平成 31 年度	平成 35 年度	5年	平成 年度	平成 年度		
平成 年度	平成 年度	年	平成 年度	平成 年度		
平成 年度	平成 年度	年				
	平成 31 年度 平成 31 年度 平成 31 年度 平成 年度	平成 31 年度       平成 35 年度         平成 31 年度       平成 35 年度         平成 31 年度       平成 35 年度         平成 年度       平成 年度	活動開始年度     活動終了年度       平成 31 年度     平成 35 年度     5 年       平成 4 年度     平成 年度     年	活動開始年度     活動終了年度     交付年数     計画変更年度       平成 31 年度     平成 35 年度     5 年     平成 年度       平成 31 年度     平成 35 年度     5 年     平成 年度       平成 31 年度     平成 35 年度     5 年     平成 年度       平成 4 度     平成 年度     年     平成 年度       平成 4 度     平成 4 度     至     交付金の交付金の交付金の交付金の交付金の交付金の交付金の交付金の交付金の交付金の	活動開始年度       活動終了年度       計画変更年度       記変更した年月         平成 31 年度       平成 35 年度       5 年       平成 年度       平成 年度         平成 31 年度       平成 35 年度       5 年       平成 年度       平成 年度         平成 31 年度       平成 35 年度       5 年       平成 年度       平成 年度         平成 年度       平成 年度       平成 年度       平成 年度	

# (2)実施区域内の農用地、施設

実施区域内の農用地、施設とは、事業計画に位置づけて活動を実施する農用地(認定農用地<sup>\*</sup>)及び水路等の施設のことです。

※ 認定農用地・・・活動組織が共同活動を実施する農用地 対象農用地・・・交付金の算定の対象となる農用地

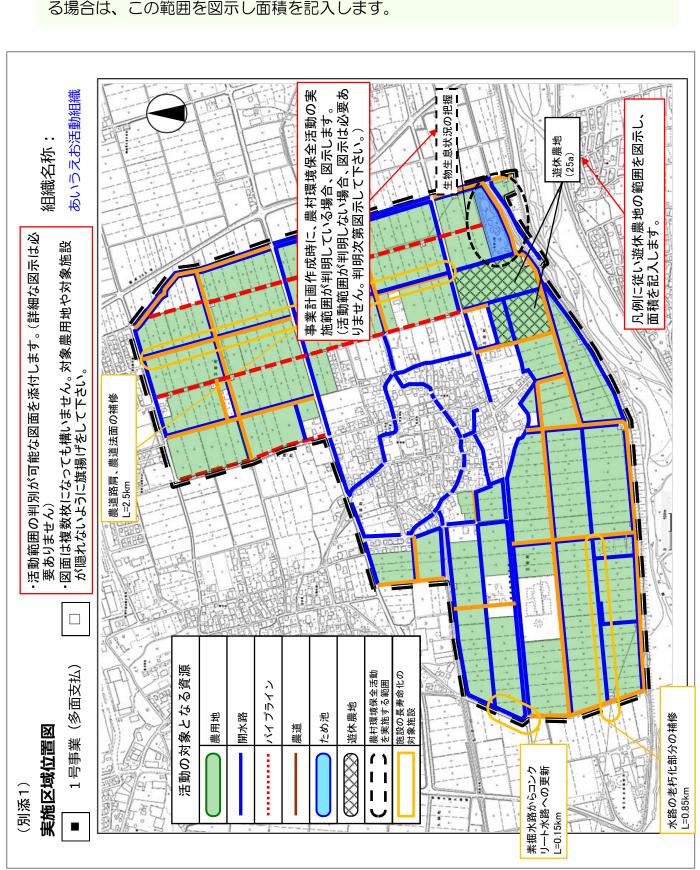
公共用施設は、市町村等の施設管理者が管理を行っているため、原則として共同活動の対象にはなりません。保全管理対象施設に位置づけてよいかどうかは市町村に確認してください。



# (3)実施区域位置図

活動範囲が判別可能な図面に、活動の対象となる全ての農用地及び農業用用排水路、農道等の施設を図示します。

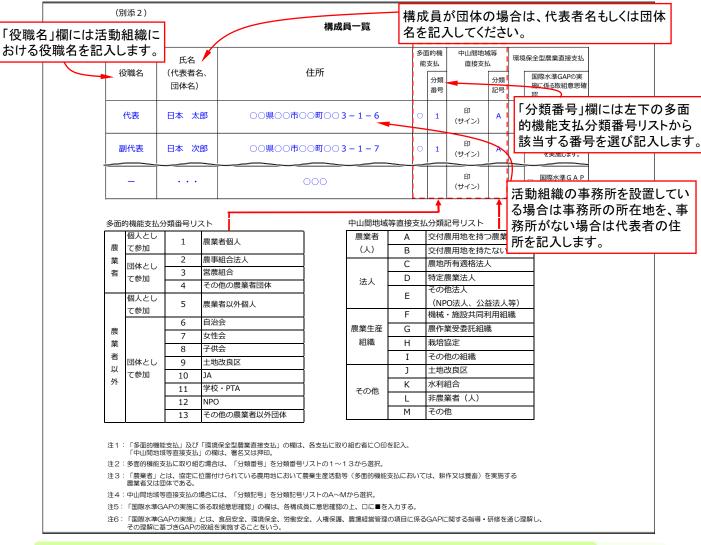
また、「Iの2 実施区域内の農用地、施設」の欄に遊休農地が位置づけられている場合は、この範囲を図示し面積を記入します。



# (4)組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

※多面的機能支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができます。



# (5)全体面積及び多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

認定農用地の区域内において、中山間地域等直接支払交付金の集落協定がなされている面積を把握します。

重複する区域がある場合は、活動が重複しないように注意してください。

# 5. 全体面積及び多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積



資源向上活動(共同)に取り組む場合には、中山間 地域等直接支払交付金の「多面的機能を増進する 活動」で選択している活動以外の活動を実施する。

- ※ 全体面積は、各支払間の重複面積を除いた日本型直接支払に取り組む面積を記入すること。
- ※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の 活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

#### <施行注意>

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を()書で上段に記載するものとする。

# (別紙1)多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式)

# Ⅱ. 1号事業(多面的機能支払)

# (1)交付金額

農地維持支払交付金、資源向上支払交付金のそれぞれの対象農用地面積に地目別の 交付単価を乗じて、年当たり交付金額を算出します。(交付単価は、市町村に確認し て下さい。)

平成30年度・平成31年度に拡充された加算措置を受けようとする場合は、別途「4. 加算措置」の様式を使用し、加算措置分を27・28ページに示す方法で算出して整理します。

#### 1. 交付金額

※複数の交付単価がある場合には、行を追加し

#### (1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	4,600 a	3,000 円/10a	1,380,000円
畑	900a	2,000 円/10a	180,000円
草地	а	円/10a	· 円
合計	5,500a		1,560,000円

#### (2) 資源向上支払(共同)

地目	対象農用地面積	交付単	価	年当たり交付金額
田	4,532a	1,800	円/10a	<i>815,760</i> 円
畑	868a	1,080	円/10a	<i>93,744</i> 円
草地	а		円/10a	円
合計	5,400a			909,504円

#### (3) 資源向上支払(長寿命化)

地目	対象農用地面積	交付単	<b>Ú価</b>	年当たり交付上限額	額
田	4,532a	4,400	円/10a	1,994,080	広
畑	868a	2,000	円/10a	·	上を
草地	а		円/10a	<u> </u>	<b>۱۰</b> ر
合計	5,400a			2,167,680P	9

各支払の中で複数の交付単価が適用される場合 には、それぞれ行を追加して記入します。

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が 生じた場合は下記に記入し、市町村に提出し てください。農地維持支払の単価が活動終了 年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積

25 a

加算措置は別途「4. 加算措置」 の様式に整理します。

※交付単価は、多面的機能の増進を図る活動に 取り組まない場合は、単価に5/6を乗ずる。

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合、かつ直営施工を実施しない場合は、単価に5/6を乗じた額を記入してくださ

広域活動組織の規模を満たさない場合、長寿命化の交付 上限は、保全管理する区域内に存在する集落数に200万円 を乗じた額と交付単価に対象農用地面積を乗じた額の小さ い額となります。

広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は〇

集落数×200万円

6,000,000円

資源向上支払(長寿命化)は、交付上限額を記入します。 この交付上限額以内で施設の長寿命化のための活動に必 要な金額により交付申請を行うものとします。

# 交付額の算定

# 【岐阜県単価】

単位:円/10a

地目	農地維持 支払交付金	資源向上支払	交付金(共同)	資源向上3 (長寿	
地日	1	2	③ =②*5/6	4	⑤ =④*5/6
田	3,000	1,800	1,500	4,400	3,666
畑	2,000	1,080	900	2,000	1,666
草地	250	180	150	400	333

- ①: 事業計画期間中に地目を変更した場合、当該期間中においては、地目変更前の単価を適用する。
- ③:多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②に5/6を乗じた額を交付単価とする。
- ⑤: 広域活動組織となるための規模要件を満たさず、かつ、直営施工を実施しない活動組織にあっては、④に5/6を乗じた額を交付単価とする。

# 【交付額の算出方法】

加算措置についてはP. 27・28 を参照してください。

(1) 対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて算出します。

(算定例)

対象農用地面積 田:5,000.4a、畑:4,999.6a

〇 対象農用地面積の端数処理

田:5,000.4a → 5,000a(小数第一位切り捨て)

畑:4,999.6a → 4,999a(小数第一位切り捨て)

〇 農地維持支払交付金の交付額の算出

田:5,000a×3,000 円/10a=1,500,000 円

畑:4,999a×2,000 円/10a= 999,800 円

計:2,499,800 円

- (2)資源向上支払交付金(長寿命化)について、広域活動組織となるための規模要件を満たさない活動組織にあっては、以下a又はbのいずれか小さい額を年交付金額の上限とします。
  - a. 上表④又は⑤の交付単価に対象農用地面積を乗じて得た額
  - b. 保全管理する区域内に存在する集落数に200 万円を乗じて得た額

# (算定例)

対象農用地面積15,000a (=150ha)(畑)で、直営施工を実施しない1集落で構成される活動組織

- 資源向上支払交付金(長寿命化)の交付上限額の算出
  - a. 15,000a×1,666 円/10a=2,499,000 円
  - b. 1集落×2.000.000 円=2.000.000 円

の小さい額である2,000,000円を年交付金額の上限とする。

# (2)組織の広域化・体制強化の計画

広域活動組織の設立又は活動組織の特定非営利活動法人化(NPO法人化)のための支援を受けようとする場合は、その実施予定年度を記入します。

2. 組織の広域化・体制強化の計画 (計画がない場合、この項目への記入は不要です)

	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化	
実施予定年度	平成 33 年度	平成 35 年度	人とは別に多 ことです。

※「特定非営利活動法人」とは、営農法 人とは別に多面的活動に関与する法人の ことです。

組織の広域化・体制強化に対する支援を受ける場合は、「4. 加算 措置」の様式を記入して下さい。

# この欄は、市町村担当者と相談及び確認の上、組織の情報を記入して下さい。

	以下は市町村担	当者と相談の上、記入	してください。		
	集落数	3集落			
	農業地域類型	都市的地域	○ 平地農業地域	中間農業地域	山間農業地域
	地域振興立法8%	去の適用 増	寺定農山村	過疎	半島
		Ę į	離島 沖縄	奄美群島	小笠原諸島
	交付金算定の対象	としている農振農用地	区域外の対象農用地面積		
/	農地維持支払	10a	資源向上支払 (共同)	10a	資源向上支払 (長寿命化) 10a

# ※交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の算定の対象とする区域(対象農用地)内に、都道府県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地が含まれる場合には、対象農用地面積を記載します。(平成31年度より資源向上支払交付金も対象)

都道府県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地の例

- ・生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農地
- ・地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保 全管理が図られている農用地
- 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

# (3)活動の計画

# (1)農地維持支払

農地維持支払のうち地域資源の基礎的保全活動は、「点検・計画策定」と「研修」、「実践活動」で構成されます。

これらの活動については、毎年度、活動に該当する全ての項目を実施します。ただ し、対象となる施設が存在しない活動項目は除きます。

(以下の例は「ため池」が存在しない例)

毎年度全ての活動項目を実施します。 (研修、異常気象時の対応を除きます)

# 3. 活動の計画

# (1) 農地維持支払

# ※実施する月に〇を記入してください。

活動」	百日		取組					毎年	度の	実施明	寺期				
/山玉//-	20		4 <b>/</b> /\frac{1}{2}	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検・		1	点検	0											
計画第	定	2	年度活動計画の策定	0											
研偵	多	3	事務・組織運営等に関する研修	平成32年度に受講予定(活動期間内に1回以上受講)											
	農	4	遊休農地発生防止のための保全管理				0								
	用	5	畦畔・法面・防風林の草刈り			0	0								
	地	6	鳥獣害防護柵等の保守管理	点検	結果に	応じ	て実施	<b>他時期</b>	を決	定					
		7	水路の草刈り			0	0								
	路	8	水路の泥上げ	0											
実		9	水路附帯施設の保守管理	点検	結果に	応じ	て実施	<b>他時期</b>	を決	定					
践活		10	農道の草刈り			0	0								
動	農道	11	農道側溝の泥上げ	点検	結果に	応じ	て実施	<b>他時期</b>	を決	 定					
	_	12	路面の維持	点検	結果に	応じ	て実施	<b>他時期</b>	を決	定					
	た	13	ため池の草刈り												
	め	14	ため池の泥上げ												
	池	15	ため池附帯施設の保守管理												
	共通	16	異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後											
地域資	地域資源の適切な保全管理のための推進活動									0			0		

(P.23を参照)5年間で実施する予定の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の項目を複数選択する場合などは、実施時期に「〇」を記入してください。

農地維持支払交付金の交付を受けず に資源向上活動に取り組む場合は、 「点検」、「年度活動計画の策定」、「実 践活動」、「研修」のうち活動の対象と なる施設の項目について記入してくだ さい。

# 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応 し、農用地、水路等の地域資源を適切に保全管理するための目標を定めます。(構造 変化に対応した保全管理目標)

目標に基づき、地域ぐるみで取り組む保全管理の内容及びそれを推進していくため の活動を定めます。(地域資源の適切な保全管理のための推進活動)

それらの取組の適切な実施や確実な効果発現を図るため、活動の達成状況等を市町 村により点検・評価するとともに、活動の実施を通じて、活動期間中に「地域資源保 全管理構想※」をとりまとめる必要があります。

# ※地域資源保全管理構想とは。

「地域資源保全管理構想」とは、それぞれの地域で守っ てきた農用地や水路、農道等の地域資源を将来にわたっ てどのように引き継いで行けば良いのかを地域で話し合 い、今後の課題や取り組むべき活動・方策について、活動 期間中に構想としてとりまとめるものです。

※地域資源保全管理構想の策定については「活動の解説(P.59~)」を 参照してください。



本推進活動については、農地維持支払交付

金の交付を受けて農地維持活動に取り組む

場合には必ず実施します。

地域資源の適切な保全活動のための推進活動について、様式中の各項 目についてあてはまるものを選択して「〇」を記入します(複数選択可)

地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、1)~4)を記入してください。

ワークショップ・交流会の開催

<u>1)</u> 货	<u> 呆全管理の目標を①~⑥から選んでください。(複数選択可)</u>	_				
0	①中心経営体との役割分担による保全管理		④集落間連携や広域的活動による保全管理			
	②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保全管理	0	⑤多様な地域資源管理の担い手による保全管理			
	③地域外の経営体との協力・役割分担による保全管理		⑥その他			
2) =	- 9後、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を①~⑤から					
0	①農地の利用集積に伴う管理作業		④共同利用施設の保全管理			
0	②高齢農家の農用地に係る管理作業		⑤その他			
0	③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業					
3) 2	2) で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取組の方向	性を	①~⑦から1項目以上選んでください。			
0	①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化	0	⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築			
0	②入り作等の近隣の担い手との協力		⑥集落間の連携や広域的な活動			
0	③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり		⑦その他			
	④新たな保全管理の担い手の確保 番号はP.57	'の取	組番号表に示す一連の番号になっています。			
4)	2)で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する取組を17~	<sub>23t</sub>	)ら1項目以上選んでください <u>。</u>			
0	17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む 農業者の検討会の開催	21. 地域住民等に対する意向調査、地域 住民等との集落内調査				
	18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査		22. 有識者等による研修会、検討会の開催			
0	19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等		23. その他			
	20 集落外の住民・組織や地域住民との音目交換・					

# (2)資源向上支払

# ①地域資源の質的向上を図る共同活動

地域資源の質的向上を図る共同活動は、「①施設の軽微な補修」、「②農村環境保全活動」、「③多面的機能の増進を図る活動」の3つで構成されます。

- 「①施設の軽微な補修」の活動は、事業計画に位置づけた施設に該当するすべての 項目を実施する必要があります。(点検や機能診断の結果、実施する必要性がない 実践活動については、この限りでありません。)
- 「②農村環境保全活動」の活動は、都道府県が策定する要綱基本方針に定められた テーマについて1つ以上を選択し、テーマに該当する活動を毎年度1つ以上実施し ます(P.59の取組番号表に5つのテーマが活動項目の内訳として示されていま す)。
- 「③多面的機能の増進を図る活動」への取組は任意とし、取り組まない場合の交付 単価は、基本単価に5/6を乗じた額になります。



農道

63 農道の補修

☆直営施工の実施方針について

2) 多面的機能の増進を図る活動 (任意の取組									
2) 多面的機能の増進を図る活動 (仕意の取組		多面的機能の増進	を図る活動」に	取り組まない場合は、					
	1) <del>▼ ★実</del> 施する月 ; -		)の単価は基本	単価の5/6になります。					
		毎年度の実施時期							
	1 ., 3   3, 3   3, 3	8月 9月 10月11月12日	1月 2月 3月	ᆿᄱᆓᄆᆡᅜᄪᄱᆟᆉᄙ					
多 56 農村環境保全活動の幅広い展開		59の取組番号表が 記入します。	らめ こいよる 山	双組番号」と「取組」を選					
図 増 る (4 的 -			プルダウンで取組	組を選択して入力します					
き 進 機 52 遊休農地の有効活用 を 作									
動 能	行が足り た	い場合は追加して	ノギさい						
Ø +1975	1170.1297	があって追加して	(/2000)						
				で、広報活動を毎年度実					
		農業地域類型区分の「 こおいては必須ではあ		または、「山間農業地域」、					
ただし、農業地域類型区分の「中間農業」									
V									
56. 農村環境保全活動の幅広い展開 を選択し	に場合、以下の太枠内5	5記入してくたさい。 							
56. を選択した場合に選択 農村環境保全	活動を1テーマ追加 	「高度な保全活動の実	施」						
農村環境保全活動のテーマ 景観形成・生活環境	意保全 高度な保全活	動の取組内容	「56. 農村環境	6保全の幅広い展開」を					
↑「生態系保全」「水質保全」「景観形成・5 境保全」、「水田 <b>か</b> 留機能増進・地下水かん割				様式の説明に従って必					
「資源循環」から選択			内容を記入し	ます。					
59. 都道府県、市町村が特に認める活動 を選			).						
※エクセル様式では		容を							
選択して入力します	0								
施設の長寿命化のための活動 した上で、必要な活動に計画 工事1件当たり200万円以_ 整備計画書」を作成します。	画的に取り組 上となること	みます。							
	仏(共同)の交	付金を流用して行	う施設の長寿命	こんのための江野					
《 農地維持支払又は資源向上支払 について									
について	動及び答源向ト	活動 (共同) を滴り							
について 活動計画書に定めた農地維持活動			辺に実施するこ	ことを前提とし、					
について 活動計画書に定めた農地維持活動 関地維持支払又は資源向上支払(共	共同)の交付金	を流用して施設の野	辺に実施するこ	ことを前提とし、					
について 活動計画書に定めた農地維持活動 機地維持支払又は資源向上支払(対ることができます。この場合、以下	共同)の交付金 下に留意して下	を流用して施設のst さい。	辺に実施するこ	ことを前提とし、					
について 活動計画書に定めた農地維持活 農地維持支払又は資源向上支払(共 ることができます。この場合、以 活動計画書に施設の長寿命化のな	共同)の交付金 下に留意して下 こめの活動を位	を流用して施設の£ さい。 置付ける。	辺に実施するこ 長寿命化のため	ことを前提とし、					
について 活動計画書に定めた農地維持活動 機地維持支払又は資源向上支払(対 ることができます。この場合、以 活動計画書に施設の長寿命化のな	共同)の交付金 下に留意して下 こめの活動を位	を流用して施設の£ さい。 置付ける。	辺に実施するこ 長寿命化のため	ことを前提とし、					
について 活動計画書に定めた農地維持活動機地維持支払又は資源向上支払(共ることができます。この場合、以下活動計画書に施設の長寿命化のが、費用の支出の有無に関わらず、	共同)の交付金 下に留意して下 こめの活動を位	を流用して施設の£ さい。 置付ける。	辺に実施するこ 長寿命化のため	ことを前提とし、					
について 活動計画書に定めた農地維持活動 農地維持支払又は資源向上支払(共ることができます。この場合、以下 活動計画書に施設の長寿命化のない 費用の支出の有無に関わらず、第 3)資源向上支払(長寿命化)	共同)の交付金 下に留意して下 こめの活動を位 実施した全ての	を流用して施設の£ さい。 置付ける。 活動について活動語	辺に実施するこ 長寿命化のため 記録に記載する	ことを前提とし、					
について 活動計画書に定めた農地維持活動 農地維持支払又は資源向上支払(共ることができます。この場合、以て活動計画書に施設の長寿命化のが、費用の支出の有無に関わらず、第 3)資源向上支払(長寿命化)  事1件当たり200万円以上となることが明られたがして P60の取組番号表からあては	共同)の交付金下に留意して下るの活動を位置を使いた全ての。	を流用して施設の見さい。 置付ける。 活動について活動記	辺に実施するで 麦寿命化のため 記録に記載する	ことを前提とし、					
について 活動計画書に定めた農地維持活動 機地維持支払又は資源向上支払(共ることができます。この場合、以て活動計画書に施設の長寿命化のが、費用の支出の有無に関わらず、第 3)資源向上支払(長寿命化) 第1件当たり200万円以上となることが明られたがして P60の取組番号表からあては	共同)の交付金 下に留意して下 こめの活動を位 実施した全ての 実施した全ての はまる「取 <sup>それそ</sup>	を流用して施設の さい。 置付ける。 活動について活動 -4号「長寿命化整備計画 れを P.16の I の2	辺に実施するで 長寿命化のため 記録に記載する 書」を作成し、 「実施区域内の	ことを前提とし、					
について 活動計画書に定めた農地維持活動 機地維持支払又は資源向上支払(共ることができます。この場合、以下活動計画書に施設の長寿命化のが、費用の支出の有無に関わらず、第1件当5000万円以上となることが明られる。第1件35000万円以上となることが明られる。第1件35000万円以上となることが明られる。第1件35000万円以上となることが明られる。第1件35000万円以上となることが明られる。第1件35000万円以上となることが明られ	共同)の交付金 下に留意して下 こめの活動を位 実施した全ての 実施した全ての はまる「取 <sup>それそ</sup>	を流用して施設の見さい。 置付ける。 活動について活動記 - 4号「長寿命化整備計画 やれを P.16の I の2 数です。数字に	切に実施するで 長寿命化のため 記録に記載する 書」を作成し、 「実施区域内の は小数点以下2 <sub>手度計</sub>	ことを前提とし、のの活動を実施する。					
について 活動計画書に定めた農地維持活動 農地維持支払又は資源向上支払(共ることができます。この場合、以 活動計画書に施設の長寿命化のが 費用の支出の有無に関わらず、第 3)資源向上支払(長寿命化) 事1件当たり200万円以上となることが明られるがして P.60の取組番号表からあては 経歴代数 組番号」と「取組」を選択し記 活動内容	共同)の交付金下に留意して下るの活動を位置を使いた全ての対象をは、様式第1-1まる「取入します。	を流用して施設の記さい。 置付ける。 活動について活動記 4号「長寿命化整備計画記されをP.16のIの2数です。数字に 延べ数量 近べ数量 (出位はkmt)	切に実施するで 長寿命化のため 記録に記載する 「実施区域内の は小数点以下22 「実施予定	ことを前提とし、 のの活動を実施す の農用地、施設」の値の 桁まで記入します。 年度に「〇」を記入します。					
について 活動計画書に定めた農地維持活動 機地維持支払又は資源向上支払(共ることができます。この場合、以下活動計画書に施設の長寿命化のが、費用の支出の有無に関わらず、受動の力を関わらず、受力でである。 3)資源向上支払(長寿命化) 事1件当たり200万円以上となることが明られるがして、関連のでは、長寿命化) 第1件当たり200万円以上となることが明られるがして、経過で数。組番号」と「取組」を選択し記える。  「動力では、経過であります。」といる。 「おります」といる。 「おります」といる。 「おります」といる。「おります」というます。「おります」」というます。「おります」というます。「おります」」というます。「おります」というます。「おります」というます。「おります」」というます。「おります」というます。「おります」」というますます。「おります」」というます。「おりますます。「おりまするます。」は、まります。「おりまするます。」は、「おります。」は、「おります。」は、「おります。」は、「おりますます。」は、「おります。」は、「おります。」は、「おります。」は、「おります。」は、「おります。」は、「おりまするます。」は、「おりまするます。」は、「おりまするまするます。「おります。」は、「おりまするます。」は、「おりまするまするます。」は、「おりますまするまするまするます。」は、「おりまするまするまするます。」は、「おりまするまするまするまするまするまするまするまするまするまままままするまするまままままま	共同)の交付金 下に留意して下さるの活動を位う 実施した全ての対象をは、 実施した全での対象をは、 大場合は、様式第1- はまる「取 入します。	を流用して施設の見さい。 置付ける。 活動について活動記 -4号「長寿命化整備計画 でれを P.16の I の2 数です。数字に 延べ数量	切に実施するで 長寿命化のため 記録に記載する 「実施区域内の は小数点以下22 「実施予定	ことを前提とし、のの活動を実施する。					
について 活動計画書に定めた農地維持活動 機地維持支払又は資源向上支払(共ることができます。この場合、以下活動計画書に施設の長寿命化のが、費用の支出の有無に関わらず、受動の力を関わらず、受力でである。 3)資源向上支払(長寿命化) 事1件当たり200万円以上となることが明られるがして、関連のでは、長寿命化) 第1件当たり200万円以上となることが明られるがして、経過で数。組番号」と「取組」を選択し記える。  「動力では、経過であります。」といる。 「おります」といる。 「おります」といる。 「おります」といる。「おります」というます。「おります」」というます。「おります」というます。「おります」」というます。「おります」というます。「おります」というます。「おります」」というます。「おります」というます。「おります」」というますます。「おります」」というます。「おりますます。「おりまするます。」は、まります。「おりまするます。」は、「おります。」は、「おります。」は、「おります。」は、「おりますます。」は、「おります。」は、「おります。」は、「おります。」は、「おります。」は、「おります。」は、「おりまするます。」は、「おりまするます。」は、「おりまするまするます。「おります。」は、「おりまするます。」は、「おりまするまするます。」は、「おりますまするまするまするます。」は、「おりまするまするまするます。」は、「おりまするまするまするまするまするまするまするまするまするまままままするまするまままままま	共同)の交付金下に留意して下るの活動を位置を使いた全ての対象をは、様式第1-1まる「取入します。	を流用して施設の記さい。 置付ける。 活動について活動記されを P.16の I の2 数です。数字に 単位はkmか 1年目 2年目 1年日 1年目 2年日 1年日 1年日 1年日 2年日 1年日 1年日 1年日 1年日 1年日 1年日 1年日 1年日 1年日 1	切に実施するで 長寿命化のため 記録に記載する 「実施区域内の は小数点以下22 「実施予定	ことを前提とし、 のの活動を実施す の農用地、施設」の値の 桁まで記入します。 年度に「〇」を記入します。					

☆上記以外に農業の多面: 記載してください。(別: \*\*) (別: \*

2.50 km

一部直営施工

行が足りない場合は追加してください。

直営施工は実施しない

農道○○-○の路肩及び法面の補修

該当するものに「〇」を記入します。

全て直営施工

(様式第1-4号)

#### 長寿命化整備計画書

工事1件あたり200万円以上の工事がある 場合、該当する工事については「長寿命化 整備計画」の作成が必要です。

#### <留意事項>

活動計画書の資源向上支払(長寿命化)において、工事1件あたり200万円以上となることが明らかな取組について、下記に記載してください。

- なお、1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考え、1件ずつ記載してください。
- また、概算事業費の根拠となる資料(積算根拠や見積書)を整理してください。
- (1) 施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

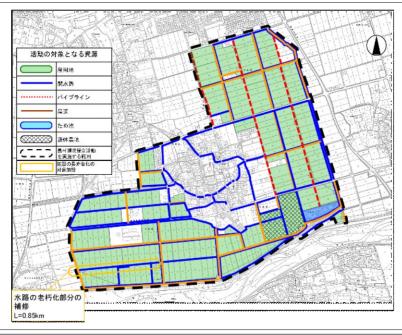
延長はkm単位で小数点以下2桁まで 記入します。

施設名	設置 年度	改修 年度	施設の概要	機能診断結果 (劣化状況等)	長寿命化対策の内容		数量	実施年度	工事1件あたり の概算事業費	備考
00-0水路	昭和 23年			り通水機能が低下している。	リート打ち足しで補修を行う ひび割れについてはシーリン	- (	.85km	1 平成31年度	260万円	
		施設名 年度  OO-O水路 昭和	施設名 年度 年度 「年度 年度 「日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	施設名         年度         集談の概要           年度         年度           Max の概要           OO-O水路         WAII         WAII         水路	<ul> <li>施設名</li> <li>年度</li> <li>年度</li> <li>毎該の概要</li> <li>(劣化状況等)</li> <li>〇〇一〇水路</li> <li>昭和 水路</li> <li>水路側壁の破損やひび割れにより道水機能が低下している。</li> </ul>	施設名     年度     施設の概要     (劣化状況等)     長寿命化対策の内容       OO-O水路     昭和 23年 53年 幅〇〇mm     水路 9道水機能が低下している。     小び割れについてはシーリンが内の充填。	施設名 年度 年度 施設の機要 (劣化状況等) 長寿命化対策の内容 「	<ul> <li>施設名</li> <li>年度</li> <li>年度</li> <li>施設の概要</li> <li>(劣化状況等)</li> <li>大路側壁の厳損やひび割れにより</li> <li>カンクリート打ち足しで補修を行う。</li> <li>ひび割れについてはシーリング 材の充填。</li> </ul> 1つの取組を分け	振設名 年度 年度 焼設の機要 (劣化状況等) 長寿命化対策の内容 数量 実施年度 (劣化状況等) 「	振設名 年度 年度 施設の機要 (劣化状況等) 長寿命化対策の内容 数量 実施年度 の概算事業費 のの一〇水路 昭和 水路 水路側壁の破損やひび割れによ リート打ち足して補修を行う。 ひび割れについてはシーリング 0.85km 平成31年度 260万円

- ※ 改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください 入して下さい。
- ※ 延長は小数点以下第2位まで、概算事業費は10万円単位で記入してください。

#### (2) 施設の位置図

対象施設の位置図を添付し、長寿命化対策を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。



#### 4. 加算措置

加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。取り組・加算措置に取り組まない場合は様式の提出は不要です。

対象農用地面積は小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

# (1) 農地維持支払の小規模集落支援

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	900a	1,000 円/10a	90,000円
畑	190a	600 円/10a	11,400円
草地	а	80 円/10a	円
合計	1,090a		101,400円

#### ★小規模集落支援の適用条件

て様式を記入して活動計画書に添付してください。

○小規模集落の総農家戸数が10戸以下である

・これは加算措置の「農地維持支払の小規模集落支援」 に取り組む場合の記入例です。取り組む加算措置に応じ

> ○小規模集落がごれまでに農地・水・環境保全向上対 策、農地・水保全管理支払、多面的機能支払の交付対 象になっていない

 小規模集落数
 集落名

 2集落
 ○集落、○集落

 加
 1

加算措置の適用条件を確認して様式に必要事項を記 入してください。

# 加算措置

# 加算措置を受ける場合は、活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付して下さい。

(1)農地維持支払の小規模集落支援(平成30年度拡充)

既存活動組織が小規模集落を取り込み、集落間で連携して保全管理を行う場合、農地維 持支払交付金に、新たに取り込んだ農用地面積に応じた加算を行います。

なお、1小規模集落当たりの加算上限額は20万円、活動組織当たりの合計加算上限額は 40万円となります。

(2)資源向上支払(共同)の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援(平成31年度 拡充)

組織が多面的機能の増進を図る活動の取組を増加させる場合、資源向上支払交付金にお いて単価の加算を行います。新たに本活動に取り組む場合は、2つ以上の取組が必要です

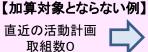
【加算対象となる例】

直近の活動計画 取組数O



新たな活動計画 取組数2以上

直近の活動計画 取組数O



新たな活動計画 取組数1

直近の活動計画 取組数1

【加复単価】



新たな活動計画 取組数2以上

直近の活動計画 取組数2



新たな活動計画 取組数2以下

笶

(2) 資源向上支払(共同)の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援 適用条件の確認

多面的機能の増進を図る活動の取組項目数

取組を継続中の組織のみ記入 <u>します。</u>

項目	本事業計画の取組	前年度又は変更前の取組	
遊休農地の有効活用	0		
農地周りの環境改善活動の強化			
地域住民による直営施工			
防災・減災力の強化			
農村環境保全活動の幅広い展開	0	0	[ ]
医療・福祉との連携		+	
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		<u>新たな活動計画</u> する増進活動の	<u>「において、実施</u> )取組に○を記
都道府県、市町村が特に認める活動		<u> 入してください。</u>	

- (3)資源向上支払(共同)の農村協働力の深化に向けた活動への支援(平成31年度拡充) 組織が下記の要件を満たした場合、資源向上支払交付金において単価の加算を行います。
  - ①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること
  - ②農業者以外の参画割合が4割以上であること

③構成員の総人数の8割以上が参加する実践活動を実施すること

構成員の総人数がわかる一覧

表等の提出が必要です。

単位:円/10a

	i juni 🔏					
地目		持支払 集落支援	多面的機能の更	支払(共同) なる増進に向けた の支援	資源向上3 農村協働力の深付 の3	とに向けた活動へ
	都府県	北海道	岐阜県	北海道	岐阜県	北海道
Ħ	1,000	700	300	320	300	320
畑	600	300	180	80	180	80
草地	80	40	30	20	30	20

※様式に従い交付額を記入してください。加算措置の詳細については、「多面的機能支払 交付金のあらまし」 P. 8, 9加算措置を参照してください。

組織の広域化・体制強化に係る支援を受ける場合は、活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付してください。

# (4)組織の広域化・体制強化に係る支援(平成31年度拡充)

活動組織が広域化・体制強化を行う場合、広域化組織の面積規模別に交付額を分けるとともに、活動計画期間にわたる継続的な支援を行います。

なお、特定非営利法人化(NPO法人化)に取り組む場合は、都府県における200ha以上と同じ交付額になります。

# 広域活動組織の面積規模別の交付額

面積は全て農地維持支払の認定農用地面積 を対象とします。

都府県	北海道	交付額
■ 3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年•組織
200ha以上	3,000ha以上	8万円/年•組織
1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年•組織

# 【段階的に広域化する場合の適用例】

広域活動組織が面積規模を拡大することで支援額が増加します。



広域活動組織が面積規模を拡大した 場合は該当する区分に変更して活動計 画書の再申請を行って下さい。

# (4)組織の広域化・体制強化に対する支援

区分	交付単価	該当するものに〇
3集落以上 又は50ha以上200ha未満	40,000 円/組織	0
200ha以上1,000ha未満 又は特定非営利活動法人	80,000 円/組織	
1,000ha以上	160,000 円/組織	

※北海道にあっては、3集落以上又は1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円/組織、3,000ha以上15,000ha未満又は特定非営利活動法人のとき80,000円/組織、15,000ha以上のとき160,000円/組織に置き換える。

※特定非営利活動法人の加算措置を受ける場合は、特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しを提出してください。

# 6. 総会の開催

多面的機能支払交付金の実施に関する事項は総会で決定し、議決事項は活動組織の 構成員全員に周知する必要があります。

# (設立総会)

はじめに設立総会を開催し、作成した規約(案)、役員(案)等の活動組織の設立 に関する事項を議題として審議します。また、事業計画(案)や活動計画(案)など の活動組織の運営に関する事項についても審議を行い、議決を得る必要があります。

# (通常総会)

通常総会は、毎年度1回以上開催する必要があります。

# (臨時総会)

通常総会のほかに、次に掲げる場合に開催する臨時総会があります。

- ・構成員現在数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき
- 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき
- その他代表が必要と認めたとき

いずれの総会も、構成員現在数の過半数の出席(委任状を含む)がなければ成立しません。

# 総会開催から議決までのながれ

- 1)あらかじめ役員会等で話し合い、総会の審議事項、開催日等について設定します。審議事項は、活動計画の作成又は変更、収支決算及び実施計画に関すること等の活動組織の運営に関する重要な事項等となります。
- 2)総会の招集を行います。招集にあたっては、開催の7日前までに、書面にて会議の日時、場所、目的、審議事項を構成員に通知します。
- 3)総会は、構成員現在数の過半数の出席をもって成立します。開会前に出席者数の確認を行います。なお、出席は委任状をもって代えることができます。 議事は、出席した構成員の過半数(特別議決事項にあっては3分の2以上)で決します。 議決前に議案説明、質疑応答を行った上で採決を行って下さい。
- 4)活動事項を構成員全員の承知のもとで実施するため、総会閉会後速やかに、総会により議決 した事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布又は周知します。

# 総会の開催、議決に当たっての留意点

- ・採決にあたっては、挙手や起立等の賛成者数を把握できる方法で行い、賛成者数、反対者数を 把握し、議決の可否を確認して下さい。また、議事録に議案ごとの賛成者数を記録して下さい。
- ・総会は、規約に基づいて行われます。規約制定時に構成員で話し合い、総会の議決方法等について地域の事情に応じて適切に定めて下さい。
- 総会資料や議事録は、実施状況報告の根拠資料ともなりますので、適切な記録・保管を行って下さい。
- 総会を欠席された方へも、記録を書面配布するなどにより、総会の議決事項の周知を行ってください。

# 事業計画の認定

活動組織の代表者は、多面的機能支払交付金の活動に取り組む場合は、 事業計画(案)を作成し、市町村長に提出して、認定を受ける必要があり ます。

多面的機能支払交付金に係る活動を実施しようとする場合には、事業計画(案)に 活動計画書及び規約を添付し、市町村長に提出し、その審査を受けます。

事業計画が認定されると、市町村長から事業計画の認定通知(認定通知書)が送付 されます。

事業計画(案)に添付する書類は以下のとおりです。

その他、市町村長の審査に当たり、設立総会の議事録等 が必要となる場合があります。



提出資料は市町村にお問い合 わせください。

	添付書類	提出時期
農地維持支払交付金	<ul><li>活動計画書 様式は15ページへ</li></ul>	活動を開始しようとする年度の6 月30日まで。
資源向上支払交付金(共同)	・規約 様式は7ページへ ・長寿命化整備計画書	(特別な事情がある場合、市町 村長が都道府県知事を通じて、 地方農政局等に対して届出を
資源向上支払交付金(長寿命化)	(長寿命化で1工事当たり200万円 以上の工事がある場合) <u>様式は26ページへ</u>	行ったときには、当該年度の10 月31日まで)
資源向上支払交付金(組織の広域 化·体制強化)	【広域活動組織の設立】 (別途、市町村との間で広域協 定を締結) 【組織のNPO法人化】 ・登記事項証明書	登記事項証明書は事業計画申 請時又は計画変更時に添付。

また、既に活動を実施している活動組織が、認定された事業計画の内容を変更する 場合は、以下を参考に手続きを行って下さい。変更のために定められた様式はありま せん。様式第1-3号を活用して下さい。

# 認定された事業計画の変更手続きについて

認定された事業計画書や活動計画書等に変更が生じた場合は、以下の①又は②の手続きが必要 となります。

# ①認定された事業計画の変更の申請

- 保全管理する対象農用地面積の変更
- ・保全管理する対象施設の変更
- 対象組織の変更
- 活動の追加、中止又は廃止
- 活動期間の延長

※組織をNPO法人化した場合も該当します

# 【申請時期】

上記のいずれかの変更が生じたとき 【申請書に添付する書類】

変更があった事業計画書、活動計画書等

# ②認定された事業計画の変更の届出

- 左記以外の変更 (例)
  - 役員の交代、構成員の変更が生じた場合
  - 遊休農地を一部解消した場合
  - 保全管理する対象施設の延長又は路線の増 減

#### 【届出時期】

変更があった年度の実施状況の報告時又は 翌年度の交付申請時のいずれか早い期日

変更があった事業計画書、活動計画書等

# (長寿命化整備計画書(26ページ)の認定、変更手続きについて

# ①長寿命化整備計画書の認定

資源向上支払交付金(長寿命化)で工事1件当たり200万円以上の工事となることが明らかな場合は、該当する取組(1件当たり200万円以上の工事)について「長寿命化整備計画書」を作成し、事業計画書に添付して市町村長に提出します。

長寿命化整備計画書は、都道府県が定める要綱基本方針に基づき市町村で審査が行われ、必要に応じ都道府県との協議を経た上で、その内容が適当と認められる場合に認定されます。

なお審査の結果、整備内容等の見直しを市町村から指示されることもあり得ますので、その場合は市町村の指示に従い、必要な長寿命化整備計画や活動計画書の見直しを行ってください。

# ②長寿命化整備計画書の変更

認定された長寿命化整備計画書の記載事項に以下の変更が生じた場合は、26ページの計画変更の有無にかかわらず、変更内容を記載した長寿命化整備計画書を市町村長に提出し、その審査・認定を受けます。

また以下に該当しない変更の場合は、市町村長への届け出を行います。

- ○工事1件当たり200万円以上の工事の追加
- ○工事1件当たり概算事業費の3割以上の増加

# ③その他留意点

平成30年度までに交付され積み立てた交付金を使い、工事1件当たり200万円以上の工事を 行おうとする場合も、例外なく長寿命化整備計画書の作成が必要となりますので注意が必要です。 (根拠:平成31年度改正の実施要領附則第2)

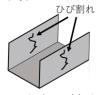
# 長寿命化にかかる工事1件の考え方と長寿命化整備計画書作成の必要性

・ イメージ図は、水路の更新・補修の場合。あくまでイメージであり、必ずこれによるものではありません。

# パターン① 異なる路線別に補修工事・更新工事を一括で発注(450万円)



A.水路破損部 補修工事 (150万円)



B.水路ひび割れ 補修工事 (110万円)



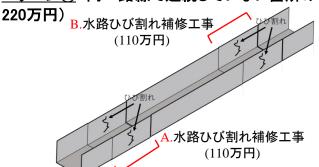
C.水路更新 工事 (190万円)



【工事1件の考え方】 A,B,Cそれぞれ工事1件 としてカウントする。

【長寿命化整備計画書 の作成】 A,B,Cとも作成不要。

# パターン② 同一路線で連続していない箇所の補修工事・更新工事を一括で発注(

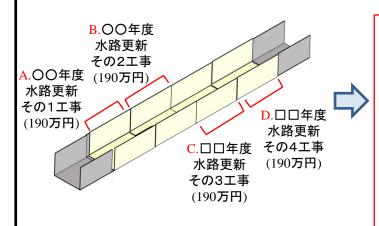




【工事1件の考え方】 工事箇所の間隔が離れ ていれば、別工事とする。 よってA,Bそれぞれ工事 1件としてカウントする。

*【長寿命化整備計画書 の作成】* A.Bとも作成不要。

# パターン③ 同一路線で水路の補修・更新を年度ごとに分割して発注(760万円)



# 【工事1件の考え方】

連続しているA,B,C,Dは、4つまとめ て工事1件(A+B+C+D)としてカウ ントする。

【長寿命化整備計画書の作成】 200万円を越えていることから、長 寿命化整備計画書を作成する必要 がある。(県の要綱基本方針により、 対象施設の緊急度等を踏まえて今 後5年以内に国庫補助事業におい て事業化の見込みのない場合に限 り、県と市町村の協議の上実施を 承認する。)

# 工事に関する確認書

土地改良区等(市町村を除く)が所有又は管理する施設を対象とした活動を行う活動組織にあっては、当該所有者又は管理者と交わした「工事に関する確認書」を事業計画書と併せて市町村長に提出します。

(様式第1-5号)

# 工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙2の第5の4の(1)のエに基づき、○○活動組織(以下「活動組織」という。)と○○土地改良区(以下「土地改良区」という。)は、○○に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

記

(活動の対象となる施設及び内容)

- 第1条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添 「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」の1に定めるとおりとする。
  - 2 活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅢに定めるとおりとする。

土地改良区等との協議内容に応じて、不要な記述は削除して下さい。

(工事の施行に関する条件) -

- 第2条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。
  - 2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。
  - 3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について 土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議 し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土 地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

(その他)

第3条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協 議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書2通を作成し記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成○○年○○月○○日

あいうえお活動組織

○○県△△市○町○-○-○

代表 〇〇〇〇 月

○○土地改良区

住 所

理事長 〇〇〇〇 印

# 農道の工事について

長寿命化の取組は、原則として道路法上の道路は対象外としています(道路法第24条に基づき 道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受ける必要があるため)。 ただし、市町村道に認定された農道であっても、地域の慣行として組織が農用地や農業用施設と 一体的に管理している場合、道路法施行令第3条に基づく軽易な維持活動は可能です。

# **///** 交付金及び概算払の申請

事業計画が認定された後、多面的機能支払交付金の交付を受けようとするときは、毎年度、市町村長へ申請を行います。

申請に係る手続きについては、以下のとおりです。

# (1)交付金の交付申請

①交付申請書の提出

市町村で定める期日

活動組織は、毎年度〇月〇日までに、当該年度の活動に必要な交付金の交付申請書を市町村長に提出します。

②交付決定の通知

市町村が、交付申請書の内容について必要な審査を行った後に、市町村長から交付金の交付決定通知が活動組織に送付されます。

# 交付申請時の注意点

- 1. 交付金の振込口座の通帳の写し(口座番号、口座名義が分かる箇所)を添付して下さい。
- 2. 振込先が複数ある場合は、振込口座・口座名義様式をコピーして記載し、提出して下さい。

# 交付金の交付ルート



# (2)概算払の請求

交付決定の通知がなされた後、多面的機能支払交付金の概算払<u>(前払い)</u>を受けようとするときは、市町村長に概算払を請求します。

- ①概算払申請書の提出 交付決定の後、概算払請求書を市町村長に提出します。
- ②概算払決定の通知

市町村は、概算払請求書の内容について必要な審査を行った後に、概算払額を決定し、概算払決定通知書等により活動組織に通知するとともに、交付金を支払います。

市町村において定められた様式があれば、それを利用して下さい。

多面的機能支払交付金の活動にのみ取り組む場合

概算払の請求時には、「交付」を「概算払」、 「申請」を「請求」に置き換えてください。

申請(請求)年月日			
平成	年度	第	口

# 多面的機能支払交付金交付申請書(概算払請求書)

市町村長 殿

組織名 代表者名

印

多面的機能支払交付金の交付(概算払)を受けたいので、下記のとおり申請(請求)します。

交付申請	項目	I	多面的機能支払交付金 (農地維持支払交付金及 び資源向上支払交付金)	1. 農地維持支払 及び資源向上支 (施設の長寿命4 の活動を除く)	払交付金	2. 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のため の活動)
概算	認定額 (年度交付額)	1	円		円	※ 円
払請	既交付額	2	今回申請額の記入	L に当たって	円	Ħ
邦	今回申請(請求)額	3	は、市町村と相談し	て下さい。	円	н
額	認定額(年度交付額) との差額	4=1-2-3	円		円	円

※ 施設の長寿命化のための活動については、年度交付上限額以内で申請する場合には、その必要額を計上する。

下記口座へ振込む交付金について該当するものにチェックマークを記入して下さい。

- □ 多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金) ※資源向上支払交付金(長寿命化)とそれ以外を区分せずに申請する場合に記載。
- □ 農地維持支払交付金·資源向上支払交付金(長寿命化以外)
- □ 資源向上支払交付金(長寿命化)

以下の事項については、振込先口座の変更がない場合は、記載不要です。

金融機関(り	つりよ靴 仃	以外)											
			金融					支师	吉名				
					農業協同組織	合 銀行	信用金庫						
					信用組合 労	的動金庫	信連 農村	木中金					
預金種別(該当のものにレ印をつけてください) 口座番号(7ケタに満たない場合は、右づめで記入)													
□普通	<u> </u>	<b>当座</b>	□別段	i	<b></b> 通知								
≪ゆうちょ銀行	の方はこちら	らに記入し	てください。》	>								•	
<b>ゆうちょ銀行</b> 記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入) 番号(右づめで記入)													
1	787.0004	701470	0			<u> </u>	(42 78)	CacX)		Т	1		
フリガナ													
口座名義								.宛に扱 Iが届く				「るため <u>さ</u> い。	
住所	(〒	-	)		都 道 府 県							市区町村	
エガ													

- (注1)交付金の振込口座の通帳の写し(口座番号、口座名義が分かる箇所)を添付して下さい。 振込先が複数ある場合は、振込口座・口座名義様式をコピーして記載し、提出して下さい。
- (注2)組織の広域化・体制強化に係る支援を受ける場合は、広域協定の認定書の写しや登記事項証明書の写しを提出。 地域資源保全プランの策定に係る支援を受ける場合は、地域資源保全プランの写しを提出。 (提出は、事業計画の認定申請や実施状況報告時でも可。)

市町村において定められた様式があれば、それを利用して下さい。

中山間地域等直接支払交付金及び環境保全型農業直接支払 交付金の活動と併せて取り組む場合

申請年月日	平成	年	月	日
平成	年度	第		回

平成〇〇年度 多面的機能支払交付金 交付申請書 平成〇〇年度 中山間地域等直接支払交付金 交付申請書 平成〇〇年度 環境保全型農業直接支払交付金 交付申請書

例

〇〇市町村長 殿

組織名 OOOO 代表者名 OOOO

印

平成〇年度において、下記のとおり交付を受けたいので、申請します。

市町村から都道府県に提出する様式についても、本様式を参考に作成することができます。

記

# 1. 多面的機能支払交付金交付申請

項目	1	多面的機能支払交付金(農地維 持支払交付金及び資源向上支払 交付金)	1. 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)	2. 資源向上支払交付金(施設の 長寿命化のための活動)		
認定額 (年度交付額)	①	А	П	※ 円		
既交付額	2	円	円	Ħ		
今回申請額	3	円	円	Ħ		
認定額 (年度交付額)との差額	4=1-2-3	А	円	円		

<sup>※</sup> 施設の長寿命化のための活動については、年度交付上限額以内で申請する場合には、その必要額を計上する。

### 添付書類

- ①組織の広域化・体制強化に係る支援を受ける場合は、広域協定の認定書の写しや登記事項証明書の写し
- ② 地域資源保全プランの策定に係る支援を受ける場合は、地域資源保全プランの写し

### 2. 中山間地域等直接支払交付金交付申請

項目	計
既交付申請額	円
今回交付申請額	円
合計	円

### 添付書類

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定(変更認定)書の写し

# 3. 環境保全型農業直接支払交付金交付申請

対象取組	交付単価	取組	面積	交付申請額			
<b>刈</b> 象収租	文刊 単価	1取組目	2取組目	1取組目	2取組目		
カバークロップの取組	円/10a	а	а	円	円		
堆肥の施用の取組	円/10a	а	а	円	円		
有機農業の取組	円/10a	а	а	円	円		
(地域特認取組名)	円/10a	а	а	円	円		
(地域特認取組名)	円/10a	а	а	円	円		
合計		a	а	円	円		

- (注1)「カバークロップの取組」は「5割低減の取組とカバークロップ(緑肥の作付け)を組み合わせた取組」、「堆肥の施用の取組」は「5割低減の取組と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組」を示す。
- (注2) 面積は、対象取組別に構成員の実施面積を合計して、a未満を切り捨てた値を記載すること。
- (注3) 交付単価は、対象取組の交付単価(円/10a)を記入すること。
- (注4)必要に応じて行を追加すること。

交付申請額合計(1取組目+2取組目)

円

# 添付書類

構成員別取組面積一覧(別紙)

市町村において定められた様式があれば、それを利用して下さい。

中山間地域等直接支払交付金及び環境保全型農業直接支払 交付金の活動と併せて取り組む場合

# 口座情報

下記口座へ振込む交付金について該当するものにチェックマ	一クを記えして下さい	
ト 記 口 座 へ振 込り 文 り 並 に しい し 該 ヨ 9 るものルニナエツクマ	一つを記入して下さい。	٠.

多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金及び資源向上支払交付 ※資源向上支払交付金(長寿命化)とそれ以外を区分せずに申請する場合に記載。	金)	
農地維持支払交付金・資源向上支払交付金(長寿命化以外)		資源向上支払交付金(長寿命化)
中山間地域等直接支払交付金		環境保全型農業直接支払交付金

	フリガナ	<del>-</del>							
	口座名	義							
		(〒	_	)					
座名	住所				都道府與				市区 町村
義 欄						Г		7	
	電話		_	_		FAX	口座名義人宛に振込道に郵便物が届く住所を	通知書を郵送するた 記入して下さい。	め、催り
報欄	電話					FAX	口座名義人宛に振込道に郵便物が届く住所を	通知書を郵送 記入して下さ	するたい。

				金融機関	名				支店	名				
						用金庫								
							信用組合 労働金庫	言連 農林中金						
	預金種別(該当のものにレ印をつけてください) 口座番号(7ケタに満たない場合は、右づめで記入)													
	普通		当座		別段		通知							
ゆうちょ銀行														
	記号(6ケ	タ目がある	場合は※	部分に記	入)				番号(右づめで記入)					
1				0	*								1	

(注) 交付金の振込口座の通帳の写し(口座番号、口座名義が分かる箇所)を添付 振込先が複数ある場合は、口座名義様式・振込口座を振込先分コピーして記載し、提出

# Ⅲ 活動の実施・記録

日々の作業の内容や金銭の収支等について記録します。

# 1. 活動記録

# (1)活動記録について

- 日々の作業を記録しその内容を点検することにより、作業上の課題を抽出し、その改善を図るなど、効率的な活動に資することができます。
- また、活動記録は、実施状況報告書の根拠資料となるものであり、市町村による活動要件の確認、活動の評価及び指導等を行う上で不可欠な資料です。
- これらのことから、日当等金銭の支出の有無を問わず、活動計画に位置付けられた活動(活動の準備等を含む)を実施した場合は、その内容を記録することが重要です。

# (2)活動記録の作成に当たって(様式第1-6号の記載方法)

〇 「取組番号」「活動内容」欄の記載方法

平成31年度からの活動記録の様式は、「取組番号」を選んで記入する方式にしたのが特徴です。57~60ページの取組番号表から、その活動に該当する取組番号を選んで記入します。

これにより、エクセル形式の活動記録では、取組番号を入れると自動的に「活動 内容」の各項目が作成されます。

手書きの場合は、上記の取組番号表から、その活動にあてはまる「取組番号」を選んで記入するとともに、その番号に該当する「支払区分」「活動項目」「取組」の内容を、取組番号表の記述をもとに記入します。(記述は簡単にしてもOK。)なお、取組番号から活動内容がわかるため、手書きの場合「活動内容」欄の各項目の記入を省略することも可能です。

○ 「備考」欄の記載方法 備考欄には、地域での活動内容をできるだけ具体的に記入します。 (年度末の実施状況報告書の作成にも必要不可欠な情報です。)

〇 「活動に参加した最大人数」欄の記載方法

手書きの場合、「活動参加人数」欄の「農業者」「農業者以外」の項目について、活動記録に記された人数のうち年間最大となっている人数を選び、最下段の「活動に参加した最大人数」欄の同じ項目欄にそれぞれ記入し、その合計人数を「合計」欄に記入します。

エクセル形式の活動記録では、この欄は自動的に集計記入されます。

# 様式の経過措置等について(平成31年度改正の実施要領附則第3及び4)

- 平成30年度までに事業計画の認定を受けた対象組織は、従来の活動記録の様式をそのまま使ってもかまいません。
- その他、市町村長及び都道府県知事が地方農政局長等と協議し同意が得られた活動記録の独自様式についても使用可能です。

	#23	_ 、力します。	記入します。					1-		<b></b>		,	7/	だけ具体的に	や、資源向上 、て下さい。 構工等を含む) 取りまとめ等の いても記入し
組織名:	あいうえお活動組織		<u>一日に複数の取組を行った場合は、該当する全ての取組番号を左詰めで一行に記入します</u> 号欄が足りない場合は、複数行に分けて記入します。 -		備考(具体的な活動内容を記入)	施設の点検及び機能診断(農用 地、水路、農道)	年度活動計画の策定、役員会	総介	〇〇水路の泥上げ	5 畦畔・法面・防風林の草刈   り,7 水路の草刈り,10 農道の 草刈り	〇〇小学校の生徒と水路の生き物 調査を実施。	〇〇クリーン作戦			・農地維持による推進活動や、資源向上 (共同)の増進活動も記入して下さい。 ・長寿命化の直営施工(準備工等を含む) も記入して下さい。 ・ <u>本活動記録には、</u> 活動の取りまとめ等の 事務処理や打ち合わせについても記入し
		)取組番号表から、該当	った場合は、該当する全ての即 、複数行に分けて記入します。 	活動内容	1 10/41	1 点検,24 農用地の機能診断,25 水路の機能診断,26 農道の機能診断	2 年度活動計画の策定,28 年 度活動計画の策定,300 会議	300 会議	8 水路の泥上げ	5 畦畔・法面・防風林の草刈り,7 水路の草刈り,7 水路の草刈り,10 農道の草刈り	39 生物の生息状況の把握(生態系保全)	46 施設等の定期的な巡回点   検・清掃(景観形成・生活環   〇〇クリーン作戦境保全)		300 会議,34 生物多様性保全計画の策定,36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	手書きの場合、左の「取組番号」にあてはまる 「支払区分」「活動項目」「取組」の内容を、P.57~ P.60の取組番号表の記述をもとに記入します。 (記述は簡単にしてものKで、省略することも可。) ※エクセル様式では取組番号から自動作成され ます(本例はその場合を表示)。
	活動記録	, P.57∼P.60 <i>0</i>	組を行った場合 場合は、複数行	4	活動項目	点検,機能診断,機能診断,機能診断,機能診断,	計画策定,計画策 定,会議	<del>万</del> 議	水路	農用地,水路,農道	生態系保全	景観形成・生活 環境保全		会議,生態系保全, 景観形成・生活 環境保全	大 手書きの場合、左の「取組番号 「支払区分」「活動項目」「取組 P.60の取組番号表の記述をも。 (記述は簡単にしてもOKで、省 ※エクセル様式では取組番号: ます(本例はその場合を表示)
		1場には、	同一日に複数の取組を行 番号欄が足りない場合は 7		支払区分	農地維持,共 同,共同,共同	農地維持,共同,-		農地維持	農地維持,農地 地維持,農地 維持	世	単		1	手書きの場合、2 「支払区分」「活] P.60の取組番号 (記述は簡単に1 ※エクセル様式・ ます(本例はその
	能支払交付金		回梅		<u> </u>										上文 (記) (記) (記) (記)
	圴機能	想 格	できる。 ・ 会議等 - 行に記,		号 (左詰め)	. 26	0							<u> </u>	
	多面的機	ナた活動 下さい。	# 1		取組番号	24 25	28 300			7 10				34 36 ※エクセ	<u>たの合計</u> 人 <u>数を記</u> で年 で年
	年度	な置づ! 載して	3務処理に 3番号を5				2	300	8	72	39	46		000	M   M   M   M   M   M   M   M   M   M
	0	計画に1線に記録	で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	<b>X</b>	総参加人数	12人	15人	40人	25人	50人	20人	85人		38.7	
	中限	、活動 活動記		活動参加人数	農業者以外	72	<b>5</b>	10人	20人	10人	<b>5</b> .	557		8	
		いわらず の全て着	<del>                                      </del>	职	農業者	10人	10人	30人	35人	40天) (一丁)	15人	30/		30 \	
		無にかた それら	TANILE JOURNAL AND		時間 実施時間	3.0時間	3.5時間	2.0時間	3.0時間	3.0時間 40人	木憩時に	単位で		2.0時間	
- 6号)		出の有合には、	4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	活動実施日時	実施時間 開始時刻 │実施	00:6	13:00	00:6	00:6	00:6	別には	18年450天劉时间 概ね0.5時間単位で (します。 		13:00	트   시 이쬬
(様式第1-		金銭の支出の有無にかかわらず、活動計画に位置づけた活動を 行った場合には、それらの全てを活動記録に記載して下さい。	においた。 同一日に 記入した。	理	日付開	4/10	4/12	4/19	4/27	8/9	/	広呂まない美   映		3/28 1	活動に参加した最大人数 「活動参加人数」欄の「農 間最大となっている参加。 ※エクサル様式では自動

# 2. 金銭出納簿

# (1)金銭出納簿について

- 交付金を有効に活用し、計画的に活動するためには、日々の収入、支出等を記録し、交付金を適切に管理する必要があります。
- 共同活動を行うに当たって、金銭出納簿を用いた透明性の高い会計を行うことは 非常に重要です。
- 金銭出納簿は、実施状況報告書の根拠資料となるものであり、市町村が交付金の 使途の確認や指導等を行う上で不可欠な資料です。

# (2)金銭出納簿の作成に当たって(様式第1-7号の記載方法)

- 金銭出納簿は、毎年度新しいものを用意し、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金に係る全ての出納について記載します。
- 整理する順番は、活動日ではなく実際に収入や支出のあった日付順として下さい。 収入や支出日とは別に、活動の実施日についても所定の欄に記載して下さい。
- 年度末には、金銭出納簿について内部監査を実施する必要があります。
- 金銭出納簿や領収書等支払を証明する書類は、交付が完了した日が属する年度の 翌年度から起算して5年間保管する必要があります。

# 経理区分の整理、長寿命化への活用について

- ・ 平成31年度からの金銭出納簿の様式では、農地維持・資源向上(共同)と資源 向上(長寿命化)の交付金の収支を番号で区分する方式にしたのが特徴です。 様式の「区分」欄に「1」のみを入れる金銭出納簿と「2」のみを入れる金銭出納 簿の2つに分けて管理することも可能です。
- また、農地維持・資源向上(共同)の交付金を長寿命化に活用する場合は、「長寿命化への活用」欄にOを記入することで整理することとしました。
- <u>なお、経理区分を一本化する場合においても、資源向上支払交付金(長寿命化)</u> を農地維持活動や資源向上活動(共同)に充当することはできません。
- ※ 平成29年度からの経理区分を一本化する様式を使用している組織については、 平成31年度からの実施状況報告書において長寿命化とそれ以外の支払いの収支に 分けた集計を容易にするため、新様式の金銭出納簿の使用をお勧めします。

# 様式の経過措置等について(平成31年度改正の実施要領附則第3及び4)

- 平成30年度までに事業計画の認定を受けた対象組織は、従来の金銭出納簿の様式をそのまま使ってもかまいません。
- その他、市町村長及び都道府県知事が地方農政局長等と協議し同意が得られた 金銭出納簿の独自様式についても使用可能です。

# 支出費目

「分類」欄には、以下の区分から該当する費目を選択し記載して下さい。

番号	支出費目	内容
1	前年度持越	前年度からの持越金
2	交付金	農地維持支払交付金、資源向上支払交付金(共同)、資源向上支払交付金(長寿命化)
3	利子等	利子等、構成員による活動資金の立替金
4	日当	活動参加者に対して支払った日当
5	購入・リース費	資材(砕石、砂利、セメントなど)の購入費、活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など
6	外注費	補修・更新等の工事等(調査、設計、測量、試験等を含む)に係る 建設業者等への外注費、事務の外注費など
7	その他支出	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る 旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、 草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など
8	返還	返還金

# 支出に当たっての留意点

# 〇日当

• 日当の単価は、地域で一般的に適用されている類似作業の労務単価等を参考にするなど、地域の実情を踏まえて決定して下さい。決定した単価は、総会の場などを利用して、毎年構成員全員に周知して下さい。

# 購入・リース費

- 草刈り機や軽トラックなどの借り上げ費の方法や単価については、日当と同様 に総会の場などを利用して、毎年構成員全員に周知して下さい。
- 機械や事務機器の購入に当たっては、財産管理や目的外使用防止の徹底が必要であり、利用回数や期間、価格を踏まえ、リースやレンタルする場合の条件と比較して判断する必要があります。
- 購入・リースした機械等を本交付金の目的以外の用途に使用した場合、購入・ リースに要した経費を全額返還する必要があることから、適切な管理が求められます。

# 〇 外注費

- 本交付金は、地域が共同で行う地域資源の保全管理活動等を支援するものですが、活動の規模や技術面から見て活動組織で実施可能な範囲を超えていると判断される場合に限り、作業委託等の外注により実施することが可能です。
- 外注を行う場合には、3者以上から見積もりを徴収するなど効率的かつ透明性の高い予算執行に努めて下さい。

# 〇 その他

共同活動には草刈や泥上げといった危険を伴う作業が多いことから、保険への加入を推奨します。

# 支出費目

# 交付金の支出対象とならない経費

番	項目	具体例
1	農業者の営農活動に かかる経費	・営農活動に必要な農業水利施設の運転経費 ・営農のための人件費、機械経費、資材等の購入費
2	多面的機能の発揮と関 連しない経費	・活動組織の活動と関連しない行事や農業と関連しない祭りに関する費用 ・接待費、慶弔費、酒類・つまみの購入費、慰労を目的とした旅費、自治会等の集会所の備品の購入費、神社への玉 串料や奉納品代等
3	他団体への寄付	・他団体への寄付・助成 ・他団体の経常的運営に必要な経費
4	他事業の地元負担へ の充当	・他事業による施設整備・補修等の地元負担
5	管理者が決まっている 施設の維持管理に要す る経費	・国、都道府県又は市町村が管理者となっている道路や河川の維持管理の経費 ※ただし、地域の慣行として施設管理者の了解のもと、農地や水路等の施設などの地域資源の保全管理と一体的に維持管理している施設については対象とすることができる。
6	自ら実施する必要があ るものに要する経費	・活動組織の設立前に必要な事業計画の策定に係る費用

<sup>※</sup> 活動計画に位置づけ、事業計画の認定を受けた活動に係る経費については交付の 対象です。

### のレシートは、経年により文字が消 長寿命化 (日付、店名が記入されていない場 合は記入して下さい。また、感熱紙 ※領収書はレシートでも構いません。 も記入してもらうようにして下さい。 を記入します。 くの活用 ※領収書は品名、規格、購入数量等 領収書に記載 えてしまうので、コピーも保管して した整理番号 ・立替払い領収書と組織から立て替えた構成員に支払がされた日付など、関係性がわかるよう ・組織から立て替え分を構成員に振込をした場 ※領収書は必ず保管して下さい。 直営施工による○○-○農道の補修 ○○資材及び重機リース □□大路の泥上げ 農道の軽微な補修 コンクリート部 合は、振込書を添付しておくこと。 役員会、総会 ○氏より 植栽活動 備兆 組織名: あいうえお活動組織 ※資源向上支払交付金(長寿命化)を農地維持・資源向上(共同)に充当することはできません。 に整理しておくこと。 ・農地維持・資源向上(共同)人の交付金4 農地維持・資源向上(共同)から資源向上(長寿命化)に交付金を活用して行った活動の費用 4/12,4/19 11/8,9 11/8,9 実施日 5/15 4/27 活動 2/2 (活動記録の「日付」と 実際の活動実施日を 13,14 領収書 細叩 **N** 15 4 一致します。) 記入します。 3,635,096 3,112,416 3,491,096 891,101 331,101 450,000 980,000 5,280,096 4,780,096 150,000 637,800 472,800 440,800 「122」 懶こは、最近難符・負源で工(共同)に除る牧文は「1」を、貧源で工(技芸の15)に係る収支は「2」を必ず入力してください。 887,800 942/800 $\widehat{\mathbb{E}}$ 「2」のみを入れる金銭出納簿の2つを は、「区分」欄を「1」とし、「長寿命化への活用」欄にOを記入します 斑高 ※領収書は、通し番号を記入した上で、必ず保管しておいてください。(領収書の保管の方法は袋等にする保管でも構いません。) 作れば、長寿命化とそれ以外を区分した経理を行っている場合に対応できます。 支払交付金 金銭出納簿 55,000 32,000 7,200 250,000 165,000 700,000 144,000 4,958,200 Ē 対出 200,000 また、返済の際は返済額をマイナスの収入として収入欄に計上し、一時的な立替額が収入、 2,671,616 150,000 300,000 5,289,301 2,167,680 交付金交付前に活動資金を構成員が一時的に立て替えて会計口座に繰り入れた場合は、 ▶ 500,000 $\widehat{\mathbb{E}}$ 叔入 分類」欄は、次ページに示す分類の「番号」を記入します。※エクセル様式では番号 農地維持・資源向上(共同)の収支は[1]を、資源向上(長寿命化) 区分 7 2 をプルダウンで選ぶと費目も一緒に記入されます(本例はその場合を表示)。 の収支は「2」を記入します。区別ができない支出は「1」を記入してください。 「区分・欄に「1」のみを入れる金銭出納簿と、 (農道補修) 及び重機リース代 当等の内訳を具体 購入した資材や日 的に記入します。 資源向上 (共同) 農地維持・資源向上(共同)交付金 寿命化) (公 区別ができない支出は【1」を記入してイザナー 資源向上(長寿命化)交付金 試員立替金の繰り入れ $\mathbb{E}$ (資源向上 前年度持越(農地維持 構成員立替金の返済 ○ 資材の購入費 支出の合計に計上されないようにしてください。 ○資材の購入費 ★交付金交付前に活動資金を構成員が一B 値栽苗の購入費 豊道の補修作業 水路の泥上げ |年度持越 また、返済の際は返済額をマイナ、 収入欄にその立替額を記入してください。 直営施工 5茶購入 5.購入・リース費 5.購入・リース費 5.購入・リース費 1.前年度持越 1.前年度持越 . その他支出 (様式第1-7号) 2.交付金 2.交付金 3.利子等 3.利子等 3.利子等 分類 4.日当 4.日当 4.日当 くがない。 6/20 6/20 6/20 11/912/2 4/22 4/22 日付 4/1 4/1 4/7 「区分」欄には、 替払いを行っ 算した日付を 支払を行った 領収書と同じ 日付(実際に たものは、清 記入します。 日付)を記入 構成員が立 にまず。

	金銭出納簿の※エクセル様	金銭出納簿の「区分」が「1」の収 ※エクセル様式では前ページの3	入/支出をここ 長から自動集計	に集計します。 されます。	金銭出納簿の「※エクセル様式	金銭出納簿の「区分」が「2」の収入 ※エクセル様式では前ページの表	金銭出納簿の「区分」が「2」の収入/支出をここに集計しま※エクセル様式では前ページの表から自動集計されます。	まま。 ます。	
	[集計]	1	農地維持・資源向	上(共同) (田)	[集計]	7	資源向上(長寿命化)	(田)	_
		Ē.	金額	頭	F		金額	額	
		祖日	収入	文出	日 		収入	支出	
	1.前年度持越	或	150,000		1.前年度持越		300,000		
	2.交付金		2,671,616		2.交付金		2,167,680		\
	3.利子等		5		3.利子等				
	4.日当			000'269	4.日当			144,000	00
	5.購入・リース費			1,355,000	5.購入・リース費				
	6.外注費			276,320	6.外注費			2,265,150	20
	7.その他支出	77		220,730	7.その他支出				
	8.返還				8.返還				
3	次年度への持越	持越 (残高)		272,571	次年度への持越	(残高)		58,530	30
門グーンの「分離」と	<u> </u>		2,821,621	2,821,621	<u> </u>		2,467,680	2,467,680	30
「刀類欄」、			下表を参考に該当する費目の番号を記入	記入します。					Ì
選んで記入	細巾				£	(例)			
ر ۶۹ ° د	<b>-</b>	前年度持越	前年度からの持越金	/					
ſ	2	交付金	農地維持支払交付金、資	資源向上支払交付金(共同)	<ol> <li>)、資源向上支払交付金(長寿命化)</li> </ol>	(長寿命化)			
	m	利子等	利子等、構成員による活	る活動資金の立替金					
	4	日当	活動参加者に対して支払	支払った日当					
	و ا	購入・リース費	資材(砕石、砂利、セメント 借り上げ費、花の種、苗	セメントなど)の購入費、活動に 、苗代など	tメントスなど)の購入費、活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、 i、苗代など	:) の購入費、パソ		車両、機械等の	
	9	外注費	補修・更新等の工事等(調査、	設計、測量、	試験等を含む)に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など	等への外注費、事	務の外注費など		
	2	その他支出	技術指導等のために外部から招く <mark>専門家等への謝金、活動に係る旅費、 草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など</mark>	から招く <mark>専門家等への謝</mark> 役員報酬、お茶代など	金、活動に係る旅費、保険料、		文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、	等への賃金、	
	, ∞,	返還	返還金						$\neg$
			残額 持越着 次年原	よ、次年度以降の活動 領を次年度に活用する 度以降使用する見込。	残額は、次年度以降の活動に必要とされるものに限り、持越すことができます。 持越額を次年度に活用する際には、前年度の実施状況報告書で定めた用途に従ってください。 次年度以降使用する見込みのないものは、市町村に返還してください。	限り、持越すこ。 施状況報告書で 打に返還してくだ	とができます。 定めた用途に従って< さい。	ください。	
								]	

# 3. 財産管理台帳

# (1)財産の取扱いについて

- 多面的機能支払交付金により更新等を行った施設(財産)及び、機械や器具等の物品については、活動期間終了後においても、事業計画認定時の条件や工事に関する確認書や農林畜水産業関係補助金等交付規則別表(第5条関係)の耐用年数に基づき、定められた管理者が適切に管理することになります。
- また、土地改良区等(市町村を除く)の施設において更新等を行い、活動組織が 財産を取得した場合、速やかにその財産を土地改良区等に譲渡する必要があります。 (必要となる資料や具体的な手続きは、あらかじめ土地改良区等と協議し、指示を受 けて下さい。)
- これらを確実かつ円滑に行うため、活動組織において財産管理台帳を作成することは非常に重要です。

# (2)財産管理台帳の整備

- 更新等を行った施設については、活用した交付金の種類を問わず、その都度、財産管理台帳に整理し保管する必要があります。
- また、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具と農林畜水産業関係 補助金等交付規則別表(第5条関係)に揚げるものについても、同様に財産管理台 帳に整理が必要です。
- 財産管理台帳には、施設の構造・規格、施工箇所、処分制限期間等を記載します。
- ※ 財産管理台帳(様式第1-10号)の様式については、処分制限期間欄及び処分の状況を含む独自様式で管理することもできます。
- ※ 軽微な事務用品や物品、燃料等の消耗品、施設の補修工事等に使われる材料など については台帳で整理する必要はありません。

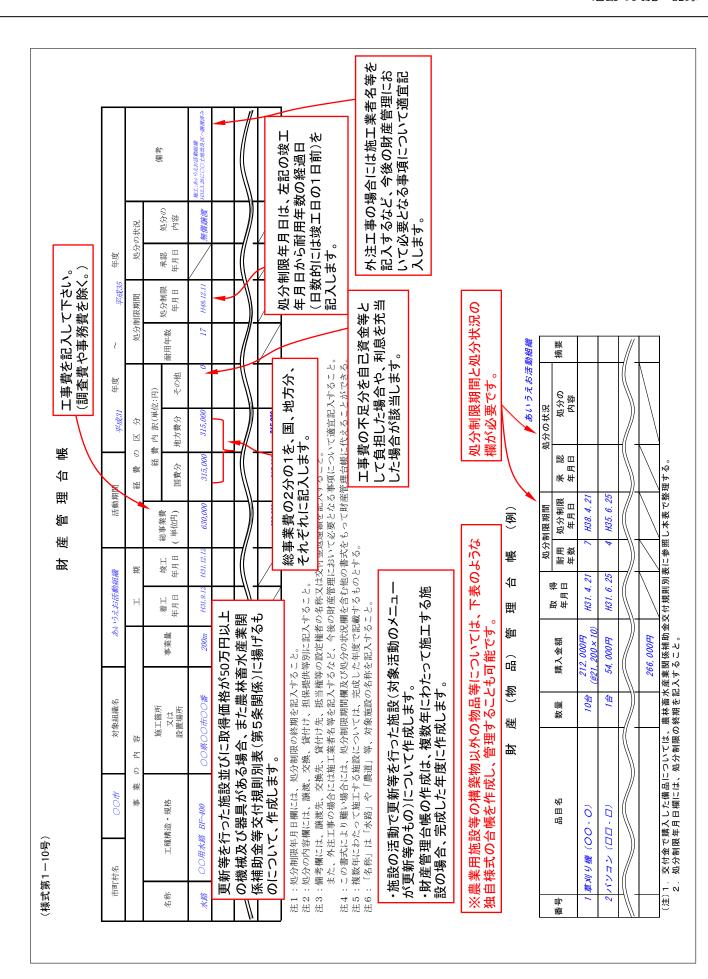
# 財産の処分制限期間について

活動組織が更新等を行った施設については、処分制限期間内は、<u>交付金の目的に反した</u>譲渡、使用等が制限されます。※

この処分制限期間は、耐用年数を勘案して施設毎に定められるものです。詳しい内容については、47、48ページの財産の耐用年数の例を参考にして下さい。

※ 処分制限期間内に、交付金の目的以外の譲渡、使用等を行う場合は、地方農政局長等の承認が必要となります。

(施設の従前の所有者である土地改良区等への譲渡については、交付金の目的に反して行われるものではないため、地方農政局長等への承認申請不要です。)



# 財産の耐用年数について

# ○多面的機能支払交付金における財産の耐用年数の例 (農林畜水産業関係補助金等交付金規則別表(第5条関係)を参照)

財産の名称、構造等	具体例	耐用年数(年)
構築物		
農林業用のもの		
主としてコンクリート造、れんが造、石造又は物品ブロック造のもの		
その他のもの	コンクリート製水路、現場打ち水路、 農道側溝の蓋(コンクリートニ次製 品)	17
主として金属造のもの	ゲート、バルブ、金網フェンス、鳥獣 害防護柵(電気柵)	14
主として木造のもの	水田魚道、柵	5
その他のもの	遮水シート(ため池堤体)	8
緑化施設及び庭園		
その他の緑化施設及び庭園(工事緑化施設に含まれるものを除 く。)	防風林	20
舗装道路及び舗装路面		
コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	コンクリート舗装、砂利舗装	15
アスファルト敷又は木れんが敷のもの	アスファルト舗装	10
前掲のもの以外のもの		
金属造のもの		
送配管		
鋳鉄製のもの	鋳鉄管(水路)	30
鋼鉄製のもの	鋼管(水路)	15
合成樹脂のもの	塩ビ管、合成樹脂管(水路)	10
車両及び運搬具		
前掲のもの以外のもの		
その他のもの		
その他のもの	一輪車	4
工具		
治具及び取付工具	レンチ	3
切削工具	ディスクグラインダー、のこぎり	2
前掲のもの以外のもの		
主として金属製のもの	タガネ、ハンマー	8
その他のもの	スコップ(柄が木製)	4

具体例として記載がない施設や物品等については、 市町村の担当窓口へお問合せください。

財産の名称、構造等	具体例	耐用年数
器具及び備品		
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に揚げるものを除く。)		
事務机、事務いす及びキャビネット		
主として金属製のもの	机、椅子	15
その他のもの	机、椅子	8
その他の家具		
ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	プロジェクター、スクリーン、マイク (ハンドマイクを含む)、アンプ、ス ピーカー	5
事務機器及び通信機器		
電子計算機		
パーソナルコンピューター(サーバー用のものを除く。)	パソコン	4
複写機、計算機(電子計算機を除く。)金銭登録機、タイムレ コーダーその他これらに類するもの	プリンター	5
時計、試験機器及び測定器		_
度量衡器	はかり	5
光学機器及び写真制作機器		
カメラ、映画投影機、映写機及び望遠鏡	カメラ、ドローン	5
看板及び広告機器		
	啓発用看板	3
その他のもの		
その他のもの	のぼり	5
容器及び金庫		
ドラムかん、コンテナーその他の容器		
その他のもの	プラスチックコンテナー、プランター	2
金庫	金庫	20
前掲のもの以外のもの		
その他のもの		
	防草シート、防風ネット	5
機械及び装置		
農業用設備	草刈機、モア(草刈りアタッチメント)、トラクター用除雪機(アタッチメント)、チェーンソー、ポンプ	7
ソフトウエア		
その他のもの	事務支援ソフト、書籍	5

# 財産管理台帳で整理する必要がないものの例

# 〇耐用年数1年未満の消耗品類

- ・コピー用紙、ボールペン、のり、テープ、CD-R、メモリー、事務用はさみ、 ホッチキス、はんこ等の軽微な事務用品
- ・軍手、タオル、ブラシ、ほうき、移植ごて、コーキングガン、ビニール傘、 タッパ、種子、花苗等の軽微な物品

(使い捨て又は長持ちしないもので安価なもの)

- 〇機械の燃料、潤滑油、乾電池、草刈り機替刃等の消耗品
- 〇セメント、アスファルト、砕石、コーキング材、塗料、薬剤等、補修工事等に使 われる材料

# 活動の報告

活動組織は、毎年度、活動計画書に定められている事項の実施状況を取 りまとめ、市町村長に報告します。

# (1)実施状況の取りまとめ

毎年度の活動終了後に、活動の実績を実施状況報告書に取りまとめます。

→51ページを参照(様式第1-8号)

実施状況報告書は、日々記録した活動記録及び金銭出納簿に基づき作成します。

複数集落から構成される活動組織については、必要に応じて「多面的機能支払交 付金に係る実施計画、活動報告及び活動組織による活動報告確認票」を集落毎に取 りまとめて下さい。

→55ページを参照(別記1-5様式第1号)

# (2)実施状況報告書の提出

実施状況報告書は、次の書類を添付し市町村長に提出します。

- 活動記録 →39ページを参照(様式第1-6号)
- 金銭出納簿 →43、44ページを参照(様式第1-7号)
- その他必要な書類(総会議事録、点検記録簿、研修資料等) →提出資料は、市町村にお問い合わせ下さい。

(3)実施状況のとりまとめ確認

市 町 村

活動

組 織

> 市町村は、活動計画書に定められた事項の実施状況について、書類確認及び現地 確認により行います。

確認に当たっては、実施状況確認チェックシートを活用します。

# (4)次年度の年度活動計画の策定

市町村が実施状況の確認に用いたチェックシートは、活動組織に送付されます。

チェックシートには、市町村が確認を実施した際の所見が記載されているので、 次年度の年度活動計画策定時の参考として下さい。

新たに遊休農地の発生が判明した場合は、その農用地を解消すべき遊休農地とし て位置付けるなど、活動計画(全体版)の変更を行う必要があります。

※ 毎年度の活動報告とは別に、地域資源の適切な保全管理のための推進活動及び多面的機能の 増進を図る活動に取り組む活動組織は、活動開始から2年目及び4年目に、これらの活動の実 施状況や効果の発現状況等について自己評価を行い、市町村に報告する必要があります。 己評価の詳細については市町村にお問合せ下さい。)

組 織

活 動

# 実施状況報告書に添付し市町村に提出する資料と 市町村が行う実施状況の確認の区分

	提出	書類	実施状況の	の確認内容
	金銭出納簿	活動記録	書類確認	現地確認
農地維持支払交付金	0	0	0	0
資源向上支払交付金(共同)				必要に応じて 実施
資源向上支払交付金(長寿 命化)		O	O	活動期間中に 1回以上実施

- ※ 農地維持支払交付金については、市町村が事業計画に定められている農用地及び 対象施設の保全管理状況の現地確認を行うことから、活動記録の提出は不要(ただ し、作成は必要。)ですが、資源向上支払交付金と同様に提出をお願いします。
- ※ 上記書類以外には、点検記録簿や総会資料、研修資料、外注に伴う見積書や契約書、日当を支払うための出勤簿(出面表)等について、作成・保管が必要であり、総会議事録等、実施状況報告時に市町村から提出を求められた場合、これらを提出する必要があります。

# 持越金について

- 持越金については、次年度の当初期間に必要な額限りとし、使用時期、使用内容などを実施状況報告書の備考欄に記載します。使用予定が明確でないものについては返還が必要です。
- 長寿命化の取組として、持越金を積立てる場合は、長寿命化計画に位置付けた取組で次年度以降に必要な費用のみとします。
- また、持越金については具体的な使用計画(取組内容ごとの使用時期と金額) などの資料を別途整理しておくことが必要です。

実施状況報告書のかがみ文です。別添 の報告書を添付して市町村へ提出してく ださい。

平成○年○月○日

○○市長 殿

あいうえお活動組織

多面 太郎

(EII)

平成〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の7及び別紙2の第5の8に基づき、多面的機能支払交付金の実施状況について、別添のとおり報告します。

■ 活動の報告 「収支実績」については、エクセル様式で は金銭出納簿の集計表をもとに自動作成さ <u>れます。</u> •手書きの場合は、金銭出納簿の集計欄か ら当該年度の交付金の収入、支出実績を 忝) 記入します。 多面的機能支払交付金に係る実施状况報告書 組織名称 あいうえお活動組織 <平成○年度 収支実績 ○年○月○日現在> 金額 項 目 ・金銭出納簿の「1.農地維持・資源 前年度からの持越金 向上(共同)」の集計欄の1と2から転 ▮ 150,000円 1. <u>記します。</u> (農地維持・資源向上(共同)) 前年度からの持越金 収 2. Ⅰ 300,000円 (資源向上(長寿命化)) 入 ·金銭出納簿の「2.資源向上(長寿 命化)」の集計欄の1と2から転記し 3. 農地維持・資源向上(共同)交付金 0 · 2,671,616円 ます。 部 4. 資源向上(長寿命化)交付金 **1** 2,167,680円 金銭出納簿の「1.農地維持・資源 5円 5. 利子等 向上(共同)」と「2.資源向上(長寿命 化)」両方の「3.利子等」の金額を合 5,289,301円 合 計して記入します。 項 目 金額 備考 支出総額 2,549,050円 1. (農地維持・資源向上(共同)) 日当 697,000円 ・金銭出納簿の「1.農地維持・資源 向上(共同)」の集計欄の4~7及び 購入・リース費 1,355,000円 次年度への持越(残高)から転記し ます。 外注費 276,320円 その他 220,730円 2. 支出総額(資源向上(長寿命化)) 2,409,150円 支 金銭出納簿の「2.資源向上(長 出 <u>寿命化)」の集計欄の4~7及び</u> 日当 144,000円 <u>次年度への持越(残高)から転記</u> の <u>します。</u> 購入・リース費 部 2,265,150円 外注費 持越金がある場合は、備考欄に その他 その使用予定を具体的に記入してください。 3. 返還 次年度への持越金 次年度4月の用水路泥上げ活動に 272,571円 要する経費に充当 (農地維持・資源向上(共同)) 次年度への持越金 次年度4月の用水路の欠損箇所の 58,530円 5. 補修に要する経費に充当 (資源向上(長寿命化)) 5,289,301円 ・金銭出納簿の「1.農地維持・資源向上(共同)」と「2.資源向上(長寿命化)両方の「8.返還」の金額を 合計して記入します。

# 「開催日」欄

当該年度の活動や収支決算について総会や運営委員 <u>会に諮った日を記載してください。</u>

かった項目は「×」を記入します。

1. 総会又は運営委員会の実施時期

下記のとおり、総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。

開催日

平成○年○月○日

2. 組織の広域化・体制強化の状況

下記にあてはまる場合は〇を記入してください。

広域活動組織

特定非営利活動法人

「計画」欄

3. ・活動計画に位置づけられた取組に「〇」、それ以外 「計 は「一」を記入します。

[事

※ エクセル様式では一部を除き、活動計画書をもと

D活動項目に「一」<mark>/</mark>を記入する

場合も記入します。

せなかった場合や実「備考」欄 -」を記入する。

「実施」欄

「実施」欄に「〇」を記入した場合は、具体的 な取組内容や研修実施日等を記入する。

・地域活動指針に定められた要件以上の取組を実施した活 動項目に「○」、要件を満たせなかった場合や実施できな

成されます(対象外の項目は「一」を記入します。) <u>※ 農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した</u>

エクセル様式では一部を除き、活動記録をもとに自動作

「実施」欄に「×」を記入した場合は、要件を 満たせなかった理由や実施しなかった理由 <u>を記入す</u>る。

に自動作成されます。

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

「備考」欄:「実施」欄に「〇」を記入した場合は具体的な取組内容や研修実施日等 「実施」欄に「×」を記入した場合は要件を満たせなかった理由や実施

(1)農地維持支払

活動項目 計画 実施 備考 取組 1 点検  $\bigcirc$ ■4/10 施設などの点検を実施 点検・ 研修は、活動を開始後の早い段階で実施します。 計画策定 2 年度活動計画の策定 総会で議決 4/19 実施日 研修 3 事務・組織運営等に関する研修 H32年度に予定 地 7/28 草刈りを実施 4 遊休農地発生防止のための保全管理  $\bigcirc$ 域 農 遊休農地解消面積 5 a 資 用 源 保全管理区域内に既遊休農地がなく、かつ、点検の結果、遊休農地発生防止のための保 の 全管理の活動を実施する必要がなかった場合は「実施」欄に「×」を記入し、備考欄に理由 基 を記入します。 礎 点検の結果遊休農地化のおそれのある農 的 地が無かったため未実施 4 遊休農地発生防止のための保全管理  $\bigcirc$ 実 な 遊休農地解消面積 践 保 全 活 10 農道の草刈り  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 6/8,7/30に実施 活 動 農 11 農道側溝の泥上げ  $^{-1}$ 動 道 12 路面の維持 13 ため池の草刈り 点検結果などに応じて実施する項目はエクセル様式を使 た <u>う場合でも「計画」と「実施」の結果を手入力して下さい。</u> め 14 ため池の泥上げ 池 15 ため池附帯施設の保守管理 -1共通 16 異常気象時の対応 ×Ⅰ■異常気象発生せず

> 「実施」欄に「×」を記入した場合は、要件未満の取組 となった理由又は実施しなかった理由を記入します。

活動項目	取組 計画 実					備考	
					実施日		
地	17	農業者の検討会の開催	0	0	10/10	○○集落で検討会を実施	
理 域 の 資	18	農業者に対する意向調査、現地調査	_	_			
た 源 め の	19	不在村地主との連絡体制の整備等	0	0	1/28	不在地主との連絡体制につ いて検討	
の適	20	集落外住民や地域住民との意見交換等	_	_		<b>+</b>	
推 切 進 な	21	地域住民等に対する意向調査等			11.1-1.25	TO THE PART OF	
活 保 動 全	22	有識者等による研修会、検討会の開催	-	めの推	Ŧ修や地域資源の適切な保全管理のた ○の推進活動等を行った場合、実施日。		
管	23	その他	_[	具体的	な実施	内容を記入します。 	

# (2) 資源向上支払(共同)

資源向上支払交付金(共同)の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

	動項目	金(共同)の交付を受けずに活動を実施した場合も記え 取組	計画	実施	備考
		24 農用地の機能診断	0	0	4/10診断実施
	   機  ±+	25 水路の機能診断	0	0	4/10診断実施
	計能画診	26 農道の機能診断	0	機能	<u> </u>
	策断定	27 ため池の機能診断	_		<u>様式を使う場合でも「計画」と「実施」の結果を手入</u> 、てください。
施設の		28 年度活動計画の策定	0	0	- CC/CCV 。 4/19 総会にて議決
軽微な	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	_	_	実施日 H32年度に予定
補   修		30 農用地の軽微な補修等	0	×	機能診断の結果、補修の必要がな かったため未実施
	実践	31 水路の軽微な補修等	0	×	機能診断の結果、補修の必要がなかったため未実施
	活動	32 農道の軽微な補修等	0	0	5/15 機能診断の結果より、一部の 農道を補修
		33 ため池の軽微な補修等	-	_	
	計画策定	34 生物多様性保全計画の策定	0		実施」欄に「×」を記入した場合は、要件未満の取組
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定	_	اح	なった理由又は実施しなかった理由を記入します。
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	0	選:	<del>収したテーマに基づき行う実践活動の取組につい</del>
農村		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の 策定	_		<u>は、P.59の取組番号表からあてはまる「取組番号」</u> 取組」を選び記入します。
環境		38 資源循環計画の策定			エクセル様式では活動計画書をもとに自動作成さます。
保全	実	39 生物の生息状況の把握(生態系保全)	0	0	8月に〇〇小学校の児童と学習を兼 ねて水路の生产物調査を実施
動	践 活	46 施設等の定期的な巡回点検・清掃(景観形成・生 活環境保全)	0	0	9月に〇クリーン作戦を実施
	動				活動計画書で行を追加した場合は、同じ行数となるよう行を追加してください。
	啓発・普及	51 啓発・普及活動	0	0	広報誌作成、HP更新

, , , ,	項目		:	取組			計画	実施			備考				
		52 遊休島	農地の有効活用				0	0	子ども会イモの苗						
多 面		53 農地居	ョりの環境改善	活動の強化			_	_	1 000		1917	0/3/2	·4X18		
的	]	54 地域信	住民による直営				_	_							
能 55 防災・減災力				i			_	_							
進 を 図 る 57 医療・ 図 58 農村文			環境保全活動の	幅広い展開			0	0	5月に景徳施	観形成:	舌動とし	て植ま	はを実		
			福祉との連携				_	_							
			て化の伝承を通	じた農村コミュ	取組織	悉 <b>是</b> 5/	2~59	の増え	進活動の	取細1	- 関する	る広報	法		
活 動	á	59 都道府		特に認める活動	動の				てくださ		- <del> 大 </del>	υ <i>Ι</i> Δ <del>+</del> υ	(/ם		
60 広報活動						_	0		広報誌作	成、HF	 P更新				
				構成員の											
※以下はカ	加算措置	に取り組む場	合のみ記入してく 加算措置	<u>項目で「実</u> する活動の								<u>اعے:</u>	<u>がわか</u>	るよ	<u>くう該</u>
農村協働:	力の深化	どに向けた活					0	0	実施日 9/3	「OO! 名が参加	クリーン iii した	 ′作戦」	IZ85		
														]	
							_	宝牌景	手動の参	加老と	·構成員	総人	数がオ	2h	る資料
									<u> </u>						る資料
 )資源向	可上支払	仏(長寿命	化)				 年度(	(構成 <u>)</u> こ工事	<u>員一覧表</u> を行わっ	きなど) げ、調査	<u>を添付</u>				る資料
)資源向	可上支払	仏(長寿命	化)			<u>設計</u>	 年度(	(構成 こ工事 を行っ)	員一覧表	きなど) げ、調査	<u>を添付</u>				<u>る資</u> 物
			計画	h 交	延べる	<u>設計</u> 入し	年度! のみる	(構成 こ工事 を行っ さい。	<u>員一覧表</u> を行わっ	など) 「、調査 「O」?	を添付 を を記		ださい		<u>る資</u> 料
		丛(長寿命 取組	計画	内容	延べ∛ (km,fi	<u>設計</u> 入して 数量	年度1 のみる てくだ。	(構成 こ工事 を行っ さい。	員一覧表 を行わすた場合は た場合は	で、調査 で、調査 での」を cm, 箇列	を添付 を を記		ださい	<u>。</u>	る資料
			計画	内容の老朽化部分の		設計 入しで 数量 動所)	年度1 のみる てくだ。	(構成 こ工事 を行っ) さい。 完成 度まで	員一覧表 を行わる た場合は 成数量(k	だ、調査 「、調査 「〇」を xm,箇所 注度	を添付 を記 fi)		ださい 調査 設計等 のみ	<u>。</u>	<u>る資</u> 物
西設区分	61 水	取組	計画 水路○○一○○ 補修を行う。	の老朽化部分の	(km,Ē	設計 入しで 数量	年度I のみる てくだ。 前年	(構成 ま行っ) をい。 完成 度まで kn	員一覧表 を行わる た場合は 成数量(k 本年	だ、調査 「、調査 「〇」を xm,箇所 注度	を添付 を記 f) 合記 0.85		調査   設計等   のみ	<u>。</u>	<u>る資</u> 物
施設区分  水路	61 水 62 水	取組	計画 水路〇〇一〇( 補修を行う。 〇〇用水路の: クリート水路	の老朽化部分の	(km,[	設計 入し <sup>*</sup> 数量	年度I のみる Cくだ 前年 0.00	(構成 ま行っ) きない。 度まで kn	<u>を行わずた場合は</u> 成数量(k 本年 n 0.85	だ、調査 「O」を cm,箇所 を度 km	を添付 を記 の.85 0.00	it km	調査   設計等 のみ	<u>。</u>	<u>る資</u> 業
水路水路農道	61 水 62 水 63 農	取組路の補修路の更新等道の補修	計画  水路〇〇一〇( 補修を行う。  〇〇用水路の: クリート水路  農道〇〇一〇の	の老朽化部分の 土水路からコン への更新 )路肩及び法面	(km,f	設計 入し <sup>*</sup> 数量	年度I のみる てくだ。 前年 0.00 0.00	(構成 ま行っ。 定まで kn kn	<u>を行わずた場合は</u> 成数量(k 本年 n 0.85 n 0.60 <u> </u>	ボ、調査 ボ、調査 ボハ,箇所 kml kml	を添付 を記 の.85 の.00 の.60	km km	  調査   設計    のみ		の完
本設区分 水路 水路 農道 延長の数	61 水( 62 水( 63 農) 量は小後	取組 路の補修 路の更新等 道の補修 対点以下第 2	計画  水路〇〇一〇0 補修を行う。  〇〇用水路の: クリート水路・ 農道〇〇一〇の の補修	の老朽化部分の 土水路からコン への更新 の路肩及び法面	(km,f	設計 入し <sup>*</sup> 数量	年度I のみな てくだ。 前年 0.00 0.00	(構成 ま行っ。 定まで kn kn	<u>また場合は</u> 成数量(k 本年 n 0.85 n 0.60 画書に位 记入しま	ボ、調査 ボ、調査 ボハ,箇所 kml kml	を添付 を記 の.85 の.00 の.60	km km	  調査   設計    のみ		の完
を設区分 水路 水路 農道 延長の数調	61 水 62 水 63 農 量は小巻 はまる場	取組 路の補修 路の更新等 道の補修 対点以下第 2	計画  水路〇〇一〇0 補修を行う。  〇〇用水路の: クリート水路  農道〇〇一〇の の補修  位まで記入し	の老朽化部分の 土水路からコン への更新 の路肩及び法面	(km,f	設計 入し 数量 動所) km km km	年度I のみな でくだ 前年 0.00 0.00	(構 まつ) 度 kn 動量ま 計画	最一覧表 を行わる た場合は 成数量(k 本年 0.85 0.00 画書に位 記入しま	だ、調査 「O」? 「M, 箇所 km」 km」 km」 は活動	を添付 を添付 で記 の.85 の.00 の.60 ナた数 計画書	け km km a のう から	ださい   調査   設計等   のみ   し   し   し   し   し   し   し   し   し   し	。 - ・ - ・ - ・ - ・ - ・ - ・ - ・ - ・	の完で記
施設区分 水路 水路 農道 延長の数: 記にあて(	61 水 62 水 63 農 量は小婆 はまる場	取組 路の補修 路の更新等 道の補修 対点以下第2  場合は○を記 講の借り受	計画  水路〇〇一〇0 補修を行う。  〇〇用水路の: クリート水路  農道〇〇一〇の の補修  位まで記入し	の老朽化部分の 土水路からコン への更新 路肩及び法面 、てください。	0.85 0.15 2.50	設計 入し 数量 動所) km km km	年度I のみな Cくだ 前年 0.00 0.00 	(構 まつ) 度 kn 動量ま 計画	員一覧表 を行わる た場合は 成数量 (k 本年 0.85 0.00 画書に位 に が表すると に が表すると に が表すると に い た は た は り た り た り た り た り た り た り た り た	だ、調査 「O」? 「M, 箇所 km」 km」 km」 は活動	を添付 を添付 で記 の.85 の.00 の.60 ナた数 計画書	け km km a のう から	ださい   調査   設計等   のみ   し   し   し   し   し   し   し   し   し   し	。 - ・ - ・ - ・ - ・ - ・ - ・ - ・ - ・	の完で記
を設区分 水路 水路 農道 延長の数: 記にあて(	61 水 62 水 63 農 量は小婆 はまる場	取組 路の補修 路の更新等 道の補修 対点以下第2  場合は○を記 講の借り受	計画  水路〇〇一〇0 補修を行う。  〇〇用水路の: クリート水路・ 農道〇〇一〇の の補修 位まで記入し  ひよくださ	の老朽化部分の 土水路からコン への更新 路肩及び法面 、てください。	0.85 0.15 2.50	設計 入し 数量 動所) km km km	年度I のみな Cくだ 前年 0.00 0.00	(構工行い)     ま     財量ま     計工れ活       成事つ。     完     kn     計を)     世セす	員一覧表 を行わる た場合は 成数量 (k 本年 0.85 0.00 画書に位 に が表すると に が表すると に が表すると に い た は た は り た り た り た り た り た り た り た り た	ではいる。 では、	を添付 を添付 を記 の.85 の.00 の.60 かたは、 計計計画画 かした	th km km m sh	ださい 調査 設計 のみ ら、本 以下2位 もとに い	。   年立   で自   年立   で自	<u>の</u> 完 で記 た 作 成

本交付金の活動組織で該当するケースはほとんど無いと考えられますが、課税事業者に該当する場合には、市町村が定める様式で「仕入れに係る消費税等相当額報告書」の提出が必要となります。

| 当該年度を通じた認定農用地内における農地中間管 | 理機構の借り受け農地の有無により判断して下さい。 | 過年度からの継続保有地も含め、借受、保有、受渡を | した全てが対象となります。

(別記1-5様式第1号)

# 複数集落から構成される活動組織は、必要に応じ集落毎に本様式を作成します。

平成 年度 多面的機能支払交付金に係る 実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票(〇〇集活動報告の確認欄は、活動組織

が記入します。

		策定日 【1.農地維持支払(地域資	平成 年 月 日源の基礎的保全活動)]	策定者	<u>必要に応じて現地場合は「〇」記入し</u>						
参加集落	実施 計画	実施しない場合は、「-」	ついて「○」を記入し、実施予定時期を記入 を記入する。(研修等、運営委員会が一括し 源の質的向上を図る共同活動)】及び【3.	て行う場合も「-」	を記入する。以下同じ。) <b>协組織の確認者は、確認</b> 文	+毎年落し					
(活動			ついて「○」を記入し、活動内容及び数量等		が組織の確認者は、確認X 異なる集落の方としてくださ						
組		報告日	平成 年 月 日	報告者	○ <b>○集落</b> ○○	00					
織	活動	活動を実施した場合は、活	動報告欄に「○」を記入する。なお、活動記	録を別途提出する。							
	報告	活動を実施しなかった場合は、活動報告欄に「×」を記入し、「未実施理由」欄に未実施の理由を記入する。 計画外の項目には「ー」を記入する。									
運		確認日	平成 年 月 日	確認者	○○活動組織	00					
営委員会	活動報告 の確認	②活動報告の内容が適正な場の実施を確認する。その結果	動組織)から別途提出される活動記録等によ 合は「○」を記入する。計画に沿った活動が 活動要件が満たされた場合は、「○」を記入 い、行った場合は現地確認欄に「○」を記入	実施されていない場でする。 実施計員		導し、活動					
				参加集	落が記入します。 						

1. 農地維持支払交付金(地域資源の基礎的な保全活動) 活動報告の確認 実施計画 活動報告 活動項目 取組 現地 実施予定時期 未実施理由 確認 4月 点検 点検・ 計画策定 年度活動計画の策定 4月 事務・組織運営に 平成32年度に予定 研修 × 平成32年度に予定 関する研修 遊休農地発生防止の 7月 ための保全管理 【遊休農地解消面積】 25 a 5 a 農 用 畦畔・法面・防風林の 6月、7月 地 草刈り 鳥獣害防護柵等の 点検結果に応じて実施時期 保守管理 を決定 水路の草刈り 6月、7月 水 水路の泥上げ  $\bigcirc$ 4月 実 路 水路附帯施設の 践 保守管理 活 動 農道の草刈り 6月、7月 農 農道側溝の泥上げ 道 路面の維持 ため池の草刈り た ため池の泥上げ め 池 ため池附帯施設の 保守管理 共 洪水、台風、地震等の発生 異常気象が発生しなかったた 異常気象時の対応 通 後 め未実施

2. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)

				実施計画		活動報告	活動報	告の確認
活	動項目	取組		活動内容、数量等		未実施理由		現地確認
		農用地の機能診断	0	4月	0		0	
	計能	水路の機能診断	0	4月	0		0	
施設の軽微な補	曲 奎 診	農道の機能診断	0	4月	0		0	
	定・	ため池の機能診断	_		-			
		年度活動計画の策定	0	4月	0		0	
	研 修	機能診断·補修技術等 に関する研修	0	平成32年度に予定	×	平成32年度に予定		
	実践活動	農用地の軽微な補修等	0	機能診断結果に応じて実施時期を決定	×	機能診断の結果、補修の必要 がなかったため未実施		
修		水路の軽微な補修等	0	機能診断結果に応じて実施時期を決定	×	機能診断の結果、補修の必要がなかったため未実施		
		農道の軽微な補修等	0	機能診断結果に応じて実施時期を決定	0		0	
		ため池の軽微な補修等	_		ı			
農		生態系保全	0	8月 生き物調査実施	0		0	
村環	実	水質保全	_		_			
境保	践活	景観形成・ 生活環境保全	0	9月 ○○クリーン作戦	0		0	
全活	動	水田貯留機能増進・ 地下水かん養	_		_			
動		資源循環		4	_	رر		

実施計画欄、活動報告欄は参加集 落が記入します。 活動報告の確認欄は、活動組織が記入します。

<u>必要に応じて現地確認を行った場合は「〇」を記入して下さい。</u>

## 3. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化を図る活動)

<u>(                                    </u>				実施計画		活動報告	活動報	告の確認
泪	動項目	取組		活動内容、数量等		未実施理由		現地 確認
	水路	水路の補修		○○一○号線水路の老朽化部分の 補修(L=0.85km)	0		0	0
実 践	水路	水路の更新等	0	○○用水路を土水路からコンクリート水 路への更新(L=0.15km)	×	次年度実施予定		
活 動	農道	農道の補修	( )	農道○○一○の路肩及び法面の補 修 (L=2.50km)	0		0	0
<u></u>	農道	農道の更新等	-	農道□□−□のアスファルト舗装 (L=1.0km)	-	活動組織で調整の結果 書に位置づけられた取		
<u></u>		<del></del>		<del></del>		た記入して下さい。士士		

※参加集署 (活動組織) が毎年度それぞれ行おうとする実施計画を運営委員会に提出した後、運営委 づけられなかった取組は「一」などわ 実施計画によって実施計画の変更があった場合には、変更箇所が分かるように記入すること。 かるように記入して下さい。

書に位置づけられた取組には「〇」 を記入して下さい。また、計画に位置 づけられなかった取組は「-」などわ かるように記入して下さい。

<u>参加集落又は組織が毎年度それぞれ行おうとする</u> 取組の計画または要望を記入して下さい。

# 〃 取組番号表

活動組織は、取組番号表を参考に活動計画書や活動記録等を作成します。

<u>〇</u> 都道府県において、要綱基本方針で追加する取組については、以下の表に取組番号100番台を用いて、追加して使用してください。

	での取組名)
--	--------

	コンクリート構造物の表面劣化への対応 環体侵食の早期補修 破損施設の補修(ため池の堤体) きめ細やかな雑草対策(ため池の堤体)
注射原子   活動項目   無限診断   無用地の機能診断   水路の機能診断   上め池の機能診断   上め池の機能診断   上の地の機能診断   上の地の機能診断   上の地の機能診断   上の池の機能診断   上の池の機能診断   上の池の機能診断   上の池の機能診断・補格技術等に関する研修   機能診断・補格技術等に関する研修   機能診断・補格技術等に関する研修   機能診断・補格技術等に関する研修   機能診断・補格技術等に関する研修   機能診断・補格技術等に関する研修   機能診断・補格技術等に関する研修   機能診断・補格技術等に関する研修   上の池	ため池の軽微な補修等

【資源向上活動(施設の長寿命化のための活動)】

	収組备令    収組を付け、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	水路の破損部分の補修	水路の老朽化部分の補修	水路側壁の嵩上げ	U字フリューム等既設水路の再布設		61 集水枡、分水枡の補修	ゲート、ポンプの権参	安全施設の補修	空気弁、仕切弁等の補修	取水施設の補修	管理施設の補修	素掘り水路からコンクリート水路への更新	水路の更新	ゲード、ポンプの更新	62 空気弁、仕切弁等の更新	水路蓋の設置	即水施設の更新	管理施設の更新	農道路肩、農道法面の補修	63   舗装の打換え(一部)	農道側溝の補修	未舗装農道を舗装(砂利、コンクリート、アスファルト)	64   側溝蓋の設置	工側 溝をコンクリート側溝に 更新	洗掘箇所の補修		65 取水施設の補修	洪水吐の補修	安全施設の補修	se  ゲート・バルブの更新			121 給排水施設の更新	
E	月次市	水路の補修											水路の更新等								農道の補修		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	農道の更新等			:	ため池の補修			大学型の(ご対量物) 代外子	にめ,に,即,治,也,久,利,寺	\$	ポロアイショスのイエラ 人名 サイゴ 米ディン 徐大校 久等 抹水等の補係・甲折等)	
	施設区分	実践活動 木路																		農道						ため池							農用地		
\(\frac{1}{2}\)	文社区分	3(長寿命化) 実																																	

※ 都道府県において、要綱基本方針で追加する取組については、取組番号100番台を用いて、上の表に追加すること。

# **MEMO**

# 多面的機能支払交付金の活動の手引き

# 広域活動組織

# はじめに

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景 観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受して います。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に 伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多 面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に 伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家 の負担の増加も懸念されています。

農林水産省では、このような状況に鑑み、多面的機能支払交付金によ り、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共 同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。ま た、これらの活動により、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適 切に維持・発揮させるとともに、担い手農家への農地集積という構造改 革を後押しします。

この手引きは、地域の皆さんが「多面的機能支払交付金」を活用して 活動に取り組んでいただけるよう、計画の策定、活動の実施、活動の報 告など一連の流れに沿って具体的な進め方を解説したものです。

# 地域の共同活動の例と交付金の構成区分

# 地域資源の基礎的保全活動の例



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

農地維持支払交付金

多面的機能支払交付金

資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上 を図る共同活動)

# 地域資源の質的向上を図る共同活動の例



水路のひび割れ補修 農道の窪みの補修



植栽活動



水田魚道の設置

# 施設の長寿命化のための活動の例



素掘り水路からコンクリート 水路への更新



老朽化した水路壁の コーティング



未舗装の農道を アスファルトで舗装

資源向上支払交付金 (施設の長寿命化 のための活動)

# 目 次

多	面	的機	能支	払る	を付	金	の	概	要																				
	1	交	付金	のキ	構成		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•			•	•	•	•			広-1
	2	活	動の	手川	頁	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•			•		•				広-2
	3	手	続き	の机	既要		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	広-4
Ι		広域	舌動	組織	散の	設	立																						
	1	設.	立の	ねり	らい		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	広-5
	2	規模	塻 •	構月	戊員		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	広-6
	3	広	彧協	定氰	書 (	案	)	の	作	成		•	•		•	•	•	•	•				•		•			•	広-7
	4	広	彧協	定道	重営	委	員	会	規	則	(	案	)	の	作	成		•	•	•			•		•				広-16
	5	事	業計	画	(案	)	の	作	成				•			•	•			•									広-21
	6	活	動計	画	(案	)	の	作	成				•			•	•	•					•						広-23
	7	広	彧協	定道	軍営	委	員	会	の	開	催		•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	広-37
п		広域	劦定	の糸	帝結						•		•								•	•					•		広-39
Ш	1	事業	計画	の記	忍定		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•			•	•	•	•	広-40
IV	•	交付:	金及	びホ	既算	払	の	申	請		•	•	•	•		•	•		•	•		•		•	•	•	•	•	広-44
V		活動(	の実	施	• 記	録		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	広-48
VI		活動(	の報	告	-		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•		•	•	•	•	•	広-59
VI	I	取組	番号	表							•											•					•		広-68
	0	お	問い	合扌	つせ	先						•														•			共-16

# 多面的機能支払交付金の概要

# 1. 交付金の構成

多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されます。

# (1)農地維持支払交付金

# 以下の活動に対して支援を行います。

- ①地域資源の基礎的な保全活動 (水路の草刈り・泥上げ、農道の路面維持など)
- ②地域資源の適切な保全管理のための推進活動 (体制の拡充・強化、保全管理構想の作成など)



# (2)資源向上支払交付金

# 以下の活動に対して支援を行います。

- 1)地域資源の質的向上を図る共同活動
  - ①施設の軽微な補修 (水路、農道、ため池の軽微な補修など)
  - ②農村環境保全活動 (植栽による景観形成、ビオトープづくりなど)
  - ③多面的機能の増進を図る活動 (防災・減災力の強化、遊休農地の有効活用など)
- 2)施設の長寿命化のための活動 (老朽化が進む水路等の補修・更新など)

# 3)組織の広域化・体制強化



# 多面的機能支払交付金の構成

(1)農地維持支払 交付金

1)地域資源の質的向上 を図る共同活動

(2)資源向上支払 交付金

2)施設の長寿命化の ための活動

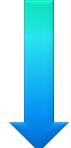
3)組織の広域化・体制強化

- ①地域資源の基礎的な保全 活動
- ②地域資源の適切な保全管 理のための推進活動
- ①施設の軽微な補修等
- ②農村環境保全活動
- ③多面的機能の増進を図る 活動

# 2. 活動の手順

多面的機能支払交付金を活用した活動は、以下の手順で実施します。

# I 広域活動組織の設立



共同活動を実施する広域活動組織を設立します。設立にあたっては広域協定運営委員会を開催します。

I-1	設立のねらい	→広-5 ページへ
I - 2	規模、構成員	→広-6 ページへ
I-3	広域協定書(案)の作成	→広-7 ページへ
I - 4	広域協定運営委員会規則(案)の作成	→広-16 ページへ
I - 5	事業計画(案)の作成	→広-21 ページへ
I - 6	活動計画(案)の作成	".* == · · ·
I - 7	広域協定運営委員会の開催	
_		→広-23 ページへ →広-37 ページへ

# Ⅱ 広域協定の締結



取組が円滑に実施されるよう、関係者間で広域協定を締結し市町村長の 認定を受けます。 →広-39 ページへ

# Ⅲ 事業計画の認定



市町村長に事業計画書などを提出します。事業計画が認定されると市町村長から認定通知書が送付されます。 →広-40 ページへ

# Ⅳ 交付金及び概算払の申請



当該年度の活動に必要な交付金を市町村長に申請します。市町村長から交付決定の通知が送付されます。

必要に応じて、概算払請求書を市町村長に提出し、交付金の一部又は全部を請求することができます。 →広-44 ページへ

# Ⅴ 活動の実施・記録



交付金を活用し、事業計画に基づき、活動計画書に定めた農用地、水路 等の地域資源の保全活動等を実施します。

実施した日々の活動について、作業の内容や金銭の収支等を記録します。

→広-48 ページへ

# VI 活動の報告

当該年度の活動記録をとりまとめて実施状況報告書を作成し、市町村長に提出します。
→広-59 ページへ

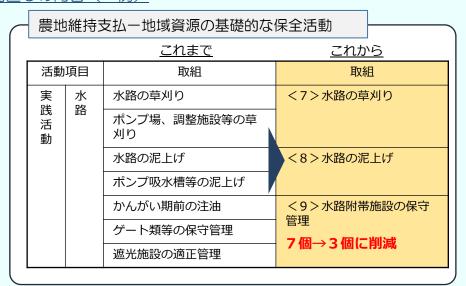
# 平成31年度 事務簡素化のポイント

<u>事務負担の軽減を目的に活動項目・取組を整理統合し、申請・報告様式を</u> 見直しました。

# (1)活動項目・取組の整理統合

- ✓ 対象となる取組内容はそのままに選択する取組数を削減。 (162個→66個、削減率:約60%)
- ✓ 取組に通し番号を振り、活動記録の取組番号入力などに対応。

# 見直しの内容(一例)



整理統合した取組番号表は広-68~広-71ページをご確認下さい。

# (2) 申請・報告様式の見直し

- ✓ 文字を大きくする、分かりにくい箇所には説明を加えるなど、見やすく分かりやすい様式に見直し。
- ✓ 各様式間の記入項目を見直し、関連性の高い様式を1つのエクセルファイルに集 約。様式間の連携による自動入力で入力が必要な箇所を削減、入力間違い等を防ぐ。

見直しの内容(エクセル形式の様式における一例)

### 活動記録 これまで 具体的な活動内容 <( )書きは長寿命化の場合 施設又は 活動区分 活動項目(対象活動) □ 資源向上(共同) □ 調査·計画 □ 実践活動 □ 事務処理等 □ 資源向上(長寿命化) □ 広域化・体制強化 □ 啓発・普及 □ 研修・会議 □ 特例措置を適用した活動 □ 設置等 □ 発注事務 活動項目、取組を記述 複雑なチェックボックスから選択 入力が簡単に! これから ②活動内容が自動で表示 ①リストから取組に対応する番号を選択 取組番号 活動内容 (<u>左から詰めて</u>入力してください) 活動項目 支払区分 取組 農地維持 水路 水路の草刈り 10 農地維持 農道 農道の草刈り

# 3. 手続きの概要

# 組織の設立から事業計画の認定まで

### 広域活動組織

# ①広域協定書等の作成

対象農用地の設定、構成員の取りまとめを行い、

組織の設立に必要 な協定書などの案 を作成します。

- > 広域協定書
- ••P.広-7 ▶ 運営委員会規則··P.広-16

# ②事業計画書の作成

組織が取り組む 事業計画の案を作 成します。

▶ 事業計画書 ···P.広-21

### ③活動計画書の作成

組織が取り組む活 動計画の案を作成 します。

➤ 活動計画書 ···P.広-23

# ④運営委員会の開催

運営委員会を開催し、協定書や事業 ···P.広-37 計画等の案について委員等の合意を 得ます。

# 交付金の交付申請から報告まで

# 広域活動組織

# ③活動の記録

活動の実施と併せて、活動記録や金銭出納簿 などを作成します。

- ▶ 活動記録
- ···P.広-48
- ▶ 金銭出納簿
- ···P.広-50
- ▶ 財産管理台帳 ···P.広-55

# ④報告書類の作成

日々記録した活動記録及び金銭出納 ··P.広-59 簿を集計し、実施状況報告書を作成 します。

- · · P.広-61 > 実施状況報告書
- > 添付書類
- ··P.広-60

# ⑤広域協定の締結(認定)

市町村長に広域協定書など ·· P.広-39 を提出し、認定を受けます。

# 0000 市町村

【提出期限】 申請期限は 各市町村で 異なります。 各市町村へ ご確認下さい。

# ⑥事業計画の申請

市町村長に事業計画書を · · · P.広-40 提出し、事業計画の申請を 行います。

# ⑦事業計画の認定の通知

市町村長から事業計画の認定通知 書が送付されます。

# 0000 市町村

【申請期限】 6月30日まで

# ①交付金の申請

市町村長に交付申請書を · · · P.広-44 提出します。

▶ 交付申請書 ···P.広-45

# ②交付決定•支払

市町村長から交付決定の通知が 送付されます。その後、概算払請 求により交付金が支払われます。

# 0000 市町村

【申請期限】

申請期限は 各市町村で 異なります。 各市町村へ ご確認下さい。

# ⑤実施状況報告

市町村長に実施状況報告 ··P.広-59 書などを提出します。

# ⑥確認通知の送付

市町村長から必要に応じて実施状況 確認通知書が送付されます。

# 0000 市町村

【報告期限】

申請期限は 各市町村で 異なります。 各市町村へ ご確認下さい。

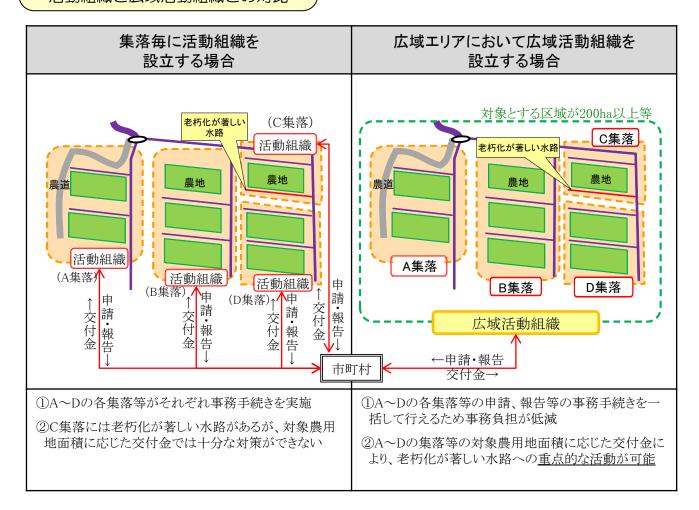
# I 広域活動組織の設立

# 1. 設立のねらい

広域活動組織は、旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落又は活動組織(以下「集落等」という。)、NPO、地域の関係団体等から構成される、構成員間の協定に基づく組織です。

(注) 広-6ページに示す規模で、複数の集落から構成される組織や集落等の代表者により意思決定を行う組織は、原則として、広域活動組織を設立して活動に取り組みます(その他の場合も、取組面積や組織形態に応じて、広域活動組織を設立することが可能です)。

# 活動組織と広域活動組織との対比



NPO

水土里ネット

# 2. 規模・構成員

### (1)規模

岐阜県内においては、以下の(1)または(2)の要件を全て満たす場合、広域活動組織を設立することができる。

- (1) 条件不利地
- ①条件不利地とは事業計画上の対象となる農用地面積が農林統計上の中間農業地域又は山間農業地域に区分されている地域、または、以下の法に基づく指定地域の過半を占める地域をいうものとする。
- ・山村振興法第7条1項の規定に基づき指定された振興山村地域
- 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域
- ・特定農山村地域における農林業の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域
- ②広域協定の対象とする区域が50ha以上の規模を有しているか農林統計上の農業集落が3つ以上ある活動組織
  - (2) 上記以外の地域
- ①広域協定の対象とする区域が100ha以上の規模を有している。
- ②農林統計上の農業集落が3つ以上ある活動組織、または2つ以上の組織の合併による広域活動組織であること。

上記要件を満たさなくても、事業計画の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市町村区域程度、又は事業計画の対象とする区域内の農用地面積が、200ha以上を有していれば、広域活動組織を設立することができます。

### (2)構成員

広域協定※に参加する以下の者により構成されます。

- 1)集落等又はその構成員に加え、NPO、地域の関係団体等の地域の実情に応じた者
- 2) 集落等の構成員である農業者のほか、農業者団体等の地域の実情に応じた者
  - ※広域協定とは、地域の農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を図ることを目的として、集落等、その他関係者との間で締結する協定のことです。

# 農地維持支払交付金

以下の①又は②の広域活動組織が支援の対象です。

- ① 農業者のみで構成される広域活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される広域活動組織

# 資源向上支払交付金

- ○地域資源の質的向上を図る共同活動 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される広域活動組織
- 〇施設の長寿命化のための活動、組織の広域化・体制強化

農地維持支払交付金と同様の広域活動組織

広域活動組織の構成例

### ①農業者のみで構成 ②農業者及びその他の者で構成 集落A 集落B 集落C 集落D 集落A 集落B 集落D 集落C 生産法人 農業者 農業者 農業者 農業者 農業者 農業者 ¦農業者 生産法人 生産法人 自治会 自治会 自治会 自治会 農業者 農業者 生産法人 生産法人 消防団 生産法人 婦人会 PTA 老人会 農業者

# 3. 広域協定書(案)の作成

# (1)協定書の作成

広域活動組織における活動の対象となる区域や活動計画、構成員の役割分担などを 定めた協定書の案を作成します。

広域協定書は、以下に示す様式のとおりです。

# (2)協定書の内容について

協定書の内容は、以下の様式のとおりです。 (多面的機能支払交付金実施要領別記5-1)

市町村長の認定を受けた後に記入します。

このページは協定書の記載例です。 必要に応じて追記等して下さい。

(別記5-1)

○年○月○日認定

○○町長○○○○

# 〇〇広域協定書(例)

資源向上活動(共同)を実施する場合のみ記載します。

### (目的)

第1条 この協定は、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)に基づき、農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全活動並びに水路・農道等の施設の長寿命化のための活動に関する事項を協定することにより、地域資源の保全管理と環境の保全を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 この協定は、○○広域協定と称する。

資源向上活動(長寿命化)を実施する場合のみ記載します。

# (協定の対象となる区域、農用地及び施設)

第3条 この協定の対象となる区域、農用地及び施設は、別紙図面及び別表に定めるとおりとする。

### (協定の締結)

第4条 この協定は、前条に定める協定区域内の農用地、施設及び地域環境の保全管理活動を 行う集落及びその他の団体の合意により締結する。

> 集落の<u>構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合</u>は、 第4条中の<u>「集落」を「集落の構成員」に置き換え</u>て下さい。

### (協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、○○町長の認定のあった日から平成○年○月○日までとする。

### (活動及び事業)

第6条 協定参加<u>集落</u>及びその他の協定参加団体は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる活動及び事業を行うしのとする。

集落の<u>構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合</u>は、上記第6条中の「集落」を「集落の構成員」に置き換えて下さい。

- (1)農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動(農地維持支払交付金に係る活動)
- (2)地域資源の適切な保全管理のための推進活動(農地維持支払交付金に係る活動)
- (3)施設の軽微な補修のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
- (4)農村環境の保全のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
- (5) 多面的機能の増進を図る活動(資源向上支払交付金に係る活動)
- (6) 水路・農道等の施設の長寿命化のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
- (7)その他の事業
- ①農地の区画拡大・汎用化等を図る事業
- ② 〇 〇 〇 を図る事業
- 2 前項の活動及び事業の実施に際しては、それぞれ計画を策定する。

実施する活動内容に応じて、不要な記述を削除して下さい。

農地維持支払交付金の交付を受けない場合は、以下の第7条の規定を追加して下さい。

### (基礎的な保全活動の実施)

第7条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、様式第1-3号「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書」の I の2に定める農用地及び対象施設において、<u>同活動計画書の別紙1の II の3</u>の(1)の点検・計画策定及び実践活動を実施するものとする。

なお、施設の長寿命化のための活動のみを実施する場合は、上記下線部分を「同活動計画書の別紙1のⅡの3の(1)の点検・計画策定及び実践活動並びに同活動計画書の別紙1のⅡの3の(2)の1)の機能診断・計画策定」に置き換えて下さい。

### (協定参加集落及び団体の役割)

第7条 協定参加集落及びその他の協定参加団体の役割分担は次のとおりとする。

44 - HA   / 1   444						
集落·団体等						
○○集落	・各集落区域内の農用地、水路、農道等の基礎的な保全管理活動の実施。 ・地域資源の適切な保全管理のための推進活動の実施。					
○○集落	・施設の軽微な補修のための活動の実施。 ・農村環境の保全活動の実施。 ・・農村環境の保全活動の実施。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
○○集落	- ・多面的機能の増進を図る活動の実施。 - ・水路等施設の長寿命化のための活動の実施。 - ○ ○ ○ ○					
○○集落	(畦畔・農地法面の草刈り等の活動は、個々の農業者が実施。)					
○○土地改良区	<ul> <li>・協定の事務局として全体の調整を図る。</li> <li>・参加集落及び団体と連携して○○地区の施設のリスク管理と機能保全のための全体構想を策定。</li> <li>・参加集落が取組む農地周りの水路等の長寿命化対策への技術指導。</li> <li>・上記の全体構想に基づく、支線水路の補修・更新等を実施。</li> <li>・○○○○○○○</li> </ul>					
〇〇〇団体	•00000					
○○○ (農業経営体)	・○○○○○○ (注)地域全体を経営している農業経営体を位置付けることも可能。					

<u>土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、土地</u> 改良区を協定の参加団体に加えて協定を締結して下さい。

2 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、その分担業務の実施に関し、常に事故や災害の発生防止に努めるものとし、当該業務が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、当該集落又は団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。

### (協定参加集落及び団体間の協力)

- 第8条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、第1条の目的を達成するために、相互に協力するものとする。
- 2 協定参加集落及びその他協定参加団体は、その分担業務に関し、協定の履行に影響を及ぼす事態が発生する恐れのあるときは、直ちにその旨を第9条に定める運営委員会に報告するものとする。
- 3 前項の場合、運営委員会は協定参加集落及びその他の協定参加団体間の業務分担の変更など適切な措置を講じるものとする。
- 4 活動の実施に伴い、協定参加集落及びその他の協定参加団体間で施設の管理区分の変更を行う場合は、所要の手続きに沿って処理するものとする。

### (運営委員会)

- **第9条** この協定の運営に関する事項を処理するために、○○○○広域協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、協定に参加する集落及びその他団体の代表をもって構成する。
- 3 委員会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

会計 1名

- 4 役員は、委員の互選により選出する。
- 5 会長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。
- 6 副会長は会長に事故があるときにこれを代理する。
- 7 会計は委員会の経理に関する業務を処理する。
- 8 委員会に、監査役○名を置く。
- 9 監査役は、委員の互選により選出する。
- 10 監査役は、次に掲げる業務を行う。
  - (1)会計を監査すること。
  - (2)役員の業務執行状況の監査を行うこと。
  - (3)会計及び業務執行について、不正の事実を発見したときは、これを委員会及び市町村長に報告すること。
- 11 この協定に規定するもののほか、本協定の運営について必要な事項は、委員会規則において、これを定めるものとする。

### (工事の施行に関する条件)

- 第10条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、協定参加集落及びその他の協定参加団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。
- 2 町が管理する施設に関し、協定参加集落及びその他の協定参加団体が実施する工事によって生じた工作物等は、町に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ町と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類(例:設計書、平面図、構造図等)の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続きについて、町の指示を受けるものとする。
- 3 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、工事に当たって詳細な工事内容について町に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、町に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときには、町にその旨を報告するものとする。

土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、上記第10条第2項、第3中の「町」を「町又は土地改良区」に置き換えて下さい。

### (協定内容の変更及び廃止)

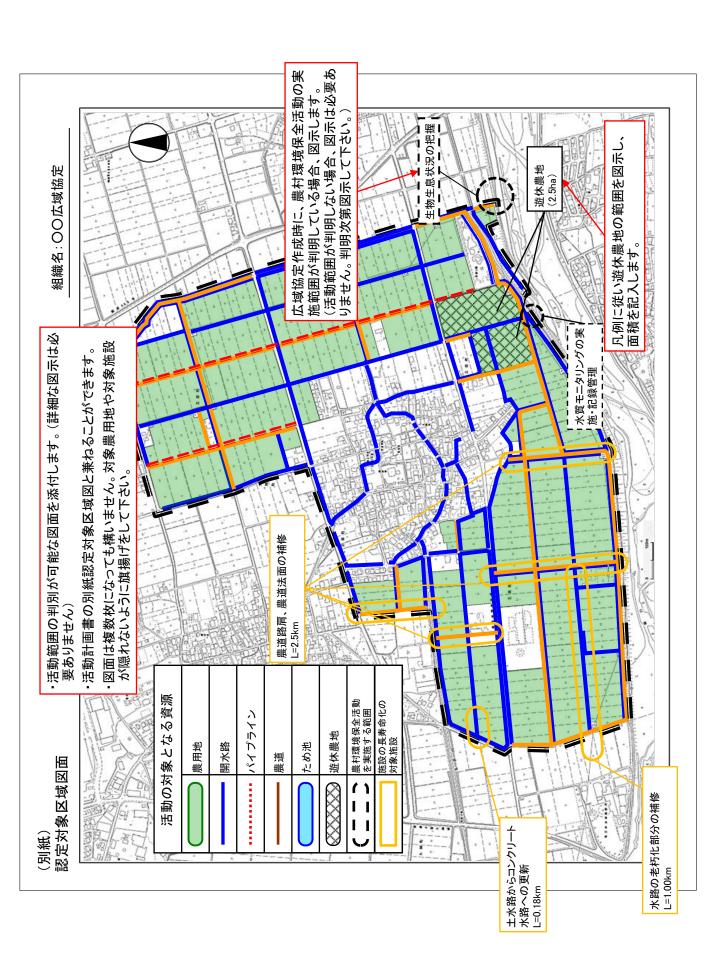
第11条 この協定の内容を変更または廃止しようとする場合は、協定参加<u>集落</u>及びその他の協定 参加団体全員の合意をもってその旨を定め、これを町長に申請して認定を受けるものとする。

集落の<u>構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合</u>は、上記第11条の<u>「集落」を「集落の構成員」に置き換え</u>て下さい。

### 附則

上記協定の締結を証するため、本書2通を作成し、その1通を○○町長に提出し、他の1通を運営 委員会会長が保管し、その写しを協定参加<u>集落</u>及びその他の協定参加団体の代表が保管する。

集落の<u>構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合</u>は、上記附則中の<u>「集落」を「集落の構成員」に置き換え</u>て下さい。



(別表)

# 協定対象農用地及び施設

1. 協定の対象となる農用地

参加同意書に記載されている農用地面積を集計します。

地目	協定農用地						
集落	Ħ	畑	草地	計			
A集落	4,600 a	900 a	8	5,500 a			
B集落	3,500 a	500 a	a	4,000 a			
C集落	2,000 a	300 a	a	2,300 a			
슴計	22,530 a	1,920 a	a	24,450 a			

地目	対象	対象農用地(農地維持支払交付金)					
集落	H	畑	草地	計			
A集落	4,600 a	900 a	8	5,500 a			
B集落	3,200 a	480 a	а	3,680 a			
C集落	1,800 a	250 a	8	2,050 a			
슴計	22,530 a	1,920 a	a	24,450 a			

地目	対象農用地(資源向上支払交付金)									
	地域資	[源の質的向	上を図る共同	活動	施設の長寿命化のための活動					
集落	Ħ	畑	草地	計	Ħ	畑	草地	計		
A集落	4,532 a	868 a	8	5,400 a	4,532 a	868 a	a	5,400 a		
B集落	3,200 a	480 a	8	3,680 a	3,200 a	480 a	8	3,680 a		
C集落	1,800 a	250 a	8	2,050 a	1,800 a	250 a	8	2,050 a		
合計	22,312 a	1,880 a	a	24,192 a	22,312 a	1,880 a	8	24,192 a		

2. 協定の対象となる施設

参加同意書に記載されている施設の数量を集計します。

集落(活動組織	水路	農道	ため池
000	13.4 km	8.5 km	箇所
ΔΔΔ	12.2 km	6.2 km	<b>箇所</b>
	10.8 km	4.1 km	<b>箇所</b>
合計	47.7 km	25.5 km	箇所

(別記5-1 別紙)

本同意書は、協定に参加する集落又は活動組織向けのものです。

# 〇〇〇〇広域協定参加同意書

参加同意書については、集落又は活動組織において合意形成した上で、取りまとめて下さい。

平成 年 月 日

○○○○広域協定

運営委員会会長 〇〇 〇〇 殿

参加集落(活動組織)			A集落	
所	在	地	○○県○○市○○	
件	表	考	多面 太郎	(FII)

当集落(活動組織)については、○○○○広域協定に参加することを同意します。

記 「協定農用地」には活動を実施する農用 1. 協定の対象となる農用地 地面積を記載します。 協定農用地◀ 備考 草地 地目 田 畑 計 「対象農用地」には、交付金の算定の 面積 4,600 a 900 a a 5,500 a 対象となる農用地面積を記載します。 対象農用地(農地維持支払交付金) 備考 草地 地目 畑 計 面積 4,600 a 900 a a 5,500 対象農用地(資源向上支払交付金) 地域資源の質的向上を図る共同活動 施設の長寿命化のための活動 備考 草地 地目  $\blacksquare$ 畑 計  $\blacksquare$ 畑 草地 計 面積 4,532 a 868 a a 5,400 4,532 868 a 5,400 a

2. 協定の対象となる施設

		,										
	施設	水路	農道		ため池	備考						
	数量	13.4 k	m		kk							
			番号欄は		-14の「4. 構成員人数」の	表中の分類番号から	らあて					
3.		集落(活動組織)の構成員			択し記入します。	3471 3 - <u>4 1 -</u> + -+ -4	LS					
-		子の個人又は団体 <sup>注2</sup>			ではプルダウンで番号を選 個人については、番号欄							
- 1	番号	氏名	// 区辰末年	1207102	一個人については、田子懶	こうで直接配入しる	9 0					
	1	多面 太郎	<b>♥</b> ○県△△市○町○○	)		運営委員会委員						
ď	2	多面 次郎	○○県△△市○町○○	)		○○組合·運営委員会委員	<u>[</u>					
Ī I	_	行が足りない場合は追加してください。			は活動組織の代表者の他 委員会の委員を選定する							
ļ	② 農業者	以外の個人			考慣伝の安員で歴たする   考欄に「運営委員会委員							
	番号	氏名		任月	T	備考	ľ					
i	5	多面 A子	○○県△△市○町○○	)								
1	_	行が足りない場合	は追加してください。									
į	③ 集落内の農業者以外の団体 婦人会、老人会他) <sup>注3</sup>											
	番号	団体名·代表者		住所	Í	備考						
I	6	〇〇自治会·多面 三郎	○○県△△市○町○○	)								
i	7	○○女性会·多面 D実	○○県△△市○町○○	)								
	_	行が足りない場合	は追加してください。									

### 4. 構成員人数

		- H	Ι /		<i>←</i> □ <i> </i> +-*+-	
		番号		構成員人数	以•団体剱	
農業者	個人とし て参加	1	農業者個人			l L
業	□ <i>(</i> ±1.)	2	農事組合法人			
者	団体としておか	3	営農組合			
	て参加	4	その他の農業者団体			
	個人とし て参加	5	農業者以外個人			
		6	自治会		前ページの	D協定参加集落(活動組織)の構成員で選
農		7	女性会		択した番号	号を区分して、ここに集計します。
農 業 者		8	子供会		※エクセル	レ様式では前ページの表から選択した番号
者 以	団体とし	9	土地改良区		が自動集	計されます。
外外	て参加	10	JA			l .
21	C 99-73H	11	学校•PTA			l
		12	NPO			l
		13	その他の農業者以外団 体			

注1: 番号欄は、「4.構成員人数」の表中の分類番号から選択する。

注2: 「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。

注3: 集落(活動組織)の代表者の他に、広域協定運営委員会の委員を選定する場合は、当該構成員の備考欄に「運営

委員会委員」と記載する。

### (別記5-1 別紙)

本同意書は、協定に参加する農業(経営)者向けのものです。 ※「農業者」の定義は、広-14ページ中段の注2を参照。

# 〇〇広域協定参加同意書

平成 年 月 日

○○広域協定

運営委員会会長 〇〇 〇〇 殿

所 在 地 <u>OO県OO市OO</u> 氏 名 <u>OO OO</u> <sup>印</sup>

私、○○○○は、○○広域協定に参加することを同意します。

記

### 1. 協定の対象となる農用地

M3742 -> 7-13 -	, C	<b>7</b> - L			
		協定農	<b>農用地</b>	•	/
地目	田	畑	草地	計	備考
面積	2.500 a	<i>300</i> a	я	2.800 a	

「協定農用地」には活動を実施する農 用地面積を記載します。

	付金) 🗲	/			
地目	田	畑	草地	計	備考
面積	<i>2,500</i> a	<i>300</i> a	a	<i>2,800</i> a	

「対象農用地」には、交付金の算定の対象となる農用地面積を記載します。

	対象農用地(資源向上支払交付金)								
	地域資源の質的向上を図る共同活動				施調	世の長寿命	化のための	舌動	備考
地目	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計	
面積	<i>2,500</i> a	<i>300</i> a	a	<i>2,800</i> a	<i>2,500</i> a	<i>300</i> a	a	<i>2,800</i> a	

### 2. 協定の対象となる施設

施設	水路	農道	ため池	備考
数量	km	km	箇所	

注1: 農業経営者を協定に位置付ける場合は、本様式を使用し、必要箇所を記載する。

(別記5-1 別紙)

本同意書は、協定に参加する団体向けのものです。

参加同意書については、団体における所定の 手続きを経てから提出して下さい。

〇広域協定参加同意書

平成 年 月 日

○○仏域協定

運営委員会会長 〇〇 〇〇 殿

 団体名
 NPO法人〇〇〇

 所在地
 OO県〇〇市〇〇

 代表者
 OO〇〇〇

当団体については、○○広域協定に参加することを同意します。

記

1. 団体の設立目的

○○○することを目的とする。

2. 団体の設立年月日

平成〇〇年〇月〇日

3. 協定における役割

参加集落が取り組む多面的機能の増進を図る活動に係る技術的指導を行う。

4. 構成員人数

計 農業者 農業者以外 15 人 15 人

団体の構成員のうち、広域活動組織の共同活動に参加する者の人数を記載します。

# 4. 広域協定運営委員会規則(案)の作成

意思決定方法、構成団体の責務、会計の処理方法、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確化した運営委員会規則の案を作成します。

別記5-2

市町村の認定を受けた後、記載します。

このページは運営委員会規則の記載例です。 必要に応じて追記等して下さい。

○年○月○日認定

○○町長○○○○

○○広域協定運営委員会規則

平成○○年○○月○○日制定

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、○○町○○において締結された「○○○○広域協定(以下「協定」という。)」 の第9条の規定に基づき、協定運営委員会について必要な事項を定めることにより、協定の適 切な運営を図り、地域の農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・ 農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は、「○○○○広域協定運営委員会」(以下「委員会」という。)という。

(事務所)

第3条 本委員会は、主たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇〇に置く。

集落の<u>構成員(個人)及びその他団体の代表者を協定参加者とする場合</u>は、集落の構成員について委員会の 会員と位置づけます。このため、<u>以下の第4条の規定を追加</u>して下さい。

(会員)

第4条 本委員会の会員は、協定に参加する集落の構成員及びその他団体の代表者とする。

### 第2章 委員会の構成及び運営

(委員会の構成)

第4条 本委員会の委員は、協定に参加する集落及びその他団体の代表者をもって構成する。

# (役員の定数及び選任)

第5条 本委員会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 会計 1名
- 2 役員は委員会において委員の互選により選出する。
- 3 会長は本委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。
- 4 副会長は会長に事故があるときにこれを代理する。
- 5 会計は本委員会の経理に関する業務を処理する。

### (監査役の定数及び選任)

- 第6条 本委員会に、監査役○名を置く。
- 2 監査役は、委員の互選により選出する。
- 3 監査役は、委員会の会計の監査を行う。
- 4 監査役は、役員の業務執行状況の監査を行う。
- 5 会計及び業務執行について、不正の事実を発見したときは、これを委員会及び市町村長に報 告する。

### (役員の任期)

- 第7条 役員の任期は、○年とする。
- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

### (委員会の開催)

- 第8条 委員会は、毎年度1回以上開催するとともに、次に掲げる場合に開催する。
  - 一 委員現在数の3分の1以上の要求があったとき。
  - 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
  - 三 その他会長が必要と認めたとき。
- 2 前項第一号の規定により要求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に委 員会を招集しなければならない。
- 3 委員会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項 を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。

### 第9条の一~五は、取組を行う活動内容に応じて選択して記載して下さい。 (委員会の権能)

- 第9条 委員会は、この規則において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
  - 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
  - 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
  - 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)の 収支決算に関すること。
  - 四 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の収支決算に関すること。
  - ·五 〇〇〇〇事業に係る計画の設定又は変更、収支決算、年度実績報告及び実施に関するこ

六 規則の制定及び改廃に関するよと。

その他事業に取り組まない場 合は削除してください。

これまで資源向上支払(長寿命化)を実施する場合で、農地維 持支払及び資源向上支払(共同)との<u>経理を区分しない場合</u>は、 七 その他協定の運営に関する重要な事プミルび四を区分せずに「農地維持支払交付金及び資源向上支 払交付金の収支決算に関すること」と記載するようにしていまし たが、平成31年度からの金銭出納簿では、農地維持支払・資源 向上支払(共同)と資源向上支払(長寿命化)双方の交付金の 収支が1つの様式で把握できるようになったため、規約の変更 は必須ではなくなりました。

# (委員会の議決方法等)

- 第10条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。なお、出席は委任状をもって代えるこ とができる。
- 2 委員会の議長は、会長がこれを務める。
- 3 委員会においては、第8条第3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することが できる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 委員会の議事は、第11条に規定するものを除き、出席した委員の過半数で決する。なお、可否 同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写し を協定に参加する集落の構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

### (特別議決事項)

- 第11条 次の各号に掲げる事項は、委員会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による 議決を必要とする。ただし、第三号及び第四号については、全員一致による議決を必要とする。な お、第三号の協定参加団体の除名は、当該参加団体の代表を除く委員の一致による議決とする。
  - 一 規則の変更
  - 二 役員の解任
  - 三 協定参加団体の除名
  - 四 協定の変更又は廃止

集落の<u>構成員(個人)及びその他団体の代表者を協定参加者とする場合</u>は、以下の第3章の<u>総会に関する規定を加え</u>て下さい。

### 第3章 総会

### (総会の開催等)

- 第12条 総会は第4条に定める協定参加者をもって構成し、毎年度1回以上開催するとともに、次に掲げる場合に開催する。
  - 一 協定参加者現在数の4分の1以上の署名による請求があったとき。
  - 二 監査役から文書による総会開催の請求があったとき。
  - 三 その他会長が必要と認めたとき。
- 2 前項一号及び二号の規定により請求があったときは、会長は、正当な理由がない限り、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。正当な理由により総会を開催しない場合は、会長は会員に対し、文書でその理由を報告しなければならない。
- 3 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって協定参加者に通知しなければならない。

### (総会の機能)

第13条 総会は次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 委員の選任及び解任
- 二 各年度の決算報告
- 三 前条第1項第一号により、協定参加者が請求した事項
- 四 前条第1項第二号により、監査役が請求した事項
- 五 その他重要な事項

### (総会の議決方法等)

- 第14条 総会は、協定参加者現在数の過半数の出席により成立する。なお、出席は委任状をもって代える ことができる。
- 2 総会においては、第12条第3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りではない。
- 3 総会の議事は、出席者数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、協定参加者として総会の議決に加わることができない。
- 5 会議により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを協定参加者全員に配布等により確実に周知するものとする。

### 第3章 協定参加団体における保全管理活動等の実施

### (実施計画)

- 第12条 協定参加団体は、毎年それぞれが行おうとする活動の実施計画を作成し、各団体における決定を経て、委員会に提出する。
- 2 委員会は、各団体から提出された実施計画をとりまとめ、その議決を得てこれを定める。

### (保全管理活動等の実施)

第13条 協定参加団体は、実施計画に基づき、保全管理活動等を実施するものとする。

√<u>各団体への資金配分を行わない場合</u>は、<u>第14条を削除</u>して下さい。 (活動の資金とその経理)

- 第14条 委員会は、各団体の実施計画の実施に必要となる資金について、本委員会の資金から 各団体に適正に配分するものとする。
- 2 委員会から配分された資金について、協定参加団体は適正に経理を行うものとする。

# (活動の報告)

第15条 協定参加団体は、保全管理活動の活動報告についてとりまとめ、各団体における合意を 得て、毎年、委員会に報告を行うものとする。

### (活動報告の確認)

- 第16条 協定参加団体における多面的機能支払交付金に係る活動報告については、毎年、委員 会が確認を行うものとする。
- 2 委員会は、協定参加団体における活動報告の確認結果について、当該団体に通知するものと
- 3 委員会は、協定参加団体における多面的機能支払交付金に係る活動報告の確認結果を踏ま えて実施状況報告書等の関係書類を作成し、○○町長に報告を行うものとする。

### 第4章 事務、会計及び監査

### (書類及び帳簿の備付け)

- 第17条 本委員会は、第3条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなけ ればならない。
- ○○○○広域協定
- 委員会規則
- 三 委員の氏名及び住所を記載した書面
- 四 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 五 その他会長が必要と認めた書類

### (書類の保存)

第18条 本委員会は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することと する。

### (事業及び会計年度)

第19条 本委員会の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (資金)

交付を受ける交付金の内容に応じて記載します。

- 第20条 本委員★の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはそれぞれ区分し て経理する。
- 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)
- 資源向上支払交付金のうち、施設の長寿命化のための活動
- 三 その他の収入

# (事務経費支弁の方法等)

これまで資源向上支払(長寿命化)を実施する場合で、農地維持支払及び資源向上 支払(共同)との<u>経理を区分しない場合</u>は、<u>一及び二を区分せずに</u>「農地維持支払交 付金及び資源向上支払交付金の収支決算に関すること」と記載するようにしていまし 第21条 本委員会の事務に要たが、平成31年度からの金銭と 源向上支払(長寿命化)双方の交付金の収支が1つの様式把握できるようになったた め、規約の変更は必須ではなくなりました。

### (活動計画の作成)

第22条 活動計画は、会計区分ごとに作成し、委員会の議決を得てこれを定める。

### (資金の支出)

第23条 本委員会の資金の支出者は、会長とする。

### (資金の流用)

第24条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

# (金銭出納の明確化)

第25条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

### (金銭の収納)

- 第26条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。
- 2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

### (領収証の徴収)

- **第27条** 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の 徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。
- 2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払 先の領収証に代えることができる。

### (財産の管理)

第28条 活動の実施により、新たに取得した施設等については、財産管理台帳に記録し、協定に基づき、適正に管理するものとする。

### (物品の管理)

第29条 本委員会が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

# (決算及び監査)

集落の<u>構成員(個人)及びその他団体の代表者を協定参加者とする</u> 場合は、下記第30条中の<u>「委員会」を「総会」」に置き換え</u>てください。

- 第30条 本委員会の決算については、会長が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、<u>委員会</u>の開催の日の〇日前までに監査役に提出しなければならない。
- 2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告し、 会長は監査について、毎会計年度終了後〇日以内に委員会の承認を受けなければならない。

# 第5章 雜則

活動にかかる日当単価、草刈機や軽トラック等資機材の賃借料、研修旅費等のほか、外部委託する場合の契約方法(見積徴集や契約単価等)について、細則に規定し、総会で議決してください。

### (規則の変更)

第31条 この規則を変更した場合は、○○町長に報告をしなければならない。

### (細則)

第32条 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規則に 定めるもののほか、本委員会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

### 附即

- 1 この規則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
- 2 設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「委員会」とあるのは、「設立委員会」と読み替えるものとし、その任期については、第7条の規定にかかわらず、平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。
- 3 設立初年度の会計年度については、第19条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から設立初年度の3月31日までとする。

# 5. 事業計画(案)の作成

活動組織が農地維持活動及び資源向上活動を円滑に実施できるようにするため、事業の目標、内容、実施期間及び構成員に係る事項を定めた事業計画(案)を作成します。

事業計画(案)の内容は、以下の様式のとおりです(多面的機能支払交付金実施要領様式第1-2号)。

なお、本事業計画(案)の市町村長への提出にあたっては、多面的機能支払交付金実施要領様式第1-1号の認定申請書を作成し、これに添付します。

※様式第1-1号・1-2号は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式になります。

(様式第1-2号)

これは多面的機能支払交付金のみに取り組む場合の記載例です。必要に応じて追記等してください。

中山間地域等直接支払交付金など、他の事業にも併せて取り組む場合は、 必要事項を書き加えます。

多面的機能発揮促進事業に関する計画

平成○年○月○日あいうえお広域協定

### 1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用用排水路を適切に保全管理することが必要である。

2. 目標

市町村と相談し、地域の特色を踏まえて記載してください。

(例) 1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

活動内容を踏まえて記載してください。

- (1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域
- ① 種類(実施するものに○を付すこと。)

# 1号事業(多面的機能支払交付金) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。以下「法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動(以下「イの活動」という。)(農地維持支払交付金) 法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動(以下「ロの活動」という。)(資源向上支払交付金) 2号事業(中山間地域等直接支払交付金) 3号事業(環境保全型農業直接支払交付金) 4号事業(その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)

### ② 実施区域

(例)農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書(以下「活動計画書」という。)「(別添1)実施区域位置図」のとおり。

- (2)活動の内容等
- ① 1号事業
  - 1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別
  - (例) 活動計画書「Ⅰ. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の 農用地、施設」並びに「(別添1)実施区域位置図」のとおり。 \_\_\_\_\_\_\_
  - 2)活動の内容

活動内容に合わせて 記載してください。

(例) イ イの活動

活動計画書「3.活動の計画」の「(1)農地維持支払」に記載のとおり。

ロロの活動

活動計画書「3.活動の計画」の「(2)資源向上支払(共同)」及び「(3)資源向上支払(長寿命化)」に記載のとおり。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

活動計画書「Ⅰ. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

「(別添2)構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領「別記6-1活動組織規約」の「(別紙)構成員一覧」に代えることもできる。

(様式第1-1号)

本様式に上記様式(様式第1-2号)を添付し提出して下さい。

平成〇年〇月〇日

△△ 市長 殿

あいうえお広域協定

多面 太郎

印

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

- 1 事業計画
- 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
  - 1号事業(多面的機能支払交付金)
  - □ 2号事業(中山間地域等直接支払交付金)
  - □ 3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)

多面的機能支払交付金にのみ 取り組む場合の記載例です。

- 3 その他
  - □ 都道府県の同意書の写し(都道府県営土地改良施設の管理)

# 6. 活動計画(案)の作成

多面的機能支払交付金の対象となる活動は、活動計画に基づき実施されます。

活動計画は、都道府県が策定する「要綱基本方針」に基づき作成する必要があります。

- ※「要綱基本方針」とは、国が示す活動指針を基礎として都道府県が策定する、多面 的機能支払交付金の対象となる活動の項目を区分して整理した方針です。
- ※活動計画書の様式第1-3号のI. 地区の概要(共通)は、多面的機能支払交付金 と中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金と共通様式です。 多面的機能支払交付金の活動計画については、I. 1号事業の別紙1を使用します。

### 様式の経過措置等について(平成31年度改正の実施要領附則第3)

平成30年度までに事業計画の認定を受けた対象組織は、従来の活動計画書の様式をそのまま使ってもかまいません。

(様式第1-3号) 平成○年○月○日

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書 (多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、 環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

(ふりがな)	(あいうえおこういききょうてい)	
組織名	あいうえお広域協定	
(ふりがな)	(ためん たろう)	
(かりかみ)	(ためん たろう)	
代表者氏名	多面 太郎	印
(ふりがな)	(まるけんさんかくしまるちょう)	
所在地	○○県△△市○町○○	

Ⅰ. 地区の概要(共通)

多面的機能支払、中山間地域等直接支払、 環境保全型農業直接支払の活動計画書な どで使用する共通様式です。

### <活動の計画>

-	${\rm I\hspace{1em}I}$ .	1号事業(多面的機能支払)	別紙1
	Ⅲ.	2号事業(中山間地域等直接支払)	別紙
	IV.	3号事業(環境保全型農業直接支払)	別紙
	٧.	その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

### <施行注意>

提出の際に())内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

### I. 地区の概要

### (1)活動期間

活動の実施期間を設定します。

活動期間は、原則として5年間とします。

資源向上支払交付金(長寿命化)については、対象施設の補修や更新等の目的が達成可能な年数に短縮することもできます。

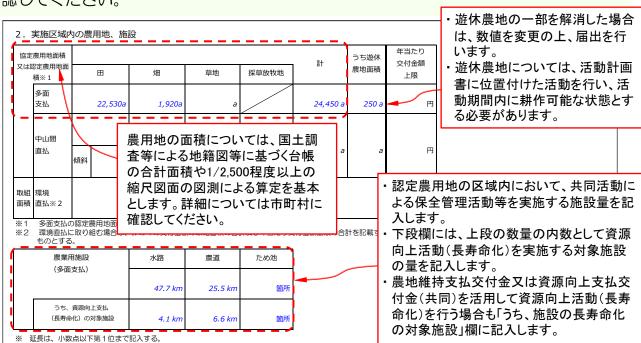
	活動開始年度	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更年度	計画変更年度	計画変更を行った場合は 変更した年度を記入して下さ
農地維持支払	平成 31 年度	平成 35 年度	5年	平成 年度	平成 年度	
資源向上支払 (共同)	平成 31 年度	平成 35 年度	5年	平成 年度	平成 年度	
資源向上支払 (長寿命化)	平成 31 年度	平成 35 年度	5年	平成 年度	平成 年度	
中山間地域等 直接支払	平成 年度	平成 年度	年	平成 年度	平成 年度	
環境保全型農業 直接支払	平成 年度	平成 年度	年	交付st <sup>平成</sup> は、い	<del>'</del> 金の交付を \ずれの欄キ	コ 受けずに活動を行う場合 ら記入しないで下さい。

# (2)実施区域内の農用地、施設

実施区域内の農用地、施設とは、事業計画に位置づけて活動を実施する農用地(認定農用地<sup>\*</sup>)及び水路等の施設のことです。

※ 認定農用地・・・活動組織が共同活動を実施する農用地 対象農用地・・・交付金の算定の対象となる農用地

公共用施設は、市町村等の施設管理者が管理を行っているため、原則として共同活動の対象にはなりません。保全管理対象施設に位置づけてよいかどうかは市町村に確認してください。

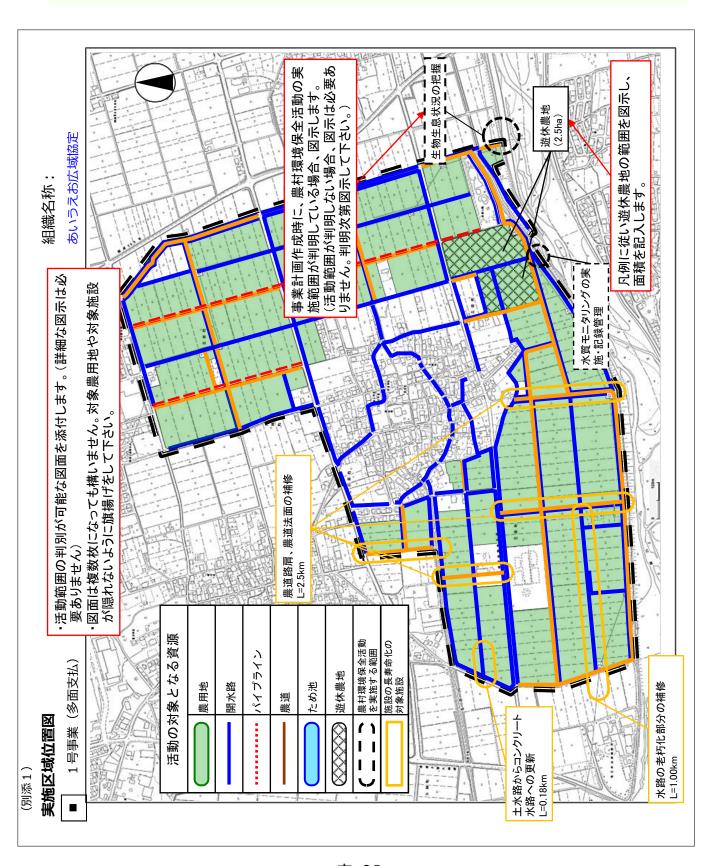


広-24

# (3)実施区域位置図

活動範囲が判別可能な図面に、活動の対象となる全ての農用地及び農業用用排水路、農道等の施設を図示します。

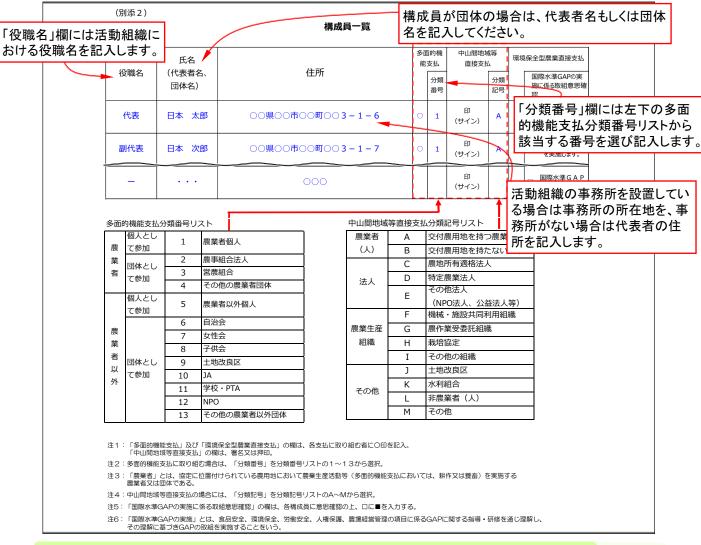
また、「Iの2 実施区域内の農用地、施設」の欄に遊休農地が位置づけられている場合は、この範囲を図示し面積を記入します。



### (4)組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

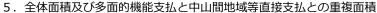
※広域活動組織において「組織構成員一覧」は、実施要領の別記5-1「広域協定参加同意書」に代えることができます。



# (5)全体面積及び多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

認定農用地の区域内において、中山間地域等直接支払交付金の集落協定がなされている面積を把握します。

重複する区域がある場合は、活動が重複しないように注意してください。





資源向上活動(共同)に取り組む場合には、中山間 地域等直接支払交付金の「多面的機能を増進する 活動」で選択している活動以外の活動を実施する。

- ※ 全体面積は、各支払間の重複面積を除いた日本型直接支払に取り組む面積を記入すること。
- ※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の 活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

### <施行注意>

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を( )書で上段に記載するものとする。

# (別紙1)多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式)

### Ⅱ. 1号事業(多面的機能支払)

### (1)交付金額

農地維持支払交付金、資源向上支払交付金のそれぞれの対象農用地面積に地目別の 交付単価を乗じて、年当たり交付金額を算出します。(交付単価は、市町村に確認し て下さい。)

平成30年度・平成31年度に拡充された加算措置を受けようとする場合は、別途 「4.加算措置」の様式を使用し、加算措置分を広-35・広-36ページに示す方法で 算出して整理します。

(別紙1)

### 多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式)

Ⅱ. 1号事業(多面的機能支払)

対象組織が広域活動組織の場合は〇



広域活動組織は「〇」記載します。

1. 交付金額

(1) 農地維持支払

※複数の交付単価がある場合には、行を 各支払の中で複数の交付単価が適用される場合 には、それぞれ行を追加して記入します。

地目対象農用地面積 交付単価 年当たり交付金額 田 22,530 a 6,759,000円 3,000 円/10a 畑 1,920a 2,000 円/10a 384,000円 草地 а 円/10a 合計 24,450a 7,143,000円

(2) 資源向上支払(共同)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	22,312a	1,800 円/10a	4,016,160円
畑	1,880a	1,080 円/10a	203,040円
草地	а	円/10a	円
合計	24,192a		4,219,200円

(3) 資源向上支払(長寿命化)

地目	対象農用地面積	交付隼	鱼価	年当たり交付上限額
田	22,312a	4,400	円/10a	9,817,280円
畑	1,880a	2,000	円/10a	<i>376,000</i> 円
草地			⊞/ <b>1</b> 00	

広域活動組織の資源向上支払(長寿命化)は、ここ の金額が交付上限額になります。

この交付上限額以内で施設の長寿命化のための活 動に必要な金額により交付申請を行うものとします。 ※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象 となる農用地の面積のことです。小数点以下 を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が 生じた場合は下記に記入し、市町村に提出し てください。農地維持支払の単価が活動終了 年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積

350 a

加算措置は別途「4. 加算措置」 の様式に整理します。

※交付単価は、多面的機能の増進活動に取り組ま ない場合は、単価に5/6を乗ずる

> 広域活動組織の場合は、ここに 「〇」を付けないこと。

※広域活動組織となるための規模要件を満た さない場合、かつ直営施工を実施しない場合 は、単価に5/6を乗じた額を記入してくださ

※広域活動組織となるための規模要件を満た さない場合は、左記合計と集落数×200万円 のいずれか小さい方が上限となります。

┃<u>広域活動組織となるための規模要</u> 🖶 <u>| 件を満たさない場合は○</u>

集落数×200万円

22,000,000円

広-27

10,193,280円

### 交付額の算定

### 【岐阜県単価】

単位:円/10a

地目	農地維持 支払交付金	資源向上支払	交付金(共同)	資源向上3 (長寿	
地日	1	2	③ =②*5/6	4	⑤ =④*5/6
田	3,000	1,800	1,500	4,400	3,666
畑	2,000	1,080	900	2,000	1,666
草地	250	180	150	400	333

- ①: 事業計画期間中に地目を変更した場合、当該期間中においては、地目変更前の単価を適用する。
- ③:多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②に5/6を乗じた額を交付単価とする。
- ⑤: 広域活動組織となるための規模要件を満たさず、かつ、直営施工を実施しない活動組織にあっては、④に5/6を乗じた額を交付単価とする。

# 【交付額の算出方法】

加算措置についてはP.広- 35・広-36を参 照してください。

(1) 対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて算出します。

(算定例)

対象農用地面積 田:5,000.4a、畑:4,999.6a

〇 対象農用地面積の端数処理

田:5,000.4a → 5,000a(小数第一位切り捨て)

畑:4,999.6a → 4,999a(小数第一位切り捨て)

〇 農地維持支払交付金の交付額の算出

田:5,000a×3,000 円/10a=1,500,000 円

畑:4,999a×2,000 円/10a= 999,800 円

計: 2,499,800 円

- (2)資源向上支払交付金(長寿命化)について、広域活動組織となるための規模要件を満たさない活動組織にあっては、以下a又はbのいずれか小さい額を年交付金額の上限とします。
  - a. 上表4又は5の交付単価に対象農用地面積を乗じて得た額
  - b. 保全管理する区域内に存在する集落数に200 万円を乗じて得た額

### (算定例)

対象農用地面積15,000a (=150ha)(畑)で、直営施工を実施しない1集落で構成される活動組織

- 資源向上支払交付金(長寿命化)の交付上限額の算出
  - a. 15,000a×1,666 円/10a=2,499,000 円
  - b. 1集落×2,000,000 円=2,000,000 円

の小さい額である2,000,000円を年交付金額の上限とする。

### (2)組織の広域化・体制強化の計画

広域活動組織の設立又は活動組織の特定非営利活動法人化(NPO法人化)のための支援を受けようとする場合は、その実施予定年度を記入します。

2. 組織の広域化・体制強化の計画 (計画がない場合、この項目への記入は不要です)

	広域活動組織の設立	特定非営利流	舌動法人化	]  ※「特定非営利活動法人」とは、営農法  - 人とは別に多面的活動に関与する法人の
実施予定年度	平成 <i>31</i> 年度	平成	年度	人とほかに多国的治動に関 <del>う</del> 9る法人の   ことです。

組織の広域化・体制強化に対する支援を受ける場合は、「4. 加算措置」の様式を記入して下さい。

_(	D欄は、市町村担当者と相談及び確認の上、組織の情報を記入して下さい。
	以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。
	集落数
	農業地域類型
	地域振興立法8法の適用 特定農山村 振興山村 過疎 半島
	離島 沖縄 奄美群島 小笠原諸島
	交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積
	農地維持支払 4,508a 資源向上支払 (共同) 4,508a 資源向上支払 (長寿命化) (長寿命化)

### ※交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の算定の対象とする区域(対象農用地)内に、都道府県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地が含まれる場合には、対象農用地面積を記載します。(平成31年度より資源向上支払交付金も対象)

都道府県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地の例

- ・生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農地
- ・地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保 全管理が図られている農用地
- 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

### (3)活動の計画

### (1)農地維持支払

農地維持支払のうち地域資源の基礎的保全活動は、「点検・計画策定」と「研修」、「実践活動」で構成されます。

これらの活動については、活動に該当する全ての項目を実施します。ただし、対象となる施設が存在しない活動項目は除きます。

(以下の例は「ため池」が存在しない例)

		_	毎年度全ての活動項目を実施します
3.	活動の計画	-	(研修、異常気象時の対応を除きます
		<b>/</b>	

# (1)農地維持支払

※実施する月に〇を記入してください。

			※美施する月に○を記入し(く/にさい。												
活動〕	百口		取組					毎年	度の	実施	時期				
/白野川	中口		дхлы	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検・ 計画策定		1	点検	0											
		2	年度活動計画の策定	0											
研修 3 事務・組織運営等に関する研修		事務・組織運営等に関する研修	平成32年度に受講予定(活動期間内に1回以上受講)												
	農	4	遊休農地発生防止のための保全管理				0				0				
	用	5	畦畔・法面・防風林の草刈り			0	0	0							
	地	6	鳥獣害防護柵等の保守管理			ı	ı			I					
		7	水路の草刈り			0	0	0							
	水路	8	水路の泥上げ	0											
実	ш	9	水路附帯施設の保守管理	点検	結果(	応じ	て実力	<b>施時期</b>	を決	定					
践活		10	農道の草刈り			0	0	0							
動	農道	11	農道側溝の泥上げ	点検	結果(	応じ	て実施	施時期	を決	定					
	_	12	路面の維持	点検	結果(	応じ	て実施	施時期	を決	定					
	た	13	ため池の草刈り												
	め	14	ため池の泥上げ			ı	ı			ı					
	池	15	ため池附帯施設の保守管理												
	共通	16	異常気象時の対応	洪水	、台原	1、地	震等	の発生	後						
地域資	<b>∑</b> 源の	)適t	切な保全管理のための推進活動							0			0		

(P.広-31を参照)5年間で実施する予定の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の項目を複数選択する場合などは、実施時期に「O」を記入してください。

農地維持支払交付金の交付を受けず に資源向上活動に取り組む場合は、 「点検」、「年度活動計画の策定」、「実 践活動」、「研修」のうち活動の対象と なる施設の項目について記入してくだ さい。

### 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応 し、農用地、水路等の地域資源を適切に保全管理するための目標を定めます。 変化に対応した保全管理目標)

目標に基づき、地域ぐるみで取り組む保全管理の内容及びそれを推進していくため の活動を定めます。(地域資源の適切な保全管理のための推進活動)

それらの取組の適切な実施や確実な効果発現を図るため、活動の達成状況等を市町 村により点検・評価するとともに、活動の実施を通じて、活動期間中に「地域資源保 全管理構想※」をとりまとめる必要があります。

### ※地域資源保全管理構想とは。

「地域資源保全管理構想」とは、それぞれの地域で守っ てきた農用地や水路、農道等の地域資源を将来にわたっ てどのように引き継いで行けば良いのかを地域で話し合 い、今後の課題や取り組むべき活動・方策について、活動 期間中に構想としてとりまとめるものです。

※地域資源保全管理構想の策定については「活動の解説(P.59~)」を 参照してください。



地域資源の適切な保全活動のための推進活動について 様式山の各項 目

3/3000	
『について当てはまるものを選択して「○」を記入します(複数	(選択可)
地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、1)~4	4)を記入してください。
1)保全管理の目標を①~⑥から選んでください。(複数選択で	<u>1)                                    </u>
①中心経営体との役割分担による保全管理	④集落間連携や広域的活動による保全管理
②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保全管理	⑤多様な地域資源管理の担い手による保全管理
③地域外の経営体との協力・役割分担による保全管理	⑥その他
2) 今後、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を①~⑤t	から1項目以上選んでください。
①農地の利用集積に伴う管理作業	④共同利用施設の保全管理
②高齢農家の農用地に係る管理作業	⑤その他
③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業	
3)2)で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取組の方	う向性を①~⑦から1項目以上選んでください。
①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化	⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築
②入り作等の近隣の担い手との協力	⑥集落間の連携や広域的な活動
③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり	⑦その他
	68の取組番号表に示す一連の番号になってい
4) 2)で選んだ内容に取り組むため、毎年実 ます。	
17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む 農業者の検討会の開催	21. 地域住民等に対する意向調査、地域 住民等との集落内調査
18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	22. 有識者等による研修会、検討会の開催
○ 19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等	23. その他
20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ ワークショップ・交流会の開催	本推進活動については、農地維持支払交付

金の交付を受けて農地維持活動に取り組む

場合には必ず実施します。

### (2)資源向上支払

# ①地域資源の質的向上を図る共同活動

地域資源の質的向上を図る共同活動は、「①施設の軽微な補修」、「②農村環境保全活動」、「③多面的機能の増進を図る活動」の3つで構成されます。

- 「①施設の軽微な補修」の活動は、事業計画に位置づけた施設に該当するすべての 項目を実施する必要があります。(点検や機能診断の結果、実施する必要性がない 実践活動については、この限りでありません。)
- 「②農村環境保全活動」の活動は、都道府県が策定する要綱基本方針に定められた テーマについて1つ以上を選択し、テーマに該当する活動を毎年度1つ以上実施し ます(P.広-70の取組番号表に5つのテーマが活動項目の内訳として示されていま す)。
- 「③多面的機能の増進を図る活動」への取組は任意とし、取り組まない場合の交付 単価は、基本単価に5/6を乗じた額になります。

1) )	施設の軽額	故なネ	甫修、農村環境保全活動	<b>※</b> ⋾	ミ施す	トるノ	引に	Oを	記入	、して	こくだ	さい	١,		
活動項目 取組			毎年度の実施時期 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月												
			4X和1	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	人機	24	農用地の機能診断	0											
	計能	25	水路の機能診断	0											
施	画診	26	農道の機能診断	0											Ц
設	定断	27	ため池の機能診断					断σ					必要	な	
の		28	年度活動計画の策定	0		沽!	助を	毎年	-	ミ 施	しま	<b>9</b> 。	ı	1	┵
軽微な	研修	29 修	機能診断・補修技術等に関する	平点	31年	度に受	講予	定(清	舌動期	間内	に1回	回以上	受講)	)	
補	実	30	農用地の軽微な補修等	機能	機能診断結果に応じて実施時期を決定 機能診断結果に応じて実施時期を決定 機能診断結果に応じて実施時期を決定										
修	践	31	水路の軽微な補修等	機能											
	活	32	農道の軽微な補修等	機能											
	動	33	ため池の軽微な補修等												
農		34	生物多様性保全計画の策定					0							
村		35	水質保全計画、農地保全計画の策定	Ē				0							
環境	計画	36 定	景観形成計画、生活環境保全計画の	策		-						行う	ع ــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	<u>ل</u>	その
保 <b>全</b>	策定	37	水田貯留機能増進計画、地下水かん	養		期	を「(	זנכ	で示し	ょす	す。				
活		活動	計画の策定												
動		38	資源循環計画の策定												
活	動項目		取組		毎年度の実施時期										
,,,,	237.7.1		-100114	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		1	生物の生息状況の把握(生態系保	1											
農		全) 42	水質モニタリングの実施・記録管	理											動の
村	実		〈質保全)	_ 0	0	•								_	あて します
環境	践														は組ま
保	活動	_		+		て、	入力	しま	す。						
全	~														
活動				!}	行	が足	りな	い場	合け	は追	加し	てく	ださ	l۱。	1
	500 M T	E1	 啓発・普及活動	-11			H	H		0			H		_

仄-32

2)	多面的	)機能の増進を図る活動 (	任意の取組)	4	<b>★実</b>	施する		多面的 [源向上										
活動	動項目	取組		4月	5月	6月	7月	8月 9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考			
	多 面	52 遊休農地の有効活用		1 	0											 	/-	
図 る 活	的 機 を 能	56 農村環境保全活動の幅	証にい展開	-   		選	択し	70の取 ,記入し 'セル様	ます	•								
動	の増進			<u>,</u> }[	行だ	が足	りな	い場合	は追	加し	してく	ださ	٠٠,	,				
		60 広報活動							0									
さ た	※増進を図る活動を実施する場合は、 さい。 ただし、農業地域類型区分の「中間 はありません。 域振興立法8法地域においては必須ではありません。																	
	56. 農村環境保全活動の幅広い展開 を選択した場合、以下の太枠内も記入してください。 56. を選択した場合に選択→ □ 農村環境保全活動を1テーマ追加 「高度な保全活動の実施」																	
	農村環境保全活動のテース 景観形成・生活環境保全 高度な保全活動の取組内容 「56. 農村環境保全の幅広い展開」を選																	
	, we	※エクセル選択して入			レダ	ウン	では		. <b>山</b> 秋 C			-0						

### (3)施設の長寿命化のための活動

施設の長寿命化のための活動は、機能診断結果に基づき、地域で施設の状況等を勘案した上で、必要な活動に計画的に取り組みます。

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合、様式第1-4号「長寿命化整備計画書」を作成します。

※ 農地維持支払又は資源向上支払(共同)の交付金を流用して行う施設の長寿命化のための活動 について

活動計画書に定めた農地維持活動及び資源向上活動(共同)を適切に実施することを前提とし、農地維持支払又は資源向上支払(共同)の交付金を流用して施設の長寿命化のための活動を実施することができます。この場合、以下に留意して下さい。

- 活動計画書に施設の長寿命化のための活動を位置付ける。
- 費田の支出の有無に関わらず 実施した全ての活動について活動記録に記載する

P.広-71の取組番号表から 「取組番号」と「取組」を選った。 水路 61 水路の補修		延べ巻 (単位は 箇所を選	ます (沢)	0	数で 2 <sup>年目</sup>	3年 実加	拖予定	小数点以T 	)」を記入	します
水路 61 水路の補修 ○○4	号線水路の老朽化部分の補修	1 00								
		1.00	km		0					
水路 162 水路の更新等	· △△号線水路を土水路からコンク ト水路への更新	0.18	km	0						
農道 63 農道の補修 □号紀	岩線農道の路肩及び法面の補修	2.50	km	0	0	0	0			
		} 行	が足	りな	い場	合は	追加し	してください	١,	
☆直営施工の実施方針について	全て直営施工	一部直営	施工			直営施	工は実施	しない		

### (様式第1-4号)

長寿命化整備計画書

工事1件あたり200万円以上の工事がある 場合、該当する工事については「長寿命化 整備計画」の作成が必要です。

### <留意事項>

活動計画書の資源向上支払(長寿命化)において、工事1件あたり200万円以上となることが明らかな取組について、下記に記載してください。

なお、1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考え、1件ずつ記載してください。

また、概算事業費の根拠となる資料(積算根拠や見積書)を整理してください。

### (1) 施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

延長はkm単位で小数点以下2桁まで 記入します。

番号	施設名	設置 年度	改修 年度	施設の概要	機能診断結果 (劣化状況等)	長寿命化対策の内容	数量	実施年度	工事 1 件あたり の概算事業費	備考
1	△-△△号線 水路	昭和23 年		幅○○mm	水路法面の崩壊や土砂の堆積により通水機能が喪失。清掃や泥上げなどの日常管理が困難である。	コンクリート水路に更新する。	0.18km	平成31年度	210万円	
2						1つの取約	組を分り	ナて実施	する場合は	

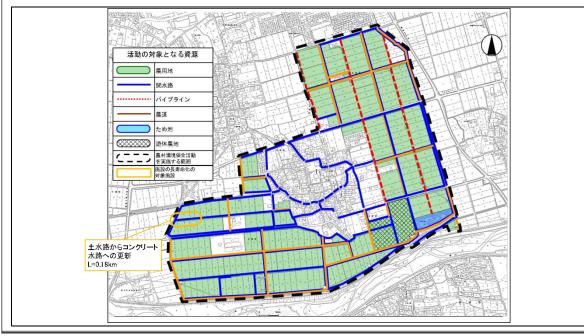
※ 改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。

※ 延長は小数点以下第2位まで、概算事業費は10万円単位で記入してください。

1つの取組を分けて実施する場合は、 それぞれを1件として考え、1件ずつ記 入して下さい。

### (2) 施設の位置図

対象施設の位置図を添付し、長寿命化対策を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。



### 4. 加算措置

加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。取り組まな 対象農用地面積は小数点以下を切り捨て、整数で記入してくださ

### (1) 農地維持支払の小規模集落支援

地目	対象農用地面積	交付単	価	年当たり交付金額
田	900a	1,000	円/10a	90,000円
畑	190a	600	円/10a	11,400円
草地	а	80	円/10a	円
合計	1,090a			101,400円

・これは加算措置の「農地維持支払の小規模集落支援」 に取り組む場合の記入例です。取り組む加算措置に応じ て様式を記入して活動計画書に添付してください。

・加算措置に取り組まない場合は様式の提出は不要です。

★小規模集落支援の適用条件

〇小規模集落の総農家戸数が10戸以下である

〇川規模集落がこれまでに農地・水・環境保全向上 対策、農地・水保全管理支払、多面的機能支払の交 付対象になっていない

小規模集落数		集落名
2集落	○集落、□集落	

加算措置の適用条件を確認して様式に必要事項を記 入してください。

### 加算措置

### 加算措置を受ける場合は、活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付して下さい。

(1)農地維持支払の小規模集落支援(平成30年度拡充)

既存活動組織が小規模集落を取り込み、集落間で連携して保全管理を行う場合、農地維持支払交付金に、新たに取り込んだ農用地面積に応じた加算を行います。

なお、1小規模集落当たりの加算上限額は20万円、活動組織当たりの合計加算上限額は40万円となります。

(2)資源向上支払(共同)の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援(平成31年度拡充)

組織が多面的機能の増進を図る活動の取組を増加させる場合、資源向上支払交付金において単価の加算を行います。新たに本活動に取り組む場合は、2つ以上の取組が必要です

# 。【加算対象となる例】

直近の活動計画 取組数O



新たな活動計画 取組数2以上 【加算対象とならない例】

直近の活動計画 取組数O



新たな活動計画 取組数1

直近の活動計画 取組数1



新たな活動計画 取組数2以上

笙

直近の活動計画 取組数2



新たな活動計画 取組数2以下

쑄

(2) 資源向上支払(共同)の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援 適用条件の確認

多面的機能の増進を図る活動の取組項目数

取組を継続中の組織のみ記入します。

<b>美計画の取組</b>	前年度又は変更前の取組		
0			
	O		
	_		
0			
		にかいて 中	<u> </u>
	入してください。		_
	0	する増進活動の	新たな活動計画において、実 する増進活動の取組にOを記 入してください。

- (3)資源向上支払(共同)の農村協働力の深化に向けた活動への支援(平成31年度拡充) 組織が下記の要件を満たした場合、資源向上支払交付金において単価の加算を行います。
  - ①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること
  - ②農業者以外の参画割合が4割以上であること

③構成員の総人数の8割以上が参加する実践活動を実施すること

構成員の総人数がわかる一覧 表等の提出が必要です。

【加算単価】 単位:円/10a

F>							
地目	農地維持支払 小規模集落支援		多面的機能の更	支払(共同) なる増進に向けた の支援	資源向上支払(共同) 農村協働力の深化に向けた活動へ の支援		
	都府県	北海道	岐阜県	北海道	岐阜県	北海道	
田	1,000	700	300	320	300	320	
畑	600	300	180	80	180	80	
草地	80	40	30	20	30	20	

<u>※様式に従い交付額を記入してください。加算措置の詳細については、「多面的機能支払</u> 交付金のあらまし」 P. 8, 9加算措置を参照してください。

組織の広域化・体制強化に係る支援を受ける場合は、 活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付してください。

# (4)組織の広域化・体制強化に係る支援(平成31年度拡充)

活動組織が広域化・体制強化を行う場合、広域化組織の面積規模別に交付額を分けるとともに、活動計画期間にわたる継続的な支援を行います。

なお、特定非営利法人化(NPO法人化)に取り組む場合は、都府県における200ha以上と同じ交付額になります。

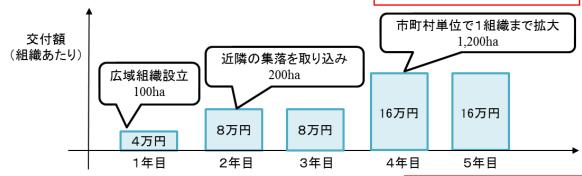
# 広域活動組織の面積規模別の交付額

<u>面積は全て農地維持支払の認定農用地面積を対象とします。</u>

都府県	北海道	交付額
■ 3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織
200ha以上	3,000ha以上	8万円/年•組織
1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年•組織

# 

広域活動組織が面積規模を拡大することで支援額が増加します。



広域活動組織が面積規模を拡大した 場合は該当する区分に変更して活動計 画書の再申請を行って下さい。

### (4)組織の広域化・体制強化に対する支援

区分	交付単価	該当するものに〇
3集落以上 又は50ha以上200ha未満	40,000 円/組織	0
200ha以上1,000ha未満 又は特定非営利活動法人	80,000 円/組織	
1,000ha以上	160,000 円/組織	

※北海道にあっては、3集落以上又は1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円/組織、3,000ha以上15,000ha未満又は特定非営利活動法人のとき80,000円/組織、15,000ha以上のとき160,000円/組織に置き換える。

※特定非営利活動法人の加算措置を受ける場合は、特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しを提出してください。

# 7. 広域協定運営委員会の開催

広域活動組織は、多面的機能支払交付金の実施に関する事項を広域協定運営委員会にて決定し、議決事項を構成員全員に周知する必要があります。

### 【参加者の取りまとめ】

集落又は活動組織並びに各団体において、①広域協定書、②広域協定運営委員会規則、③活動計画書の案について検討し、協定に参加することについて合意形成した上で、参加者を取りまとめます。 (参加同意書は、広-13~広-15ページ)

### 【協定対象農用地及び施設の集計と協定対象区域図面の作成】

参加同意書に記載されている協定の対象となる農用地と施設を集計します。協定対 象区域図面を作成します。

必要に応じて、活動計画書の案を見直します。

(協定対象農用地及び施設は、広-12ページ) (協定対象区域図面は、広-11ページ)

### 【広域協定の締結】

広域活動組織における活動の対象となる区域や活動計画、構成員の役割分担などについて定めた協定を、構成員間において締結します。

# 【広域協定運営委員会の設立】

広域協定の運営に関する意思決定機関として設置します。

広域協定運営委員会は、協定に参加する集落又は活動組織並びに地域の関係団体等 を代表する委員から構成されます。

広域協定運営委員会の設置等には、広域協定運営委員会の委員となる予定の者で構成する設立委員会又は会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、議決を得る必要があります。

### 【広域協定運営委員会の開催について】

広域協定運営委員会は、毎年度1回以上開催するほか、次に掲げる場合に開催します。

- 委員数の3分の1以上の要求があったとき
- 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき
- その他会長が必要と認めたとき

いずれも委員の過半数の出席(委任状を含む)がなければ成立しません。

# 運営委員会開催から議決までのながれ

- 1) あらかじめ役員会等で話し合い、委員会の審議事項、開催日等について設定します。審議事項は、活動計画の作成又は変更、収支決算及び実施計画に関すること等広域活動組織の運営に関する重要な事項等となります。
- 2)委員会の招集を行います。招集にあたっては、開催の7日前までに、書面にて会議の日時、 場所、目的、審議事項を構成員に配布します。
- 3)委員会は、委員の過半数をもって成立します。開会前に出席者数の確認を行います。なお、 出席は委任状をもって代えることができます。

議事は、出席した委員の過半数で決します。議決前に議案説明、質疑応答を行った上で採決を行って下さい。

特別議決事項においては、協定参加団体の除名及び協定の変更又は廃止に係る事項の議決にあたっては、出席者全員の一致を必要とし、以下に該当する事項については出席者の3分の2以上の多数による議決を必要とします。

- 1) 広域協定運営委員会規則の変更
- 2)役員の解任
- 3)協定参加団体の除名
- 4)協定の変更又は廃止
- 4)活動事項を構成員全員の承知のもとで実施するため、委員会閉会後速やかに、委員会により 議決した事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを協定に参加する集落等の構成員 全員に配布又は周知します。

### 委員会の開催、議決に当たっての留意点

- ・採決にあたっては、挙手や起立等の賛成者数を把握できる方法で行い、賛成者数、反対者数を 把握し、議決の可否を確認して下さい。また、議事録に議案ごとの賛成者数を記録して下さい。
- 委員会は、広域協定運営委員会規則に基づいて行われます。地域の事情に応じて委員会の議決 方法等を広域協定運営委員会規則の制定時に構成員等で話し合って適切に定めて下さい。
- 委員会資料や議事録は、実施状況報告の根拠資料になるので、適切な記録・保管を行って下さい。

# Ⅲ 広域協定の締結

広域活動組織は、多面的機能支払交付金の取組が円滑に実施されるよう、 関係者間で広域協定を締結し、市町村長の認定を受けます。

広域活動組織は、地域共同で農用地、水路等の地域資源の保全管理活動に取り組む 集落又は活動組織及びその他関係者との間で広域協定を締結し、認定農用地が存する 市町村長の認定を受けます。

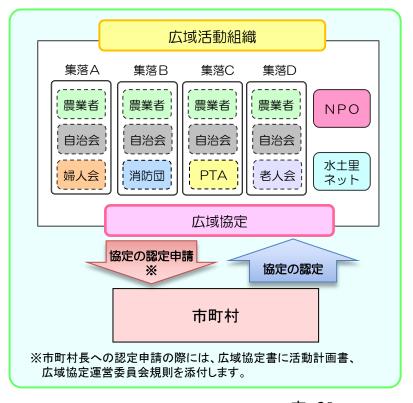
広域協定で定める事項は以下のとおりです。なお、広域活動組織が行う活動の内容に応じて規定内容が異なります。詳しくは、広域協定書記載例(広-7ページ)を参考に作成して下さい。

- ・協定の有効期間、協定の対象となる区域、農用地及び施設並びに活動計画に関すること
- •協定に参加する集落又は活動組織及び団体の役割に関すること
- ・ 運営委員会に関すること
- 工事の施工の条件に関すること

資源向上活動に取り組む場合には、市町村から発出される広域協定の認定書に、以下の事項について規定されている必要がありますのでご確認下さい。

- 施工後の工作物の帰属や管理責任
- 市町村が管理する施設の工事内容の報告等に関すること
- その他市町村が必要に応じて規定する事項(施設の譲渡手続き等)

### 広域活動組織の構成イメージと市町村の認定手続き



これからの農地、水路、農道などの保全管理について、 みんなで考えて体制を強化していこう!



# Ⅲ 事業計画の認定

広域活動組織の代表者は、多面的機能支払交付金の活動に取り組む場合は、事業計画(案)を作成し、市町村長に提出して、認定を受ける必要があります。

多面的機能支払交付金に係る活動を実施しようとする場合には、事業計画(案)に活動計画書、広域協定書及び広域協定運営委員会規則等の関係書類を添付し、市町村長に提出し、その審査を受けます。

事業計画が認定されると、市町村長から事業計画の認定通知(認定通知書)が送付されます。

事業計画(案)に添付する書類は以下のとおりです。

その他、市町村長の審査に当たり、設立総会の議事録等が必要となる場合があります。

▶事業計画の様式は広-21ページへ

提出資料は市町村にお問い合わせください。

	添付書類	提出時期
農地維持支払交付金	・活動計画書 様式は広-23ページへ	活動を開始しようとする年度の6
資源向上支払交付金(共同)	・広域協定運営委員会規則 様式は広-16ページへ ・広域協定書	月30日まで。 (特別な事情がある場合、市町 村長が都道府県知事を通じて、
資源向上支払交付金(長寿命化)	様式は広-7ページへ ・長寿命化整備計画書 (長寿命化で1工事当たり200万円以上の工事がある場合) 様式は広-34ページへ	地方農政局等に対して届出を 行ったときには、当該年度の10 月31日まで)
資源向上支払交付金(組織の広域 化・体制強化)	【広域活動組織の設立】 (別途、市町村との間で広域協 定を締結) 【組織のNPO法人化】 ・登記事項証明書	登記事項証明書は事業計画申 請時又は計画変更時に添付。

また、既に活動を実施している広域活動組織が、認定された事業計画の内容を変更する場合は、以下を参考に手続きを行って下さい。変更のために定められた様式はありません。様式第1-3号を活用して下さい。

## 認定された事業計画の変更手続きについて

認定された事業計画書、活動計画書、広域協定書及び運営委員会規則等に変更が生じた場合は、 以下の①又は②の手続きが必要となります。

## ①認定された事業計画の変更の申請

- ・保全管理する対象農用地面積の変更
- 保全管理する対象施設の変更
- ・対象組織の変更※
- 活動の追加、中止又は廃止
- ・活動期間の延長

#### ※組織をNPO法人化した場合も該当します

#### 【申請時期】

上記のいずれかの変更が生じたとき

【申請書に添付する書類】

変更があった事業計画書、活動計画書、広域協定書、広域協定運営委員会規則等

## ②認定された事業計画の変更の届出

- 左記以外の変更 (例)
  - ・役員の交代、構成員の変更が生じた場合
  - 遊休農地を一部解消した場合
  - 保全管理する対象施設の延長又は路線の増減等

#### 【届出時期】

変更があった年度の実施状況の報告時又は翌年 度の交付申請時のいずれか早い期日

#### 【提出書類】

変更があった事業計画書、活動計画書、広域協 定書、広域協定運営委員会規則等

#### 長寿命化整備計画書(広-34ページ)の認定、変更手続きについて

## ①長寿命化整備計画書の認定

資源向上支払交付金(長寿命化)で工事1件当たり200万円以上の工事となることが明らかな場合は、該当する取組(1件当たり200万円以上の工事)について「長寿命化整備計画書」を作成し、事業計画書に添付して市町村長に提出します。

長寿命化整備計画書は、都道府県が定める要綱基本方針に基づき市町村で審査が行われ、必要に応じ都道府県との協議を経た上で、その内容が適当と認められる場合に認定されます。

なお審査の結果、整備内容等の見直しを市町村から指示されることもあり得ますので、その場合は市町村の指示に従い、必要な長寿命化整備計画や活動計画書の見直しを行ってください。

#### ②長寿命化整備計画書の変更

認定された長寿命化整備計画書の記載事項に以下の変更が生じた場合は、34ページの計画変更の有無にかかわらず、変更内容を記載した長寿命化整備計画書を市町村長に提出し、その審査・認定を受けます。

また以下に該当しない変更の場合は、市町村長への届け出を行います。

- ○工事1件当たり200万円以上の工事の追加
- ○工事1件当たり概算事業費の3割以上の増加

#### ③その他留意点

平成30年度までに交付され積み立てた交付金を使い、工事1件当たり200万円以上の工事を 行おうとする場合も、例外なく長寿命化整備計画書の作成が必要となりますので注意が必要です。 (根拠:平成31年度改正の実施要領附則第2)

## 長寿命化にかかる工事1件の考え方と長寿命化整備計画書作成の必要性

・ イメージ図は、水路の更新・補修の場合。あくまでイメージであり、必ずこれによるものではありません。

# パターン① 異なる路線別に補修工事・更新工事を一括で発注(450万円)



A.水路破損部 補修工事 (150万円)



B.水路ひび割れ 補修工事 (110万円)



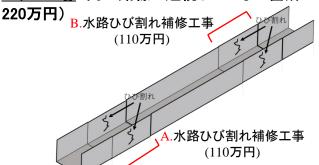
C.水路更新 工事 (190万円)



【工事1件の考え方】 A,B,Cそれぞれ工事1件 としてカウントする。

【長寿命化整備計画書 の作成】 A,B,Cとも作成不要。

## パターン② 同一路線で連続していない箇所の補修工事・更新工事を一括で発注(

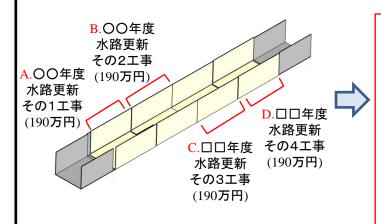




【工事1件の考え方】 工事箇所の間隔が離れ ていれば、別工事とする。 よってA,Bそれぞれ工事 1件としてカウントする。

*【長寿命化整備計画書 の作成】* A,Bとも作成不要。

# パターン③ 同一路線で水路の補修・更新を年度ごとに分割して発注(760万円)



#### 【工事1件の考え方】

連続しているA,B,C,Dは、4つまとめ て工事1件(A+B+C+D)としてカウ ントする。

【長寿命化整備計画書の作成】 200万円を越えていることから、長 寿命化整備計画書を作成する必要 がある。(県の要綱基本方針により、 対象施設の緊急度等を踏まえて今 後5年以内に国庫補助事業におい て事業化の見込みのない場合に限 り、県と市町村の協議の上実施を 承認する。)

#### 工事に関する確認書

土地改良区等(市町村を除く)が所有又は管理する施設を対象とした活動を行う活動組織にあっては、当該所有者又は管理者と交わした「工事に関する確認書」を事業計画書と併せて市町村長に提出します。

(様式第1-5号)

#### 工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙2の第5の4の(1)のエに基づき、○○活動組織(以下「活動組織」という。)と○○土地改良区(以下「土地改良区」という。)は、○○に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

記

(活動の対象となる施設及び内容)

- 第1条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添 「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」の1に定めるとおりとする。
  - 2 活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅢに定めるとおりとする。

土地改良区等との協議内容に応じて、 不要な記述は削除して下さい。

(工事の施行に関する条件) ◀

- 第2条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。
  - 2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、 土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工 作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類 の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものと する。
  - 3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について 土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議 し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土 地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

(その他)

第3条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協 議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書2通を作成し記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成○○年○○月○○日

あいうえお活動組織

○○県△△市○町○-○-○

代表 〇〇〇〇 印

○○土地改良区

住 所

理事長 〇〇〇〇 印

#### 農道の工事について

長寿命化の取組は、原則として道路法上の道路は対象外としています(道路法第24条に基づき 道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受ける必要があるため)。 ただし、市町村道に認定された農道であっても、地域の慣行として組織が農用地や農業用施設と 一体的に管理している場合、道路法施行令第3条に基づく軽易な維持活動は可能です。

# **///** 交付金及び概算払の申請

事業計画が認定された後、多面的機能支払交付金の交付を受けようとするときは、毎年度、市町村長へ申請を行います。

申請に係る手続きについては、以下のとおりです。

#### (1)交付金の交付申請

①交付申請書の提出

#### 市町村で定める期日

広域活動組織は、毎年度<mark>○月○日</mark>までに、当該年度の活動に必要な交付金の交付申請書を市町村長に提出します。

#### ②交付決定の通知

市町村が、交付申請書の内容について必要な審査を行った後に、市町村長から交付金の交付決定通知が広域活動組織に送付されます。

#### 交付申請時の注意点

- 1. 交付金の振込口座の通帳の写し(口座番号、口座名義が分かる箇所)を添付して下さい。
- 2. 振込先が複数ある場合は、振込口座・口座名義 様式をコピーして記載し、提出して下さい。
- 3. 組織の広域化・体制強化に係る支援を受ける場合は、広域協定の認定書の写しや登記事項証明書の写しを提出して下さい。(提出は、事業計画の認定申請時や実施状況報告時でも可。)

#### 交付金の交付ルート



#### (2)概算払の請求

交付決定の通知がなされた後、多面的機能支払交付金の概算払<u>(前払い)</u>を受けようとするときは、市町村長に概算払を請求します。

- ①概算払申請書の提出 交付決定の後、概算払請求書を市町村長に提出します。
- ②概算払決定の通知

市町村は、概算払請求書の内容について必要な審査を行った後に、概算払額を決定し、概算払決定通知書等により広域活動組織に通知するとともに、交付金を支払います。

市町村において定められた様式があれば、それを利用して下さい。

多面的機能支払交付金の活動にのみ取り組む場合

概算払の請求時には、「交付」を「概算払」、 「申請」を「請求」に置き換えてください。

申請(請求)年月日			
平成	年度	第	□

#### 多面的機能支払交付金交付申請書(概算払請求書)

市町村長

組織名 代表者名

印

多面的機能支払交付金の交付(概算払)を受けたいので、下記のとおり申請(請求)します。

殿

交付申請	項目	I	多面的機能支払交付金 (農地維持支払交付金及 び資源向上支払交付金)	1. 農地維持支払 及び資源向上支 (施設の長寿命化 の活動を除く)	払交付金	2. 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)		
概算	認定額 (年度交付額)	1	Ħ		円	※ 円		
払請	既交付額	2	今回申請額の記入	に当たって	円	PI		
求	今回申請(請求)額	3	は、市町村と相談し		円	円		
額	認定額(年度交付額) との差額	4=1-2-3	円		円	P		

※ 施設の長寿命化のための活動については、年度交付上限額以内で申請する場合には、その必要額を計上する。

下記口座へ振込む交付金について該当するものにチェックマークを記入して下さい。

- □ 多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金) ※資源向上支払交付金(長寿命化)とそれ以外を区分せずに申請する場合に記載。
- □ 農地維持支払交付金・資源向上支払交付金(長寿命化以外)

金融機関(ゆうちょ銀行以外)

□ 資源向上支払交付金(長寿命化)

以下の事項については、振込先口座の変更がない場合は、記載不要です。

		金融機関名		支店名
		į.	農業協同組合 銀行 信用金庫	
交付		1	信用組合 労働金庫 信連 農林中金	
金	1	項金種別(該当のものにレ印をつけてください)	口座番号(7ケタに満た	たない場合は、右づめで記入)
振込口	□ 普通	□ 当座 □ 別段 □ 通	1990年	
座	≪ゆうちょ銀行	の方はこちらに記入してください。≫		
	<b>ゆうちょ銀行</b> 記号(62	タ目がある場合は※部分に記入)	番号(右づめで記入)	
	1	0 *	田子(石)切(記入)	1
	フリガナ			
口座	口座名義		実に郵便物が届く	辰込通知書を郵送するため、確 (住所を記入して下さい。
<b>全名</b>	住所	(〒 - )	都道府県	町村

- (注1)交付金の振込口座の通帳の写し(口座番号、口座名義が分かる箇所)を添付して下さい。 振込先が複数ある場合は、振込口座・口座名義様式をコピーして記載し、提出して下さい。
- (注2)組織の広域化・体制強化に係る支援を受ける場合は、広域協定の認定書の写しや登記事項証明書の写しを提出。 地域資源保全プランの策定に係る支援を受ける場合は、地域資源保全プランの写しを提出。 (提出は、事業計画の認定申請や実施状況報告時でも可。)

市町村において定められた様式があれば、それを利用して下さい。

中山間地域等直接支払交付金及び環境保全型農業直接支払 交付金の活動と併せて取り組む場合

申請年月日	平成	年	月 日
平成	年度	第	回

平成〇〇年度 多面的機能支払交付金 交付申請書 平成〇〇年度 中山間地域等直接支払交付金 交付申請書 平成〇〇年度 環境保全型農業直接支払交付金 交付申請書

例

〇〇市町村長 殿

組織名 代表者名 0000 0000

印

平成〇年度において、下記のとおり交付を受けたいので、申請します。

市町村から都道府県に提出する様式についても、本様式を参考に作成することができます。

記

#### 1. 多面的機能支払交付金交付申請

項目		多面的機能支払交付金(農地維				
		持支払交付金及び資源向上支払 交付金)	1. 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)	2. 資源向上支払交付金(施設の 長寿命化のための活動)		
認定額 (年度交付額)	1	円	円	※ 円		
既交付額	2	円	円	円		
今回申請額	3	円	円	Ħ		
認定額 (年度交付額)との差額	4=1-2-3	А	А	Ħ		

<sup>※</sup> 施設の長寿命化のための活動については、年度交付上限額以内で申請する場合には、その必要額を計上する。

#### 添付書類

- ①組織の広域化・体制強化に係る支援を受ける場合は、広域協定の認定書の写しや登記事項証明書の写し
- ② 地域資源保全プランの策定に係る支援を受ける場合は、地域資源保全プランの写し

#### 2. 中山間地域等直接支払交付金交付申請

項目	計
既交付申請額	円
今回交付申請額	円
合計	Ħ

#### 添付書類

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定(変更認定)書の写し

#### 3. 環境保全型農業直接支払交付金交付申請

対象取組	交付単価	取組	面積	交付申請額			
<b>刘 家 4</b> X和直	文刊年間	1取組目	2取組目	1取組目	2取組目		
カバークロップの取組	円/10a	а	а	Ħ	円		
堆肥の施用の取組	円/10a	а	а	円	円		
有機農業の取組	円/10a	а	а	円	円		
(地域特認取組名)	円/10a	а	а	Ħ	円		
(地域特認取組名)	円/10a	а	а	Ħ	円		
合計		а	а	円	円		

- (注1)「カバークロップの取組」は「5割低減の取組とカバークロップ(緑肥の作付け)を組み合わせた取組」、「堆肥の施用の取組」は「5割低減の取組と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組」を示す。
- (注2) 面積は、対象取組別に構成員の実施面積を合計して、a未満を切り捨てた値を記載すること。
- (注3) 交付単価は、対象取組の交付単価(円/10a)を記入すること。
- (注4)必要に応じて行を追加すること。

#### 交付申請額合計(1取組目+2取組目)

円

#### 添付書類

構成員別取組面積一覧(別紙)

市町村において定められた様式があれば、それを利用して下さい。

中山間地域等直接支払交付金及び環境保全型農業直接支払 交付金の活動と併せて取り組む場合

#### 口座情報

下記口座へ振込む交付金について該当するものにチェックマークを記入して~	下さい	١,
-------------------------------------	-----	----

□ 多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金) ※資源向上支払交付金(長寿命化)とそれ以外を区分せずに申請する場合に記載。							
□ 農地維持支払交付金·資源向上支払交付金(長寿命化以外) □ 資源向上支払交付金(長寿命化)							
□ 中山間地域等直接支持	<b>仏</b> 交付金		環境保全型農業直接支払交付金				
フリガナ				•			

	フリガナ	_						
	口座名	義						
		(〒	-	)				
座名	住所					都道 府県		市区 町村
義 欄					\			
	電話		_	_		FAX	ロ座名義人宛に振込通知書を郵送す に郵便物が届く住所を記入して下さし	

	金融機	関(ゆうち	よ銀行り												
					金融機関	名						支店	名		
交							Á	農業協同組合 銀行 信用	金庫						
付								信用組合 労働金庫 信選	農林中金						
金			預金種別	(該当のもの	のにレ印を	つけてくださ	ティノ)			口座番号	号(フケタに)	満たない場合	合は、右づ	めで記入)	
の 振		普通		当座		別段		通知							
	ゆうちょ	銀行													
		記号(6ケタ	目がある	場合は※音	部分に記ん	入)			番号(右づめで記入)						
座	1				0	*								1	
汪 1											·	•			

(注) 交付金の振込口座の通帳の写し(口座番号、口座名義が分かる箇所)を添付 振込先が複数ある場合は、口座名義様式・振込口座を振込先分コピーして記載し、提出

# /// 活動の実施・記録

日々の作業の内容や金銭の収支等について記録します。

# 1. 活動記録

#### (1)活動記録について

- 日々の作業を記録しその内容を点検することにより、作業上の課題を抽出し、その改善を図るなど、効率的な活動に資することができます。
- また、活動記録は、実施状況報告書の根拠資料となるものであり、市町村による活動要件の確認、活動の評価及び指導等を行う上で不可欠な資料です。
- これらのことから、日当等金銭の支出の有無を問わず、活動計画に位置付けられた活動(活動の準備等を含む)を実施した場合は、その内容を記録することが重要です。

#### (2)活動記録の作成に当たって(様式第1-6号の記載方法)

○ 「取組番号」「活動内容」欄の記載方法

平成31年度からの活動記録の様式は、「取組番号」を選んで記入する方式にしたのが特徴です。広-68~広-71ページの取組番号表から、その活動に該当する取組番号を選んで記入します。

これにより、エクセル形式の活動記録では、取組番号を入れると自動的に「活動内容」の各項目が作成されます。

手書きの場合は、上記の取組番号表から、その活動にあてはまる「取組番号」を選んで記入するとともに、その番号に該当する「支払区分」「活動項目」「取組」の内容を、取組番号表の記述をもとに記入します。(記述は簡単にしてもOK。)なお、取組番号から活動内容がわかるため、手書きの場合「活動内容」欄の各項目の記入を省略することも可能です。

○ 「備考」欄の記載方法 備考欄には、地域での活動内容をできるだけ具体的に記入します。 (年度末の実施状況報告書の作成にも必要不可欠な情報です。)

〇 「活動に参加した最大人数」欄の記載方法

手書きの場合、「活動参加人数」欄の「農業者」「農業者以外」の項目について、活動記録に記された人数のうち年間最大となっている人数を選び、最下段の「活動に参加した最大人数」欄の同じ項目欄にそれぞれ記入し、その合計人数を「合計」欄に記入します。

エクセル形式の活動記録では、この欄は自動的に集計記入されます。

# 様式の経過措置等について(平成31年度改正の実施要領附則第3及び4)

- 平成30年度までに事業計画の認定を受けた対象組織は、従来の活動記録の様式をそのまま使ってもかまいません。
- その他、市町村長及び都道府県知事が地方農政局長等と協議し同意が得られた活動記録の独自様式についても使用可能です。

郑出	平成 〇〇 年度		+ + + 44 44 1				
			<b>》</b> 国旳概能文払父付知		活動記録		〇〇広域協定
★「実施時間」には休憩時間を含めず、実働時間を	実働時間を記入してください。	いたい。					
金銭の支出の有無にかかわらず、活動計画に位置づけた活動を	こ位置づけた	活動を 取組	<u></u> .	<u>」欄には、P.ガ</u>	Z-68~P.広−71	の取組番号表から、該当	「取組番号」欄には、P.広−68~P.広−71の取組番号表から、該当する取組の番号を選択し入力し
行った場合には、それらの全てを活動記録に記載して下さい。 「を記入し 「四一日に複数の敗組を打つた場合は、該当りる主ての取組骨号を不詰め「一行に	記載して下さまでの政権管理	い。 Manual Manual Manu	1 1111	数 6 时 给 4 %	<u>ます。</u> 同一 日に複数 の 取組を 行った 場合 は	まま かんり 日本 14 日本 14 日本 15 日本 16 日本 1	該当する全ての 取組悉号を左 詰め ボーバー 討 入   主す
				3りない場合に	コンに割ります。		なるようでは、これにはいてある。
活動実施日時 活動参加人数	数	1			活動內容	7分	/
実施時間   農業者	総参加1	取組番号	- 大芸的)	大义 在北区分	三里里	980日	/備考(具体的な活動内容を記入)
開始時刻	人数			Z A PI	10到45日	Пi/Xh	
4/3 9:00 3.0時間 55人 20人	757   8			農地維持	水路	8 水路の泥上げ	水路の泥上げ
4/10 9:00 3.0時間 55人 20人	75人 1	24 25	56	農地維持,共同,共同,共同	農地維持,共   点検,機能診断,機同,共同,共同   能診断,機能診断	1 点検,24 農用地の機能診断,25 水路の機能診断,26 農道の機能診断	施設の点検、機能診断(農用地、 水路、農道)
6/3 9:00 3.0時間 55人 20人	75人 5	7 10		農地維持,農地維持,農地	農用地,水路,農道	5 畦畔・法面・防風林の草刈り,7 水路の草刈り,10 農道の	草刈り(農用地法面、水路、農道)
7/22 9:00 3.0時間 51人 16人	67人 4	ī		農地維持,農 地維持	農用地,農用地	4 遊休農地発生防止のための 保全管理,5 畦畔・法面・防風 林の草刈り	幸刈り (農用地法面及び遊休農地 周り)
「実施時間」には休憩時							
間を含まない実働時間 を、概ね0.5時間単位で 355人 20人	754 5			農地維持	農用地	5 畦畔・法面・防風林の草刈り	草刈り(農用地法面)
2入します。 10/10 13:00 4.0時間 55人 55人	110人 46	47		共同,共同	景観形成・生活 環境保全/景観形 成・生活環境保	46 施設等の定期的な巡回点検・清掃 (景観形成・生活環境保全) /47 その他 (景観形	△△クリーン作戦
10:00	1 U			 	全件工品	成・生活環境保全)	++ ++ ++ \ ++ ++ ++ \ \ \
10/17 13:00 2:0時間 10/2	/T. \YST	<u> </u>		原心維持	推進活動	1/ 農業者の検討会の開催	〇〇集洛で検討会を実施・
		**************************************				<u>地域での活</u> <u>記入します。</u>	地域での活動内容をできるだけ具体的に 記入します。
#業者   #業者		左の合計	<u>手書きの場合、左の 「支払区分」活動項</u> 68~P.広-71の取組 ます。(記述は簡単1 可。) ※エクセル様式では ます(本例はその場		<u>手書きの場合、左の「取組番号」にあてはまる</u> 「支払区分」「活動項目」「取組」の内容を、P.広- 68~P.広-71の取組番号表の記述をもとに記入し ます。(記述は簡単にしてものKで、省略することも 可。) ※エクセル様式では取組番号から自動作成され ます(本例はその場合を表示)。	اد اہدات	・農地維持による推進活動や、資源向上 (共同)の増進活動も記入して下さい。 ・長寿命化の直営施工(準備工等を含む) も記入して下さい。 ・本活動記録には、活動の取りまとめ等の 事務処理や打ち合わせについても記入し て下さい。

# 2. 金銭出納簿

#### (1)金銭出納簿について

- 交付金を有効に活用し、計画的に活動するためには、日々の収入、支出等を記録し、交付金を適切に管理する必要があります。
- 共同活動を行うに当たって、金銭出納簿を用いた透明性の高い会計を行うことは 非常に重要です。
- 金銭出納簿は、実施状況報告書の根拠資料となるものであり、市町村が交付金の 使途の確認や指導等を行う上で不可欠な資料です。

#### (2)金銭出納簿の作成に当たって(様式第1-7号の記載方法)

- 金銭出納簿は、毎年度新しいものを用意し、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金に係る全ての出納について記載します。
- 整理する順番は、活動日ではなく実際に収入や支出のあった日付順として下さい。 収入や支出日とは別に、活動の実施日についても所定の欄に記載して下さい。
- 年度末には、金銭出納簿について内部監査を実施する必要があります。
- 金銭出納簿や領収書等支払を証明する書類は、交付が完了した日が属する年度の 翌年度から起算して5年間保管する必要があります。

# 経理区分の整理、長寿命化への活用について

- ・ 平成31年度からの金銭出納簿の様式では、農地維持・資源向上(共同)と資源向上(長寿命化)の交付金の収支を番号で区分する方式にしたのが特徴です。 様式の「区分」欄に「1」のみを入れる金銭出納簿と「2」のみを入れる金銭出納簿の2つに分けて管理することも可能です。
- また、農地維持・資源向上(共同)の交付金を長寿命化に活用する場合は、「長寿命化への活用」欄に〇を記入することで整理することとしました。
- <u>なお、経理区分を一本化する場合においても、資源向上支払交付金(長寿命化)</u> を農地維持活動や資源向上活動(共同)に充当することはできません。
- ※ 平成29年度からの経理区分を一本化する様式を使用している組織については、 平成31年度からの実施状況報告書において長寿命化とそれ以外の支払いの収支に 分けた集計を容易にするため、新様式の金銭出納簿の使用をお勧めします。

## 様式の経過措置等について(平成31年度改正の実施要領附則第3及び4)

- 平成30年度までに事業計画の認定を受けた対象組織は、従来の金銭出納簿の様式をそのまま使ってもかまいません。
- その他、市町村長及び都道府県知事が地方農政局長等と協議し同意が得られた 金銭出納簿の独自様式についても使用可能です。

#### 支出費目

「分類」欄には、以下の区分から該当する費目を選択し記載して下さい。

番号	支出費目	内容
1	前年度持越	前年度からの持越金
2	交付金	農地維持支払交付金、資源向上支払交付金(共同)、資源向上支払交付金(長寿命化)
3	利子等	利子等、構成員による活動資金の立替金
4	日当	活動参加者に対して支払った日当
5	購入・リース費	資材(砕石、砂利、セメントなど)の購入費、活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など
6	外注費	補修・更新等の工事等(調査、設計、測量、試験等を含む)に係る 建設業者等への外注費、事務の外注費など
7	その他支出	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る 旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、 草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など
8	返還	返還金

### 支出に当たっての留意点

#### 〇日当

• 日当の単価は、地域で一般的に適用されている類似作業の労務単価等を参考にするなど、地域の実情を踏まえて決定して下さい。決定した単価は、総会の場などを利用して、毎年構成員全員に周知して下さい。

#### 購入・リース費

- 草刈り機や軽トラックなどの借り上げ費の方法や単価については、日当と同様 に総会の場などを利用して、毎年構成員全員に周知して下さい。
- 機械や事務機器の購入に当たっては、財産管理や目的外使用防止の徹底が必要であり、利用回数や期間、価格を踏まえ、リースやレンタルする場合の条件と比較して判断する必要があります。
- 購入・リースした機械等を本交付金の目的以外の用途に使用した場合、購入・ リースに要した経費を全額返還する必要があることから、適切な管理が求められます。

#### 〇 外注費

- 本交付金は、地域が共同で行う地域資源の保全管理活動等を支援するものですが、活動の規模や技術面から見て活動組織で実施可能な範囲を超えていると判断される場合に限り、作業委託等の外注により実施することが可能です。
- 外注を行う場合には、3者以上から見積もりを徴収するなど効率的かつ透明性の高い予算執行に努めて下さい。

#### 〇 その他

共同活動には草刈や泥上げといった危険を伴う作業が多いことから、保険への加入を推奨します。

# 支出費目

# 交付金の支出対象とならない経費

番	号	項目	具体例
1	1 1	農業者の営農活動に かかる経費	・営農活動に必要な農業水利施設の運転経費 ・営農のための人件費、機械経費、資材等の購入費
2	<b>つ</b>	多面的機能の発揮と関 連しない経費	・活動組織の活動と関連しない行事や農業と関連しない祭りに関する費用 ・接待費、慶弔費、酒類・つまみの購入費、慰労を目的とし た旅費、自治会等の集会所の備品の購入費、神社への玉 串料や奉納品代等
3	3	他団体への寄付	・他団体への寄付・助成 ・他団体の経常的運営に必要な経費
_	1 1	他事業の地元負担へ の充当	・他事業による施設整備・補修等の地元負担
5	5	る経費	・国、都道府県又は市町村が管理者となっている道路や河川の維持管理の経費 ※ただし、地域の慣行として施設管理者の了解のもと、農地や水路等の施設などの地域資源の保全管理と一体的に維持管理している施設については対象とすることができる。
6	<u> </u>	自ら実施する必要があ るものに要する経費	・活動組織の設立前に必要な事業計画の策定に係る費用

<sup>※</sup> 活動計画に位置づけ、事業計画の認定を受けた活動に係る経費については交付の 対象です。

(様式第1-7号 <mark>を</mark>	<ul> <li>※「区分」欄に「1</li> <li>芝作れば、長寿命に</li> <li>・ は に は に は に は に は に は に な り 横 に に な り 横 に に な り 横 に は は は は は な な な な な な な な な な な な な な</li></ul>	1	株式では番号   金銭出納達と「21のみを入れる金銭出納	1	(つ2つ   ・立替払い領収書と   に支払がされた日付に支払がされた日付に支払がされた日付にを担しておくこと。 ・組織から立て替え、合は、振込書を添付   (1)	14年 25 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	5立て替えた構成員 関係性がわかるよう にと。 (こと。 領収書に記載 した整理番号 を記入します。 領収書は必ず保 管して下さい。 領収書はレジート でも構いません。 (日付、店名が記 入されていない 場合は記入して 下さい。また、感 熟紙のレジート は、経年により文 すが消えてしまう ので、コピーも保 管して下さい。) 領収書はよいない 場合は記入して 下さい。また、感 熱紙のレジート は、経年により文 すが消えてしまう ので、コピーも保 管して下さい。) 領収書はおいまた。 領収書はいません。 でも構いません。 でも構いません。 でも構いません。 でも構いません。 でもばいません。 でもばいました。 でもがにて下さい。 でもばいません。 でもばいました。 でもばいません。 でもばいません。 でもばいません。 でもばいません。 でもばいました。 でもばいません。 でもばいません。 でもばいました。 でもは記入して 下さい。また、感 対策をして下さい。 でが消えてしまう ので、コピーも保 管して下さい。) 領収書は品名が記していました。 は、経年によりな ですが消えてしまう ので、コピーも保 管して下さい。) 領収書は品名が記していました。 は、経年によりな では、経年によりな でして下さい。 は、経年によりな でして下さい。 では、経年によりな では、経年によりな ので、コピーも保 管して下さい。) 領収書は品名が、コピーも保
11/6 Sumス・リース度 11/20 Sumス・リース度 11/20 G.外注費 12/15 4.日当 12/15 4.日当 12/15 4.日当 3/31 8.返還 3/31 8.返還 カノカた場合は、収入権 また、返済の際は返済額を 時的な立替額が収入/支属	金襴を支	<del>-   -   -   -   -   -   -   -   -   -  </del>	80,000 3,991,4 80,000 3,911,4 1,350,000 2,561,4 560,000 2,001,4 10,000 1,481,4 10,000 1,471,4 5 1,471,4 10,288,505 8,668,160 1,620,3	45 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40	19 11/18 AA 20 11/18 AA 21 12/1~12/10 N 22 11/18 AA 23 、11/11、 □□ 24 A 実際の活動実施日を 記入します。 (活動記録の「日付」と 一致します。)		規格、購入数量 等も記入してもら うようにして下さ い。

広-53

持越額を次年度に活用する際には、前年度の実施状況報告書で定めた用途に従ってください。

次年度以降使用する見込みのないものは、市町村に返還してください

残額は、次年度以降の活動に必要とされるものに限り、特越すことができます

返還金

返遍

 $\infty$ 

します。

560,000 2,672,000 1,350,000 233,100 4,815,100 機械等の  $\widehat{\mathbb{E}}$ 金銭出納簿の「区分」が「2」の収入/支出をここに集計します 技術指導等のために外部から招く専<mark>札家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、</mark> 草刈り機や車の燃料化、投員報酬、**お**材代など ※エクセル様式では前ページの表から自動集計されます 対田 恒量 活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、 2 資源向上 (長寿命化) 金額 211,100 4,815,100 試験等を含む)に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など 4,604,000 収入 (長寿命化) (例) 次年度への持越 (残高) 、資源向上支払交付金 5.購入・リース費 **{**{0}} 1.前年度持越 7.その他支出 2.交付金 3.利子等 6.外注費 盂  $\mathbb{C}$ [集計] 4.日当 8.返還 ¢П 農地維持支払交付金、資源向上支払交付金(共同) 三層 5,473,405 119,800 1,387,245 3,658,000 298,360 10,000 支出をここに集計します 資材(砕石、砂利、セメントなど)の購入費、 借り上げ費、花の種、苗代など ※「分類」には、下表を参考に該当する費目の番号を記入します。 利子等、構成員による活動資金の立替金 ※エクセル様式では前ページの表から自動集計されます。 補修・更新等の工事等(調査、設計 为出 活動参加者に対して支払った日当 ▶1 農地維持・資源向上 (共同) 金額 5,473,405 5,324,500 148,900 前年度からの持越金 金銭出納簿の「区分」が「1」の収入/ 収入 購入・リース費 その他支出 前年度持越 次年度への持越 (残高) 交付金 利子等 外注費 費目 川田 5.購入・リース費 項目 1.前年度持越 7.その他支出 2.交付金 3.利子等 6.外注費 盂 [集計] 4.日当 8.返還 細咖 N ო 4 Ŋ Ø ¢Π 「分類欄」へ この番号を 選んで記入 門ページの

# 3. 財産管理台帳

#### (1)財産の取扱いについて

- 多面的機能支払交付金により更新等を行った施設(財産)及び、機械や器具等の物品については、活動期間終了後においても、事業計画認定時の条件や工事に関する確認書や農林畜水産業関係補助金等交付規則別表(第5条関係)の耐用年数に基づき、定められた管理者が適切に管理することになります。
- また、土地改良区等(市町村を除く)の施設において更新等を行い、活動組織が 財産を取得した場合、速やかにその財産を土地改良区等に譲渡する必要があります。 (必要となる資料や具体的な手続きは、あらかじめ土地改良区等と協議し、指示を受けて下さい。)
- これらを確実かつ円滑に行うため、活動組織において財産管理台帳を作成することは非常に重要です。

#### (2)財産管理台帳の整備

- 更新等を行った施設については、活用した交付金の種類を問わず、その都度、財産管理台帳に整理し保管する必要があります。
- また、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具と農林畜水産業関係 補助金等交付規則別表(第5条関係)に揚げるものについても、同様に財産管理台 帳に整理が必要です。
- 財産管理台帳には、施設の構造・規格、施工箇所、処分制限期間等を記載します。
- ※ 財産管理台帳(様式第1-10号)の様式については、処分制限期間欄及び処分の状況を含む独自様式で管理することもできます。
- ※ 軽微な事務用品や物品、燃料等の消耗品、施設の補修工事等に使われる材料など については台帳で整理する必要はありません。

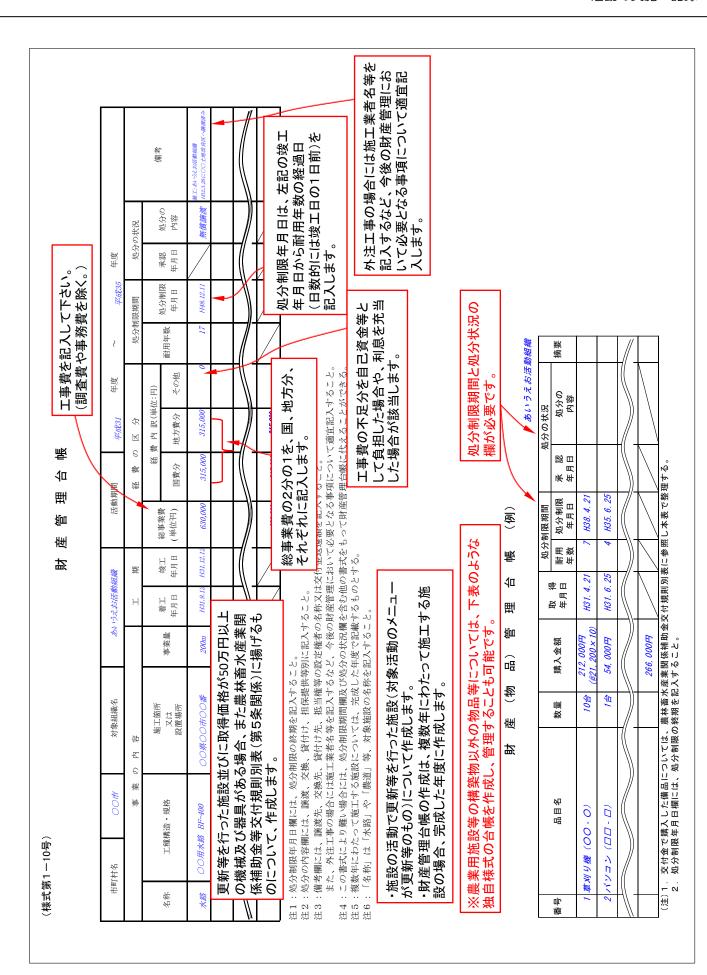
#### 財産の処分制限期間について

活動組織が更新等を行った施設については、処分制限期間内は、<u>交付金の目的に反した</u>譲渡、使用等が制限されます。※

この処分制限期間は、耐用年数を勘案して施設毎に定められるものです。詳しい内容については、広-57、広-58ページの財産の耐用年数の例を参考にして下さい。

※ 処分制限期間内に、交付金の目的以外の譲渡、使用等を行う場合は、地方農政局長等の承認が必要となります。

(施設の従前の所有者である土地改良区等への譲渡については、交付金の目的に反して行われるものではないため、地方農政局長等への承認申請不要です。)



# 財産の耐用年数について

# ○多面的機能支払交付金における財産の耐用年数の例 (農林畜水産業関係補助金等交付金規則別表(第5条関係)を参照)

財産の名称、構造等	具体例	耐用年数(年)
構築物		
農林業用のもの		
主としてコンクリート造、れんが造、石造又は物品ブロック造のもの		
その他のもの	コンクリート製水路、現場打ち水路、 農道側溝の蓋(コンクリートニ次製 品)	17
主として金属造のもの	ゲート、バルブ、金網フェンス、鳥獣 害防護柵(電気柵)	14
主として木造のもの	水田魚道、柵	5
その他のもの	遮水シート(ため池堤体)	8
緑化施設及び庭園		
その他の緑化施設及び庭園(工事緑化施設に含まれるものを除く。)	防風林	20
舗装道路及び舗装路面		
コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	コンクリート舗装、砂利舗装	15
アスファルト敷又は木れんが敷のもの	アスファルト舗装	10
前掲のもの以外のもの		
金属造のもの		
送配管		
鋳鉄製のもの	鋳鉄管(水路)	30
鋼鉄製のもの	鋼管(水路)	15
合成樹脂のもの	塩ビ管、合成樹脂管(水路)	10
車両及び運搬具		
前掲のもの以外のもの		
その他のもの		
その他のもの	一輪車	4
工具		
治具及び取付工具	レンチ	3
切削工具	ディスクグラインダー、のこぎり	2
前掲のもの以外のもの		
主として金属製のもの	タガネ、ハンマー	8
その他のもの	スコップ(柄が木製)	4

具体例として記載がない施設や物品等については、 市町村の担当窓口へお問合せください。

		T	耐用年数
	財産の名称、構造等	具体例	(年)
	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		
	『具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に揚げるものを除 「。)		
	事務机、事務いす及びキャビネット		
	主として金属製のもの	机、椅子	15
	その他のもの	机、椅子	8
	その他の家具		
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	プロジェクター、スクリーン、マイク (ハンドマイクを含む)、アンプ、ス ピーカー	5
事	務機器及び通信機器		
	電子計算機		
		パソコン	4
	複写機、計算機(電子計算機を除く。)金銭登録機、タイムレ コーダーその他これらに類するもの	プリンター	5
眼	計、試験機器及び測定器		_
	度量衡器	はかり	5
片片	グ学機器及び写真制作機器 		_
	カメラ、映画投影機、映写機及び望遠鏡	カメラ、ドローン	5
	板及び広告機器	=h.w.m.=+c	
		啓発用看板	3
	その他のもの	01710	
	その他のもの	のぼり	5
	発器及び金庫 ドラムかん、コンテナーその他の容器		
	その他のもの	プラスチックコンテナー、プランター	2
		金庫	20
<u> </u>		立庙	20
B!	190000以外のもの		
			5
機械)	_	1312 1 1324 1 2 1	
	業用設備	草刈機、モア(草刈りアタッチメント)、トラクター用除雪機(アタッチメント)、チェーンソー、ポンプ	7
<del>リナ</del>	トウエア	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
7		事務支援ソフト、書籍	5

#### 財産管理台帳で整理する必要がないものの例

## 〇耐用年数1年未満の消耗品類

- コピー用紙、ボールペン、のり、テープ、CD-R、メモリー、事務用はさみ、 ホッチキス、はんこ等の軽微な事務用品
- ・軍手、タオル、ブラシ、ほうき、移植ごて、コーキングガン、ビニール傘、 タッパ、種子、花苗等の軽微な物品

(使い捨て又は長持ちしないもので安価なもの)

- 〇機械の燃料、潤滑油、乾電池、草刈り機替刃等の消耗品
- 〇セメント、アスファルト、砕石、コーキング材、塗料、薬剤等、補修工事等に使 われる材料

市

町

村

広域活動組

織

# ☑ 活動の報告

広域活動組織は、毎年度、活動計画書に定められている事項の実施状況 を取りまとめ、市町村長に報告します。

# (1)実施状況の取りまとめ

毎年度の活動終了後に、活動の実績を実施状況報告書に取りまとめます。

→広-62ページを参照(様式第1-8号)

実施状況報告書は、日々記録した活動記録及び金銭出納簿に基づき作成します。

「多面的機能支払交付金に係る実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票」についても集落毎に取りまとめて下さい。

→広-66ページを参照(別記1-5様式第1号)

# (2)実施状況報告書の提出

実施状況報告書は、次の書類を添付し市町村長に提出します。

- 活動記録 →広-49ページを参照(様式第1-6号)
- 金銭出納簿 →広-53,広-54ページを参照(様式第1-7号)
- その他必要な書類(運営委員会議事録、点検記録簿、研修資料等)
  - →提出資料は、市町村にお問い合わせ下さい。

# (3)実施状況のとりまとめ確認

市町村は、活動計画書に定められた事項の実施状況について、書類確認及び現地確認により行います。

確認に当たっては、実施状況確認チェックシートを活用します。

# (4)次年度の年度活動計画の策定

市町村が実施状況の確認に用いたチェックシートは、広域活動組織に送付されます。

チェックシートには、市町村が確認を実施した際の所見が記載されているので、 次年度の年度活動計画策定時の参考として下さい。

新たに遊休農地の発生が判明した場合は、その農用地を解消すべき遊休農地として位置付けるなど、活動計画(全体版)の変更を行う必要があります。

※ 毎年度の活動報告とは別に、地域資源の適切な保全管理のための推進活動及び多面的機能の 増進を図る活動に取り組む広域活動組織は、活動開始から2年目及び4年目に、これらの活動 の実施状況や効果の発現状況等について自己評価を行い、市町村に報告する必要があります。 (自己評価の詳細については市町村にお問合せ下さい。)

# 実施状況報告書に添付し市町村に提出する資料と 市町村が行う実施状況の確認の区分

	提出	書類	実施状況の	の確認内容
	金銭出納簿	活動記録	書類確認	現地確認
農地維持支払交付金	0	0	0	0
資源向上支払交付金(共同)	0			必要に応じて 実施
資源向上支払交付金(長寿 命化)	O	O		活動期間中に 1回以上実施

- ※ 農地維持支払交付金については、市町村が事業計画に定められている農用地及び 対象施設の保全管理状況の現地確認を行うことから、活動記録の提出は不要(ただし、 作成は必要。)ですが、資源向上支払交付金と同様に提出をお願いします。
- ※ 上記書類以外には、点検記録簿や運営委員会資料・議事録及び参加集落等の合意 形成の場の議事録、研修資料、外注に伴う見積書や契約書、日当を支払うための出 勤簿(出面表)等について、作成・保管が必要です。

#### 持越金について

- 持越金については、次年度の当初期間に必要な額限りとし、使用時期、使用内容などを実施状況報告書の備考欄に記載します。使用予定が明確でないものについては返還が必要です。
- 長寿命化の取組として、持越金を積立てる場合は、長寿命化計画に位置付けた 取組で次年度以降に必要な費用のみとします。
- また、持越金については具体的な使用計画(取組内容ごとの使用時期と金額) などの資料を別途整理しておくことが必要です。

## 複数の集落又は活動組織から構成される 広域活動組織における活動の報告

複数の集落又は活動組織(以下「集落等」という。)から構成される広域活動組織においては、 組織を構成する各集落等が、広域協定運営委員会に対し、 各集落等における合意を得て、「多面 的機能支払交付金に係る実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票」(多面的機能 支払交付金実施要領別記1-5様式第1号)に活動記録を添付して提出することにより、当該年度 の活動の内容を報告します。

広域協定運営委員会は、参加集落等の活動報告を確認し、運営委員会における議決を得て、実施状況報告書を市町村に提出します。

#### 集落等

#### 活動の報告

集落等で合意形成 【提出書類】

・実施計画、活動報 告及び運営委員会 による活動報告確 認票 報告

# 広域協定運営委員会

#### 集落等の活動報告 の確認

【確認方法】

- 書類確認
- ・必要に応じ現地確認

# 実施状況の報告

<u>運営委員会で議決</u> 【提出書類】

- 実施状況報告書
- 金銭出納簿 等

市町村

## 実施状況の確認

- 【確認方法】
- · 書類確認 · 現地確認

実施状況報告書のかがみ文です。別添 の報告書を添付して市町村へ提出して下 さい。

(様式第1-8号)

平成○年○月○日

報告

○○市長 殿

あいうえお広域協定

運営委員会代表者 多面 太郎 ⑩

平成〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の7及び別紙2の第5の8に基づき、多面的機能支払交付金の実施状況について、別添のとおり報告します。

「収支実績」については、エクセル様式では金銭出納 (別添) <u>簿の集計表をもとに自動作成されます。</u> ・手書きの場合は、金銭出納簿の集計欄から当該年 金に係る実施状況報告書 度の交付金の収入、支出実績を記入します。 ○○広域協定 組織名称 <平成○年度 ′ 収支実績 ○年○月○日現在> 項 金額 備考 ・金銭出納簿の「1.農地維持・資源 前年度からの持越金 148,900円 1. 向上(共同)」の集計欄の1と2から転 (農地維持・資源向上(共同)) <u>記します。</u> 前年度からの持越金 収 211,100円 (資源向上(長寿命化)) 入 ·金銭出納簿の「2.資源向上(長寿 の 3. 農地維持・資源向上(共同)交付金 5,324,500白 命化)」の集計欄の1と2から転記し 部 <u>ます。</u> **4**,604,000⊞ 4. 資源向上(長寿命化)交付金 5. 利子等 5円 ・金銭出納簿の「1.農地維持・資源 向上(共同)」と「2.資源向上(長寿命 合 計 10,288,505円 化)」両方の「3.利子等」の金額を合 計して記入します。 項 目 金額 備考 支出総額 1. 4,076,160円 (農地維持・資源向上(共同)) 日当 ・金銭出納簿の「1.農地維 3,658,000円 持・資源向上(共同)」の集 購入・リース費 119,800円 <u>計欄の4~7及び次年度へ</u> の持越(残高)から転記しま 外注費 す。 その他 298,360円 4,582,000円 支出総額(資源向上(長寿命化)) 2. 支 金銭出納簿の「2.資源向上(長 出 寿命化)」の集計欄の4~7及び 日当 560,000円 の 次年度への持越(残高)から転記 部 購入・リース費 2,672,000円 <u>します。</u> 外注費 1,350,000円 持越金がある場合は、備考欄に その使用予定を具体的に記入してください。 その他 3. 返還 10,000用 次年度への持越金 次年度4月の用水路泥上げ活動に要 4. 1,387,245円 する経費に充当 (農地維持・資源向上(共同)) 次年度への持越金 次年度4月の排水路の欠損箇所の補 233,100円 (資源向上(長寿命化)) 修に要する経費に充当 合 計 10,288,505円 ・金銭出納簿の「1.農地維持・資源向上(共同)」と「2.資源向上(長寿命化)両方の「8.返還」の金額を <u>合計して記入します。</u>

「開催日」欄

総会又は運営委員会の実施時期

<u>当該年度の活動や収支決算について総会や運営委員</u> 会に諮った日を記載してください。

下記のとおり、総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を行うによった。

開催日

平成〇年〇月〇日

<u>広域活動組織又は特定非営利活動法人の場合は「O」を記入して下さい。</u>

2. 組織の広域化・体制強化の状況

下記にあてはまる場合は〇を記入してください。

広域活動組織	特定非営利活動法人
0	

「実施」欄

- ・地域活動指針に定められた要件以上の取組を実施した活動項目に「O」、要件を満たせなかった場合や実施できなかった項目は「×」を記入します。
- ※ エクセル様式では一部を除き、活動計画書をもとに自動 作成されます(対象外の項目は「一」を記入します。)
- ※ 農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した 場合も記入します。

3. 多面的機能支払交付金に係る事業の成果

「計画」欄:活動計画書において計画した活動に「〇」、計画外の活動項目に Ñ<u>-」を記入する</u>

tなかった場合、「<mark>備考」欄</mark> -」を記入する。 ・「実施」欄に「〇」を記入した場合は、具体的 な取組内容や研修実施日等を記入する。

内容や研修実施は ・「実施」欄に「×」を記入した場合は、要件を 満たせなかった理由や実施しなかった理由 を記入する。

(1) <u>に自動作成されます。</u> 豊地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してくださ

農地維	持文:	仏父付金の父	付を受けずに活動を実施した場合も記入してくだ。	<u>کار ۱.</u>	<u></u>	<del>, '</del> ,
	活動	項目	取組	計画	実施	備考
		点検・	1 点検	0	0	4/10施設などの点検を実施
		十画策定	2 年度活動計画の策定	研修		実施日
		研修	3 事務・組織運営等に関する研修	_	-	実施日 平成32年度に実施予定
地域資		農	→ 遊休農地発生防止のための保全管理	0	0	7/22草刈りを実施 遊休農地解消面積 53 a
源の基		全管理	理区域内に既遊休農地がなく、かつ、点検の行の活動を実施する必要がなかった場合は「実 します。			
一礎的な	実	4 遊信	木農地発生防止のための保全管理 ×	地が無	無かった	佐休農地化のおそれのある農 たため未実施 地解消面積 a
保	践					, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
全活	活動	農	10 農道の草刈り	0	0	6/3、7/29、8/23に実施
動	243	道	11 農道側溝の泥上げ			
			12 路面の維持	-	- i	
		た				項目はエクセル様式を使 果を手入力して下さい。
		め	14 ため池の泥上げ	-	-	
		池	15 ため池附帯施設の保守管理	-	-	
		共通	16 異常気象時の対応	0	×	異常気象発生せず

↑「実施」欄に「×」を記入した場合は、要件未満の取組 ↑となった理由又は実施しなかった理由を記入します。

活動項目		取組	計画	実施	実施日	備考 I
					天旭口	
地 理 域	17	農業者の検討会の開催	0	0	10/17	○○集落で検討会を実施
壁 域の 資	18	農業者に対する意向調査、現地調査	-	_		
た 源 め の	19	不在村地主との連絡体制の整備等	0	0	1/25	不在地主との連絡体制について検討
の 適推 切	20	集落外住民や地域住民との意見交換等	-	_		<u>†</u>
進な	21	地域住民等に対する意向調査等	_	-	(	7
活 保 動 全	19 不在村地主との連絡体制の整備等 20 集落外住民や地域住民との意見交換等 21 地域住民等に対する意向調査等 22 有識者等による研修会、検討会の開催	有識者等による研修会、検討会の開催	-			<u> </u>
管	23	その他	_			<u> 内容を記入します。</u>

## (2) 資源向上支払(共同)

資源向	1上支払交付	金(共同)の交付を受けずに活動を実施した場合も記	入してく	ださい	١,	
活	動項目	取組	計画	実施	備考	の結果を手入っている。  作表満の取組を記入します。 の取組についまる「取組を兼」に自動入力さいます。
		24 農用地の機能診断	0	0	4/10診断実施	
	   機  計	25 水路の機能診断	0	0	4/10診断実施	
	能画家	26 農道の機能診断	0	0	4/10診断実施	
	策断定	27 ため池の機能診断	-	_		
施設の	•	28 年度活動計画の策定			<sub>実施日</sub>   	議の取組 入します。 図組についる「取組番」動入力さ
軽	研		カして	くださ	<u>:[].</u>	
微な	修	29 機能診断・補修技術等に関する研修		_	平成32年度に予定	
補修		30 農用地の軽微な補修等	0	×	機能診断の結果、補修の必要がな かったため未実施	
	実 践	31 水路の軽微な補修等	0	×	機能診断の結果、補修の必要がな かったため未実施	
	活動	32 農道の軽微な補修等	0	×	機能診断の結果、補修の必要がな かったため未実施	
		33 ため池の軽微な補修等	事施	 ı欄に	「×」を記入した場合は、要件未満	の取組
		34 生物多様性保全計画の策定			日又は実施しなかった理由を記入し	
	計	35 水質保全計画、農地保全計画の策定	0	0	3月に保全計画を策定	
農	画	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	選扣」	ナー <del>テ</del> -	L	1-212
村環	策定	37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の 策定	ては、	P.広-	70の取組番号表からあてはまる「 」を選び記入します。	
境保		38 資源循環計画の策定	<u>※エク</u> れます		様式では活動計画書をもとに自動	<u>入力さ</u>
全日活動	実 践	39 生物の生息状況の把握(生態系保全)	0	0	8/3/こ〇〇小学校の児童と学習を兼ねて田んぼの生き物調査を実施	
	活 動	42 水質モニタリングの実施・記録管理(水質保全)	0		・ 舌動計画書で行を追加した場合は に行数となるよう行を追加してくださ	
	啓発・普及	51 啓発・普及活動	0	0	広報力レンダー作成、HP更新	

	活動	項目			取組			計画	実施			備考			
			52 遊休	農地の有効活	—————————————————————————————————————			0	0		最人会及で の植栽を		と連携	もし、	
		多 <del>-</del>	53 農地區	割りの環境改	善活動の強化			_	_	0 0 17 .	J 0 J 12/1X				
	Á	面 内 ***	54 地域(	主民による直				-	_						-
		幾 能	55 防災	・減災力の強	化			_	_						
		D 曽	56 農村項	<b>環境保全活動</b>	の幅広い展開			0	0	5月に 施	景観形成為	舌動とし	て植栽	はを実	
		<u>進</u> を	57 医療	・福祉との連	携			_	_						
		<b>⊠</b> 3	58 農村2	文化の伝承を	通じた農村コミ						連した広	報活動	助の実		
	Ä	- 舌 動	59 都道原	 府県、市町村		<u>も状況を</u> 」	記入	してく	<u>ださい</u>	<u> </u>					
	<b>±</b>	<i></i> #J	60 広報	舌動			4		0	広報力し	ハガー	左战 L	口面纸		
					構成員の総人数 項目で「実践										
	※以下は	加算措置(	こ取り組む場	合のみ記入し	する活動の										
				加算措置				計画	美施	<b>偏考</b> (	<b>参</b> 加人欽	及ひ内容	今寺 を	記人)	
	農村協働	力の深化	に向けた活	動への支援				0	0	実施日 10/10	「△△½ 110名	フリーン が参加し		に	
								実践	活動の	参加者	と構成	員総人	数がオ	つかる	 資料
								<u>(構成</u>	員一	覧表なと	ご)を添(	寸してく	ださし	١ <u>.</u>	
3)	資源向	]上支払	(長寿命	化)							ず、調査				
				計画				<u>のみ?</u> てくだ		た場合に	<u> </u>	記		1	
tá	設区分	Ht	双組		内容	延べ数	数量		完月	成数量(	(km,箇列	fi)		調査設計	
ЛE	或区刀	Д	Xn <b>⊡</b>		ry <del>C</del>	(km,億	箇所)	前年	度まで	本	<del></del> 年度 	合	i†	成計   のみ	•
	水路	61 水路	の補修	〇〇号線水區 補修	路の老朽化部分の	1.00	km	0.00	kn	0.00	) km	0.00	km		-
	水路	62 水路	の更新等		泉水路を土水路か - ト水路への更新	0.18	km	0.00	kn	0.18	8 km	0.18	km	   	
	農道				いいます。 いる転記して下 画書をもとに自動		km	0.00	kn	0.50	) km	0.50	km		
×3	 近長の数	<u>されま</u>	<u>す。</u>								<u>付けた</u>				
	-			<u> 追加した場合となっています。</u>	易合は、同じ行数	女となる	***************************************		<u>を記入</u> ます。)		<u>。(延長</u>	<u>は小数</u>	<u>点以</u>	下2位	まで訂
_	こにあて		の借り受			0	<u> </u>				認定農				
辰	心中间	引生機伸		(V) :			)	1			<u>け農地</u> 継続保7				
消	費税に係	系る課税	事業者の	該当の有無	₩ }						対象とな			II X V	IA'H
					^	·	40 th	-=L.II				٠			
					<u>本交付金</u> 無いと考え										
					合には、可費税等相	ち町村だ	が定め	る様ま	弋で「仁	上入れに	係る消				
					25 170 VI 1H	HATA		IVC -		<u>~ - ~ .</u>	<u> </u>				

#### (別記1-5様式第1号)

# 平成 年度 多面的機能支払交付金に係る 実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票(〇〇集等<mark>活動報告の確認欄は、運営委員会による活動報告確認票(〇〇集等会が記入します。</mark>

		策定日	平成 年 月 日	策定者		<u> 応じて現地確認を</u> 「○」を記入して下		
参加集落(活動	実施計画	実施しない場合は、「-」	ついて「○」を記入し、実施予定時期を記入 を記入する。(研修等、運営委員会が一括し 源の質的向上を図る共同活動)】及び【3. ついて「○」を記入し、活動内容及び数量等	. <sub>て行う場合も</sub> [- 運営委員会	した記入する。以下同じ。 ○の確認者は、確認	認対象集落		
組		報告日	平成 年 月 日	報告者	○○集落	00 00		
織 )	活動 報告	活動を実施した場合は、活動報告欄に「〇」を記入する。なお、活動記録を別途提出する。 活動を実施しなかった場合は、活動報告欄に「×」を記入し、「未実施理由」欄に未実施の理由を記入する。 計画外の項目には「一」を記入する。						
運		確認日	平成 年 月 日	確認者	○○広域協定運営委員会	<b>≙</b> € 00		
営委員会	活動報告 の確認	②活動報告の内容が適正な場の実施を確認する。その結果	動組織)から別途提出される活動記録等によ 合は「○」を記入する。計画に沿った活動か 活動要件が満たされた場合は、「○」を記入 い、行った場合は現地確認欄に「○」を記入	*実施され <u>実施記</u> *なする。 参加第	   <sub>載内容を確認する。</sub>   十 <u>画欄及び活動</u> 執    落又は活動組織			

1.	農地維持	支払交付金(地域資源の	基礎的な		<u> </u>		To	
活	動項目	取組		実施計画		活動報告未実施理由	(活動報	告の確認 現地 確認
Я	点検・	点検	0	4月	0		0	
計	画策定	年度活動計画の策定	0	4月	0		0	
	研修	事務・組織運営に 関する研修	0	平成32年度に予定	×	平成32年度に予定		
		遊休農地発生防止の ための保全管理	0	7月	0		0	0
	農	【遊休農地解消面積】	250 a		53 a			
	用 地	畦畔・法面・防風林の 草刈り	0	6月、7月、8月	0		0	
		鳥獣害防護柵等の 保守管理	_		ı			
		水路の草刈り	0	6月、7月、8月	0		0	
実	水 路	水路の泥上げ	0	4月	0		0	
践活	ш	水路附帯施設の 保守管理	0	点検結果に応じて実施時期を決定	0		0	
動		農道の草刈り	0	6月、7月、8月	0		0	
	農道	農道側溝の泥上げ	-		_			
		路面の維持	-		_			
	ため	ため池の草刈り	-		_			
		ため池の泥上げ	-		_			
	池	ため池附帯施設の 保守管理	-		_			
	共通	異常気象時の対応	0	洪水、台風、地震等の発生後	×	異常気象が発生しなかったため未実施		

2. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)

			1	実施計画		活動報告	活動報	告の確認
活	動項目	取組		活動内容、数量等		未実施理由		現地確認
		農用地の機能診断	0	4月	0		0	
	計能	水路の機能診断	0	4月	0		0	
	画 箫	農道の機能診断	0	4月	0		0	
施設	定・	ため池の機能診断	-		-			
の 軽		年度活動計画の策定	0	4月	0		0	
微な	研修	機能診断・補修技術等 に関する研修	0	平成32年度に予定	×	平成32年度に予定		
補修	実	農用地の軽微な補修等	0	機能診断結果に応じて実施時期を決定	×	機能診断の結果、補修の必要がなかったため未実施		
	践	水路の軽微な補修等	0	機能診断結果に応じて実施時期を決定	×	機能診断の結果、補修の必要がなかっ たため未実施		
	活 動	農道の軽微な補修等	0	機能診断結果に応じて実施時期を決定	×	機能診断の結果、補修の必要がなかったため未実施		
	243	ため池の軽微な補修等	-		1			
農		生態系保全	0	8月 生き物調査実施	0		0	
村環境保	実践活	水質保全	0	8月 水質モニタリング調査を実施	0		0	
		景観形成・ 生活環境保全	_		-			
全活	動	水田貯留機能増進・ 地下水かん養	-		_			
動		資源循環	_	,	_			

実施計画欄、活動報告欄は参加集落(活動組織)が記入します。

活動報告の確認欄は、運営委員会 が記入します。

<u>必要に応じて現地確認を行った場</u> 合は「○」を記入して下さい。

#### 3. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化を図る活動)

٥.	只顺门工.	文拉文门並 ()地域の技術に	마인언	O/U₹//				/
				実施計画		活動報告 未実施理由		告の確認/
活	動項目	取組		活動内容、数量等				現地確認
	水路	水路の補修	0	○○号線水路の老朽化部分の補修 (L=1.00km)	×	平成32年度から実施予定		
実践	水路	水路の更新等	0	△ - △△号線水路を土水路からコンク リート水路への更新(L=0.18km)	0		0	0
活動	農道	農道の補修	0	□号線農道の路肩及び法面の補修 (L=2.50km)	0	運営委員会で調整の結果、 画書に位置づけられた取組	には	0
	農道	農道の更新等		□ – □号線農道のアスファルト舗 装(L=1.24km)	_	「 <u>O」を記入して下さい。また</u> 位置づけられなかった取組		
		•				どわかるように記入して下さ		

※参加集落(活動組織)が毎年度それぞれ行おうとする実施計画を運営委員会に提出した後、運営委員会が組織全体として取りまとめた 実施計画によって実施計画の変更があった場合には、変更箇所が分かるように記入すること。

参加集落又は組織が毎年度それぞれ行おうとする 取組の計画または要望を記入して下さい。

# **///** 取組番号表

活動組織は、取組番号表を参考に活動計画書や活動記録等を作成します。

○ 都道府県において、要綱基本方針で追加する取組については、以下の表に取組番号100番台を用いて、追加して使用してください。

		即組悉日末	州山	
			取組番号	
【農地維持活動	JA J	争物で生会議など	300	
(地域資源の基本ができ	<b>疑的な保全</b> 活	Tr- 40	D # 69 45	1940年中一年4月11年11日 1940年 1
女松区分1/曲节络柱》	计 中国国际	4X和	収和番号	収組の12分(半成30年度までの収配名) 法午曹法学の教子書ごの古語
1、质児稚科/	点快*缸凹罩足   点検	点検	-	遊休 馬地寺の 光生 水 が の だ 雄 施設の 点検 ( 水路、 農道、 ため池 )
	計画策定	年度活動計画の策定   事務・組織環営をに関する証券		年度活動計画の策定 活動に開ナ2事致/書類がよ 由語をほもない仏の徳の、常労に開ナ2m枚
	東路活動 農用地	事が、心臓性色等に関する別を 游休農地発生防止の配めの保全管理	o 4	/d割に対する事份、言類IF及、中間上配さき/小和職のJEBに対するMI修游休農地発生防止のための保全管理
		<b>世畔・法面・防風林の</b> 偉刈り		駐畔・農用地法面等の草刈り   防風林の枝払い・下草の草刈り
		鳥獣害防護柵等の保守管理	9	鳥獣害防護柵の適正管理 防鼠ネットの適下管理
		施設の適正管理のための除排雪	100	T. C T T T T Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y
	<b>水路</b>	水路の草刈り	7	水路の草刈り ポンブ場、調整施設等の草刈り
		水路の泥上げ	8	水路の泥上げ ポンプ吸水槽等の泥上げ
		水路附帯施設の保守管理	6	かんがい期前の注油ゲート類等の保守管理・非地を認め、第二を開発
		施設の適正管理のための除排雪	101	<b>海元加設の週上旨</b> 年 -
	農道	農道の草刈り	10	路肩・法面の草刈り
		農道側溝の泥上げったまのままがます。	= ;	側溝の泥上げ 略手の雑井
	十名法	おもの権行しかめる首に	13	哈国少雄诗大水池の首割じ
	3/25	ため池の泥上げ		ため池の泥上げ
		ため池附帯施設の保守管理	15	かんがい期前の施設の清掃・防塵 管理道路の管理 遮光施設の適正管理 ゲート類の保守管理
	并通	異常気象時の対応	16	異常気象後の見回り(農用地、水路、農道、ため池) 異常気象後の応急措置(農用地、水路、農道、ため池)
(地域資源の通	地域資源の適切な保全管理のための推進活	動)		
支払区分	活動項目		取組番号	<u> 取組の内容(平成30年度までの取組名)</u>
1(震地維持)	推進沽動	農業者の検討会の開催 農業者に対する意向調査、現地調査	17	農業者(人り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会の開催 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
		不在村地主との連絡体制の整備等年前は、存業はた日に出げた。	19	不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査 地はは日常(年末1000年 800年 4)(一巻日本第一 1000年)
		来浴が住民や地域住民との息見文撰寺」地域住民等に対する資向調査等	202	地域住民等(果洛外の住民・組織寺も含む)との息見交換・ソークンョッノ・交流安の開催 地域住民等に対する貴向調香、地域住民等との集落内調香
		有識者等による研修会、検討会の開催	22	有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催
		<u> </u>	00	

年度活動計画の策定 対象組織による目主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修 老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修 業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する 新たな施設の設置等に関する研修 取組の内容(平成30年度までの取組名 バイブリンが破損に設め補傷 バイブルの清掃 総水栓ボックス基礎部の補強 総水栓にかする連結的止対策 空気弁等への腐食防止対策 型気弁等への腐食防止剤の塗布等 基光施設の補修等 助道等の運搬施設の維持補修 破損施設の補修(農道) 自制達の裏込材の充土 側溝の下向次下への早期対応 側溝の下向次下への早期対応 側溝の下向次下への早期対応 側溝の下向次下への早期対応 しまるの相修(農道の附帯施設) 地域抗設の有格(農道の附帯施設) 虚水シートの補修(農道の附帯施設) 虚水シートの補修(農道の附帯施設) 虚水が一トの補修(農道の附帯施設) 虚水が一トの補修(農道の附帯施設) 虚水が一トの補修(農道の財幣施設) をみ細やかな雑草対策(上め池の現体) さめ細やかな雑種(ため池の提体) きめ細やかな雑種(ため池の提体) きめ細やかな雑種(ため池の提体) きめ細やかな雑種(ため池の提体) きめ細やかな雑種(ため地の現本) をが細胞の有格(ため地の根本) をが細胞の有格(ため地の根本) をが細胞の有格(ため地の根本) をが細胞の有格(ため地の関本を) をが細胞の有格(ため地の関本を) をが細胞の有格(ため地の関本を) 水路側壁のはらみ修正 目地詰め 表面劣化に対するコーティング等 不同次下に対する早期対応 側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修 水路に付着した薬等の除去 水路は面の初期補修 破損施設の補修(水路) きか細やかな雑草対策(水路) (能診断(農用地) の記録管理(農用地) 施設の機能診断(ため池) 診断結果の記録管理(ため池) 施設の機能診断(水路) 診断結果の記録管理(水路) 施設の機能診断(農道) 診断結果の記録管理(農道) 世評の再構築 農用地法面の初期補修 暗渠施設の清掃 農用地の除れき 農用地の除れき 鳥獣害防護柵の補修・設置 防風ネットの補修・設置 防風ネットの補修・設置 28 33 24 25 26 27 29 30 32 31 機能診断・補修技術等に関する研修 農用地の軽微な補修等 ため池の軽微な補修等 水路の軽微な補修等 農道の軽微な補修等 年度活動計画の策定 農用地の機能診断 ため池の機能診断 農道の機能診断 水路の機能診断 【資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動)】 (施設の軽微な補修) 機能診断 計画策定 農用地 ため池 活動項目 農道 为路 機能診断· 計画策定 実践活動 研修 (資源向上)

農村環境保全活動)		7. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1			
支払区分	-	活動項目	— 取組	取組番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)
2(資源向上) 計	計画策定	生態系保全	生物多様性保全計画の策定	34	生物多様性保全計画の策定
		水質保全	水質保全計画、農地保全計画の策定	35	水質保全計画の策定 農州の保全に係る計画の等定
		景観形成· 生活環境保全	景観形成計画、 生活環境保全計画の策定	36	<u>アンパルエンドの出口であた</u> 景観形成、生活環境保全計画の策定
		水田貯留機能増進・地下水かん薬	水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	37	水田貯留機能増進に係る地域計画の策定 地下水かん養に係る地域計画の策定
ļ		資源循環	資源循環計画の策定		<b>贅源循環に係る地域計画の策定</b>
<del>IIK</del> _	実践活動	生態系保全	<u>生物の生息状況の把握</u> 外来插の駆除	39	生物の生息状況の把握 外来籍の駆除
			その他(生態系保全)		生物多様性保全に配慮した施設の適正管理 水田を活用した生息環境の提供 生物の生活史を考慮した適正管理 放流・植栽を通じた在来生物の育成 希か種の影響
		水質保全	水質モニタリングの実施・記録管理	42 7	水質モニタリングの実施・記録管理
			<b>届からの土砂流出対策</b>		排水路沿いの林地帯等の適正管理 沈砂池の適正管理 土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理
			その他(水質保全)	44	水質保全を考慮した施設の適正管理 水田からの排水(濁水)管理 循環かんがいの表施 非かんがい期における通水 管理作業の省力化による水資源の保全
		景観形成· 牛汪晋培保全	植栽等の景観形成活動	45	(O)
			施設等の定期的な巡回点検・清掃	46	施設等の定期的な巡回点検・清掃
			その他(景観形成・生活環境保全)	47	農業用水公也级用水としての利用・曾姓 石統的施設や農法の保全・実施 農 用地からの扇塵の防止活動
		水田貯留機能増准·	水田の貯留機能向上活動	48 7	育工活
		地下水がん養	下水か 養林の	13/13	水田の地下水かん養機能向上活動 水源かん養林の保全
į	:	資源循環	地域資源の活用・資源循環活動	50	地域資源の活用・資源循環のための活動
超	啓発·普及		啓発·普及活動	10 12 11 12 14	広報活動 啓発活動 宮発活動 学校教育等との連携 行政機関等との連携 地域内の規制等の取り決め
面的機能の塩	多面的機能の増進を図る活動)	動)			
5払区分		活動項目	取組	取組番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)
2(資源向上) 増	增進活動		<u>遊休農地の有効活用</u> 農地周りの環境改善活動の強化 地域住民による直営施工	52 3 53 5 54 £	遊休農地の有効活用 農地周りの共同活動の強化 地域住民による直営施工
			防災・減災力の強化 開井理権内会注動の幅下い展開	55	減災
			展れ環境 木主 行到の間 かい 英用 医療・福祉との連携	Ì	喪付現場体主が割りが開かい後所 医療・福祉との連携
			農村文化の伝承を通じた 農村コミュニティの強化		農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
			都道府県、市町村が特に認める活動 広報活動	59 7	都道府県、市町村が特に認める活動 広報活動

【資源向上活動(施設の長寿命化のための活動)】

取組の内容(平成30年度までの取組名)	水路の破損部分の補修 水路の老朽化部分の補修 水路側壁の嵩上げ ル字フリューム等既設水路の再布設 水路法面の補修 集水枡、分水枡の補修 安全施設の補修 空気弁、仕切弁等の補修 取水施設の補修	素描り水路のコンクリート水路への更新 水路の更新 ゲート、ポンプの更新 空気弁、仕切弁等の更新 水路蓋の設置 取水施設の更新 管理施設の更新	農道路肩、農道法面の補修舗装の打換え(一部) 農道側溝の補修 未舗装農道を舗装(砂利、コンクリート、アスファルト) 側溝蓋の設置	<ul><li>洗掘箇所の補修 漏水箇所の補修 取水施設の補修 洪水吐の補修</li><li>安全施設の補修</li></ul>	ゲート・バルブの更新 安全施設の設置 給排水施設の補修 給排水施設の更新 畦畔の除去
取組番号	01	62	63	65	66 120 121 122
取組	水路の補修	水路の更新等	農道の補修 農道の更新等	ため池の補修	ため池(附帯施設)の更新等 給排水施設の補修・更新等(暗渠排水、 給水栓、各筆排水等の補修・更新等)
支払区分     活動項目       施設区分	紹		無道	ため池	康用地
	実践活動				
支払区分	3(長寿命化) 実践活動				

※ 都道府県において、要綱基本方針で追加する取組については、取組番号100番台を用いて、上の表に追加すること。

# 多面的機能支払交付金の活動の手引き

# 参考資料

# 目 次

# 多面的機能支払交付金の活動の手引き 参考資料

O	岐阜県地域活動指針(抜粋)	•	•	•	•	•	共-1
---	---------------	---	---	---	---	---	-----

- 〇 支出費用区分表・・・・・・・ 共-7
- 活動計画書(変更)・・・・・・ 共-8
- 〇 お問い合わせ先・・・・・・ 共-16

# 岐阜県が定めた基本方針から抜粋

(別紙1)

# 岐阜県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (農地維持活動)

- 第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件
  - (1) 地域資源の基礎的な保全活動

	活動項目	取組	活動要件
点検・ 計画策定	点検	1 点検	活動計画書に位置付けた農用 地及び水路等の施設につい て、遊休農地の発生状況等の 把握、泥の堆積状況等の <u>点検</u> を毎年度実施する。
	計画策定	2 年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する <u>年度計画を<b>毎年度</b></u> <b>策定</b> する。
研修		3 事務・組織運営等に関する研修	事務・組織運営等に関する研 修について、 <u>5年間に1回以</u> <u>上実施</u> する。
実践活動	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理 5 畦畔・法面・防風林の草刈り 6 鳥獣害防護柵等の保守管理 100 施設の適正管理のための除排雪	活動計画書に位置付けた農用 地及び水路等の施設につい て、遊休農地発生防止のため の保全管理、畦畔・法面・防 風林の草刈り等を毎年度実施 する。 ただし、下線部の活動につい
	水路	7 水路の草刈り 8 水路の泥上げ 9 水路附帯施設の保守管理 101 施設の適正管理のための除排雪	一にたし、下緑部の活動につい ては、点検結果に基づき、必 要となる取組を実施する。
	農道	10 農道の草刈り 11 農道側溝の泥上げ	

# 参考資料

# 岐阜県が定めた基本方針から抜粋

実践活動	農道	12 路面の維持	
	ため池	13 ため池の草刈り	
		<u>14 ため池の泥上げ</u>	
		15 ため池附帯施設の保守管理	
	共通	16 異常気象時の対応	

# (2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動項目	取組	活動要件
地域資源の適切な保全管理のための推進活動	17 農業者 (入り作農家、土地持ち非農 家を含む) による検討会の開催	該当する取組を選択し、 <mark>毎年</mark> <mark>度実施</mark> する。
	18 農業者に対する意向調査、農業者に よる現地調査	
	19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査	
	20 地域住民等(集落外の住民・組織 等も含む)との意見交換・ワーク ショップ・交流会の開催	
	21 地域住民等に対する意向調査、地 域住民等との集落内調査	
	22 有識者等による研修会、有識者を交 えた検討会の開催	
	23 その他 (地域の実情に応じて対象組 織が具体的に設定)	

岐阜県が定めた基本方針から抜粋

(別紙2)

# 岐阜県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動))

# 第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

# 1 施設の軽微な補修

	活動項目	取組	活動要件		
機能診断・ 計画策定	機能診断	24 農用地の機能診断25 水路の機能診断26 農道の機能診断27 ため池の機能診断	活動計画書に位置付けた農用 地及び水路等の施設につい て、施設の機能診断、 <u>診断結</u> 果の記録管理を毎年度実施する。		
	計画策定	28 年度活動計画の策定	機能診断結果を踏まえて、実 践活動に関する <u>年度計画を<mark>毎</mark> 年度策定</u> する。		
研修		29 機能診断・補修技術等に関する研修	機能診断・補修技術等に関する研修について、 <u>5年間に1</u> 回以上実施する。		
実践活動	農用地水路	30 農用地の軽微な補修等 31 水路の軽微な補修等	活動計画書に位置付けた農用 地及び水路等の施設につい て、農用地の軽微な補修等、		
	農道ため池	32 農道の軽微な補修等 33 ため池の軽微な補修等	<u>必要な取組を<b>毎年度実施</b></u> す る。		

# 2 農村環境保全活動

活動項目		取組	活動要件		
	テーマ	4X 附上	伯男安什		
計画策定	生態系保全		選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容		
	水質保全	35 水質保全計画、農地保全計画の策定	等を示した <u>計画を<mark>毎年度策定</mark></u> する。		

# 岐阜県が定めた基本方針から抜粋

計画策定	景観形成・生活環 境保全	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策 定			
	水田貯留機能増進・地下水かん養	37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定			
	資源循環	38 資源循環計画の策定			
実践活動	生態系保全	39 生物の生息状況の把握	選択したテーマに基づき、生態 系保全を図るため、生物の生息		
		40 外来種の駆除	状況の把握等の <u>取組を<b>毎年度1</b></u>		
		41 その他(生態系保全)	<u>つ以上実施</u> する。		
	水質保全	42 水質モニタリングの実施・記録管理	選択したテーマに基づき、水質		
		43 畑からの土砂流出対策	保全を図るため、水質モニタリングの実施・記録管理等の <u>取組</u>		
		44 その他(水質保全)	を <b>毎年度1つ以上実施</b> する。		
	景観形成・生活環	45 植栽等の景観形成活動	選択したテーマに基づき、景観		
	境保全	46 施設等の定期的な巡回点検・清掃	形成・生活環境保全を図るため、植栽等の景観形成活動等の		
		47 その他 (景観形成・生活環境保全)	<u>取組を<b>毎年度 1 つ以上実施</b></u> する。		
	水田貯留機能増進・地下水かん養	48 水田の貯留機能向上活動	選択したテーマに基づき、水田 貯留機能増進・地下水かん養を		
	正 元   ババッル・東	49 水田の地下水かん養機能向上活動・水源かん養林の保全	* 図るため、水田の貯留機能向上 活動等の <u>取組を<b>毎年度1つ以上</b> 実施</u> する。		
	資源循環	50 地域資源の活用・資源循環活動	選択したテーマに基づき、資源循環を図るため、地域資源の活用・資源循環活動を毎年度実施する。		

# 岐阜県が定めた基本方針から抜粋

啓発・普及	51 啓発・普及活動	選択したテーマに基づき、地域
		住民等の理解を深めるための <u>啓</u>
		<u>発・普及活動を<mark>毎年度実施</mark>す</u>
		る。

# 3 多面的機能の増進を図る活動

活動項目	取組	活動要件
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の取組とし、実施する場合
	53 農地周りの環境改善活動の強化	は、取組内容を選択した上で、 毎年度実施するとともに、広報
	54 地域住民による直営施工	<u>活動を毎年度実施</u> する。
	55 防災・減災力の強化	
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	
	57 医療・福祉との連携	
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニ	
	ティの強化 59 都道府県、市町村が特に認める活動	
	60 広報活動	

# 参考資料

(別紙3)

岐阜県が定めた基本方針から抜粋

# 岐阜県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上活動(施設の長寿命化のための活動))

# 第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

活動項目施設区分		取組	活動要件		
実践活動	水路	61 水路の補修 62 水路の更新等	原則として <b>工事1件当たり2</b> <b>百万円未満</b> とする。 また、岐阜県知事が策定する		
	農道	63 農道の補修	要綱基本方針に基づき、対象 組織が <u>工事1件当たり2百万</u>		
		64 農道の更新等	円以上の活動を実施する場 合、都道府県又は推進組織が		
	ため池	65 ため池の補修 66 ため池 (附帯施設) の更新等	当該活動について技術的指導を行う。		
	農用地	120 給排水施設の補修 121 給排水施設の更新			
		122 畦畔の除去			

### 支出費用区分の具体的内容の例

支出費目	該当する支出内容							
日当	〇各種活動の参加者に対して支払った手当							
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □							
	注)活動への参加に関わらず支払う役員手当(役員報酬)は「その他」に区分します。							
	注)組織内で行った講習会や説明会などの講師への謝金は「外注費」に区分します。							
購入・リース費	○活動に必要な材料の購入代							
	砂利、砂、セメント、鉄筋、塩ビ管、側溝、型枠、給水バルブ、防草シート、ブルー シート、ペンキ など							
	[植栽材料] 花の種、球根、苗木、芝、肥料、除草剤 など							
	[その他材料] ゴミ袋、軍手、ビニール手袋、捕獲タモ、洗剤、EMボカシ菌 など							
	○活動に必要な機械・器具の購入代							
	<例えば>							
	草刈り機、草刈り機の刃(チップソー)、スコップ、レーキ、フォーク、一輪車、ホース、ポリタンク、 バケツ、水質試験用具 など							
	注)活動に使用した草刈り機の燃料は「その他」に区分します。							
	〇広報または啓発活動等に必要な用具の購入・制作代							
	<例えば>							
	注意看板、活動PRのぼり旗、活動PRジャンパー、活動PRパネル など							
	注)看板やのぼり旗などの制作を業者に依頼した場合も「購入・リース費」に区分します。							
	〇活動組織の事務処理に必要な器具の購入代または借料 							
	<例えば>							
	デジカメ(本体)、ビデオカメラ、パソコン、プリンター、ファックス、プロジェクター など							
	注)鉛筆、ボールペン、コピー用紙、などの文具(消耗品)は「その他」に区分します。							
 外注費	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □							
	注)建設機械のみを借りた場合は「購入・リース費」に区分します。							
	○活動組織の活動記録や会計事務を構成員以外の人に依頼した場合の委託費							
	注)活動記録や会計事務を行っている活動組織の構成員に対して支払った手当(アルバイト賃金)は 「その他」に区分します。							
	〇活動組織内で行った講習会や説明会などの講師への謝金							
その他	〇他の地域へ視察や研修に要する旅費・交通費							
	〇活動に際して傷害保険に加入した場合の保険料金							
	〇鉛筆、綴じファイル、ノート、コピー用紙、写真フィルム、写真現像、デジカメ・メモリ(SDカード等)、プリンターインクなどの活動に必要な文具類(消耗品)の購入代							
	○活動に使用する機械の燃料やオイルの購入代							
	〇活動参加者に提供するためのお茶、弁当、茶菓子の購入代							
	〇活動組織の事務処理に必要な事務機器の電気料金							
	〇活動組織構成員への連絡に必要な通信費(電話代、切手代、Mail通信料)や用紙のコピー代							
	○活動組織が会議等で使用する会場使用料							
	〇活動記録や会計事務を行っている活動組織の構成員に対して支払った手当(アルバイト賃金)							

### 活動計画書の変更について

(様式第1-3号)

平成〇年〇月〇日

## 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書【変更】 (多面的機能支払に係る活動計画書)

(ふりがな) 組織名	(あいうえおかつどうそしき) あいうえお活動組織	
(ふりがな) 代表者氏名	(ためん たろう) 多面 太郎	印
(ふりがな) 所在地	(まるけんさんかくしまるちょう) ○○県△△市○町○-○-○	

※活動計画書を変更 する場合は、以下の (参考様式第1-3号 別紙)を添付して下さ い。

### Ⅰ. 地区の概要(共通)

### <活動の計画>

Ⅱ 1号事業(多面的機能支払)	別紙1
Ⅲ . 2号事業(中山間地域等直接支払)	別紙
Ⅳ . 3号事業(環境保全型農業直接支払)	別紙
V. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

<sup>(</sup>注)該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

### <施行注意>

提出の際に()内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

### (参考様式第1-3号 別紙)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更理由書

平成 年 月 日付で認定を受けた事業計画に下記の変更が生じたので、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の5及び別紙2の第5の6に基づき変更認定を受けるものである。

記

- 1. 農地維持支払交付金
- 2. 資源向上支払交付金(共同活動)
- 3. 資源向上支払交付金(長寿命化)

※1~3を選択する。

- ア 保全管理する対象農用地面積の変更
- イ 保全管理する対象施設の変更
- ウ 対象組織の変更
- エ 活動の追加、中止又は廃止
- オ 活動期間の延長

※ア~オを選択する。

変更理由等を具体的に記載する。

### I. 地区の概要

※以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

### 1. 活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更年度	計画変更年度
農地維持支払	平成31年度	平成35年度	5 年	平成〇年度	平成〇年度
資源向上支払 (共同)	平成31年度	平成35年度	5 年	平成〇年度	平成〇年度
資源向上支払 (長寿命化)	平成31年度	平成35年度	5 年	平成〇年度	平成〇年度
中山間地域等 直接支払	平成〇年度	平成〇年度	年	平成〇年度	平成○年度
環境保全型農業 直接支払	平成〇年度	平成〇年度	年	平成〇年度	平成○年度

### 2. 実施区域内の農用地、施設

	農用地面積 定農用地 < 1		田		畑		草地	採車	草放牧地	計	うち遊休 農地面積	年当たり 交付金額 上限
	多面	(10	),010 a )	(1,	005 a )	(-	102 a )			(11,117 a )		
	支払	1	0,000a		1,000a		100a			11,100 a	10 a	5,112,300円
	中山間		а		а		а		а			
	直払	傾斜		傾斜		傾斜		傾斜		а	а	円
取組	環境							•				_
面積	直払※2										а	円

- ※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。
- ※2 環境直払に取り組む場合は、IVの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を 記載するものとする。

	農業用施設	水路	農道	ため池
	(多面支払)	(8.5 km)	(7.8 km)	(6 箇所 )
(夕凪又)(		8.2 km	7.5 km	5 箇所
	うち、資源向上支払	(1.7 km)	(0.6 km)	(4 箇所 )
	(長寿命化) の対象施設	1.6 km	0.5 km	3 箇所

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

### 3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおり

### 4. 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

- ※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。
- 5. 全体面積及び多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

全体面積	重複面積
土件曲領	(多面支払・中山間直払)
(11,015 a )	(102 a )
11,000 a	100a

- ※ 全体面積は、各支払間の重複面積を除いた日本型直接支払に取り組む面積を記入すること。
- ※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

### <施行注意>

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を( )書で上段に記載するものとする。

### 変更部分を二段書きとし、変更前を()書きで上段に記載してください

(別紙1)

# 多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式) 【変更】

Ⅱ. 1号事業(多面的機能支払)

対象組織が広域活動組織の場合は〇

 $\Rightarrow$ 

1. 交付金額 ※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。

# (1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単	i価	年当たり交付金額
Ш	(10,010 a )	(3,000)		(3,003,000 円)
Ш	10,000 a	3,000	円/10a	3,000,000円
畑	(1,005 a )	(2,000)		(201,000 円)
ΛШ	1,000a	2,000	円/10a	200,000円
草地	(102 a )	(250)		(2,550円)
半地	100a	250	円/10a	<i>2,500</i> 円
	この線より	上に行を挿	<b>入してく</b>	<b>ください。</b>
合計	(11,117 a )			(3,206,550 円)
	11,100a			3,202,500円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積

(2) 資源向上支払(共同)

地目	対象農用地面積	交付単	価	年当たり交付金額
⊞	(10,010 a)	(1,800)		(1,801,800 円
	10,000a	1,800	円/10a	1,800,000円
畑	(1,005 a )	(1,080)		(108,540 円)
ΛШ	1,000a	1,080	円/10a	108,000円
草地	(102 a )	(180)		(1,836 円 )
半地	100a	180	円/10a	1,800円
	この線より	上に行を挿	入してく	ください。
合計	(11,117 a )		/	(1,912,176 円
	11,100a			1,909,800円

※交付単価は以下①、②への取組状況によって単価が異なりますので、乗じた額を記入してください。

①多面的機能の増進活動に取り組む ②資源向上支払(共同)を5年以上実施、又は資源向上支払(長寿命化)に取り組む

①②に該当 ⇒単価に0.75を乗ずる

①のみ該当 ⇒単価の修正なし

②のみ該当 ⇒単価に0.625を乗ずる

①②に該当しない⇒単価に5/6を乗ずる

(3) 資源向上支払(長寿命化)

地目	対象農用地面積	交付単	i価	年当たり交付上限額
Ш	(10,010 a )	(4,400)		(4,404,400 円 )
ш	10,000a	4,400	円/10a	4,400,000円
畑	(1,005 a )	(2,000)		(201,000 円 )
ΛЩ	1,000a	2,000	円/10a	200,000円
草地	(102 a )	(400)		(4,080 円 )
半地	100a	400	円/10a	4,000円
	この線より	上に行を挿	入してく	<b>ください。</b>
合計	(11,117 a )		/	(4,609,480 円)
	11,100a			4,604,000円

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合、かつ直営施工を実施しない場合は、単価に5/6を乗じた額を記入してください。

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模 要件を満たさない場合は〇

集落数×200万円

円

2. 組織の広域化・体制強化の計画 (計画がない場合、この項目への記入は不要です)

	広域活	動組織	地の設立	特定非営	利活	動法人化
実施予定年度	平成		年度	平成		年度

※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に関与する法人のことです。

																				_
以下	は市	町村	担当	者と相	談の上	、記入	してく	ださい	۸,											
集落	数																			
農業	地域	類型		都市	的地	<del>_</del> 或		平地	農業	地域		中間	農業	地域		山間	農業	地域		
地域	振興	立法	8法	の適用		特定層	農山村		振興	山村		過疎	į		半島	i				
						離島			沖縄			奄美	群島		小笠	原諸	島			
交付会	金算定	このす	才象と	している	る農振					面積		1		ري دري	古一上	- <del></del> +/				
農地	維持	支払					資源向」 (キ	L又払 共同)							原向上 長寿命					
3. %	壬重九	∙ ∕∩≣	十画	ГЗ	. 活動	の計画.	」を変更	するキ	易合は	は、変	更後	を含む	全て	の項	目を記	記入し	てくフ	どさい	\	
(1)				 ž払					★実	施す	「る月	]に(	)をi	1人5	って、	くだる	さい。	o		
活動	百口				取約	F							毎年	度の	実施	時期				
/白劉/	<b>坝口</b>				ДXT	Н			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検		1	点核	<b>角</b>																
計画領	策定	2	年原	度活動計	画の第	定														
研	修	3	事務	多・組織	運営等	手に関す	ける研修	<u> </u>	平成	()年	度に	受講	予定	(活重	期間	内に	1 回	以上	受講)	
	農	4		木農地発				管理												
	用地	5		半・法面																
	16	6		(書)		の保守管	管理 ———		点検	結果	に応	じてヨ	実施問	詩期を	決定	-				
	水	7		各の草刈																
実	路	8		各の泥上					_E+&	<u></u> у+ m	<i>1-</i> r÷	\" <del></del> =	包括	±#0 <i>+</i>						
践		9 10		各附帯旅  道の草刈		未寸官店	<u> </u>		只快	施未	しいい	じてほ	夫心呼	す別で	[ 决止	: 				
活	農	11		<b>■</b> の早ん <b>−−−−</b> 道側溝の		<del>-</del> f`			占焓	<b>红田</b>	仁序	じて調	宇体服	きまま	油完	,				
動	道	12		面の維持								じて乳								
	_	13		め池の草					/////	./ru/\	(0,10)		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	.,,,,		- 				
	ため	14		め池の》					点検	結果	に応	じて訓	実施問	持期を	L ·決定	<u> </u>				
	池	15	た	め池附き	 帯施設・	 の保守			点検	結果	に応	じてヨ	実施問	詩期を	· :決定					
	共通	16	異:	 常気象®	寺の対	·						洪水	、台	虱、坩	也震等	テの発	生後	<u> </u>		
地域	Ž.	<u></u> の適	i切な	保全管	理のた	:めの推	進活動													
地域	資源	の適	切な	:保全管	理のた	:めの推	進活動	につい	17,	1)	~4	)を	記入	して	くださ	さい。				
<u>1)</u>	<u>保全</u>	管理	の目	標を①	<u>~⑥カ</u>	ら選ん	でくだ	さい。	(複	製選	択回	<u>()</u>								
	10	中心統	経営	本との役	2割分	担による	る保全管	管理				4集	落間	連携	や広は	或的流	5動に	こよる	保全	管理
	②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみ					かの保	全管	理		⑤多	様な	地域資	資源管	き理の	担い	手に	よる(	呆全管: ——		
	31	也域分	外の網	経営体と	この協力	力・役割	引分担に	こよる	保全	管理		<u>ි</u> ද	の他							
	-	③地域外の経営体との協力・役割分担に ・																		

# 「3. 活動の計画」を変更する場合は、変更後を含む全ての項目を記入してください

2)	) 今後、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を①~	<u> ~⑤か</u>	ら1項目以上	<u>選んでください。</u>	<u>—</u> .
	①農地の利用集積に伴う管理作業		④共同利用施	設の保全管理	
	②高齢農家の農用地に係る管理作業		⑤その他		
	③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業				_
<u>3</u> )	2) で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取締	風の方!	向性を①~⑦	から1項目以上選	選んでください。
	①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化		⑤不在村地主	との連絡・調整	体制の構築
	②入り作等の近隣の担い手との協力		⑥集落間の連	携や広域的な活	動
	③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり		⑦その他		
	④新たな保全管理の担い手の確保				-
4)	2)で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する取組	<u>を17</u> ⁄	<u>~23から1項</u>	目以上選んでく	<u>ださい。</u>
	17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む 農業者の検討会の開催			民等に対する意向 の集落内調査	D調査、地域
	18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査		22. 有識者等	等による研修会、	検討会の開催
	19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等		23. その他		
	20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の関係				

# (2) 資源向上支払(共同)

1)施設の軽微な補修、農村環境保全活動		★実施する月に○を記入してください。 												
江田	活動項目 取組						毎年	度の	実施	時期				
/白生	<b>训</b> 垻日	<b>月</b> 又作 <b>日</b>	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	機	24 農用地の機能診断												
	計能	25 水路の機能診断												
施	画診策	26 農道の機能診断												
設の	定	27 ため池の機能診断												
軽	•	28 年度活動計画の策定												
微な	研修	29 機能診断・補修技術等に関す る研修	平成	()年	度に	受講	予定	(活動	期間	内に	1 💷	以上	受講)	
補	実	30 農用地の軽微な補修等	機能	診断	結果	こ応し	じて耳	<b>尾施</b> 眼	芽期を	決定				
修	践	31 水路の軽微な補修等	機能	診断	結果	こ応し	じてす	<b>尾施</b> 眼	芽期を	決定				
	活	32 農道の軽微な補修等	機能	診断	結果	こ応し	じて耳	<b>尾施</b> 眼	期を	決定				
	動	33 ため池の軽微な補修等	機能	診断	結果(	こ応し	じて耳	<b>尾施</b> 眼	芽期を	決定				
農		34 生物多様性保全計画の策定												
村環	計	35 水質保全計画、農地保全計画の策定												
境	画	36 景観形成計画、生活環境保全計画												
保	策	の策定												
全	定	37 水田貯留機能増進計画、地下水か												
活		ん養活動計画の策定 												
動		38 資源循環計画の策定												

# 「3. 活動の計画」を変更する場合は、変更後を含む全ての項目を記入してください

江	타표ㅁ	項目 取組					毎年	度の	実施	時期				
活	動項目	月又作且	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
農村環境保全活	実践活動													
動														
		この線より上に行を挿入してくださ	い。											
	啓発・普及	51 啓発・普及活動												

2) 多面的機能の増進を図る活動 (任意の取組)★実施する月に○を記入してください。

- /	/ ш			17/11/	^ _	ים ה	۱۱ رک		_ 10/		. 、,,	v ·	0			
注制	項目	取約	D.					毎年	度の	実施	時期					備考
/白到	<b> </b>   円	дхі	Ъ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	11用15
	多															
	面															
	的															
図	機															
る	能															
活	の															
動	増															
	進															
	を															
	ح															
		この線より上に行	を挿入してくださ	い。												
		60 広報活動		·		-	-									

※増進を図る活動を実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度 実施してください。

ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては 毎年度必須ではありません。

56. 農村環境保全活動の	温広い	展開 を選択した	場合、以下のス	太枠内	可も記入し	<b>/てください。</b>
56. を選択した場合に選択⇒		農村環境保全活動を	1テーマ追加		「高度な係	保全活動の実施」
農村環境保全活動のテーマ			高度な保全活	動の国	収組内容	
		」「景観形成・生 能増進・地下水か				
	±			1 44-4	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

59. 都道府県、市町村が特に認める活動 を選択した場合、具体的な活動内容を記載してください。

### 「3. 活動の計画」を変更する場合は、変更後を含む全ての項目を記入してください

### (3) 資源向上支払(長寿命化)

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第1-4号「長寿命化整備計画書」 を作成し、添付してください。なお、1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考 えます。

延べ数量

年度計画

※延べ数量の延長は小数点以下第2位まで記入してください。

活動内容

施設区分	取組	内容	(単位はkmか 箇所を選択)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
	マの炉 トル トルケナギ	3 . テノギナい							
	この線より上に行を挿	人してくたさい。 	_						
	Iの実施方針について	全て直営施工	一部直営施工						しない
☆上記以 動計画書( く活動)	外に農業の多面的機能の こ記載してください。	D維持・発揮に必要な共同活動を (別紙でも可。) (実施要領第1	:実施する場合( の2の(4))	は、そ 又は第	その? 第2 <i>の</i>	5動内 02の	容を  )(4	、こ( ) に	か活 基づ

# **MEMO**

# ~多面的機能支払交付金は 農林水産省の補助事業です~



高めよう 地域協働の力!

# 【お問い合わせ先】

東海農政局農村振興部 農地整備課 (電話) 052-201-7271 岐阜県農政部農村振興課農村支援係 (電話) 058-272-1111 岐阜県農地·水·環境保全推進協議会 (電話) 058-271-1326 関係市町村担当課 (電話) 各市町村窓口にお問い合わせ下さい

本手引に掲載されている各種様式の電子データは、農林水産省のホームページにて 入手できます。

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen\_siharai/n\_youshiki/youshiki.html

令和元年7月